

経済科学通信

29

1980年 秋季号

第3回研究大会特集

現代世界経済と日本資本主義

中村静治

新国際経済秩序と現代民主主義

中村雅秀

誌上討論

独占資本主義論の方法と論理

——高須賀義博氏のレーニン理解にかんして——重田澄男

古典の読み方

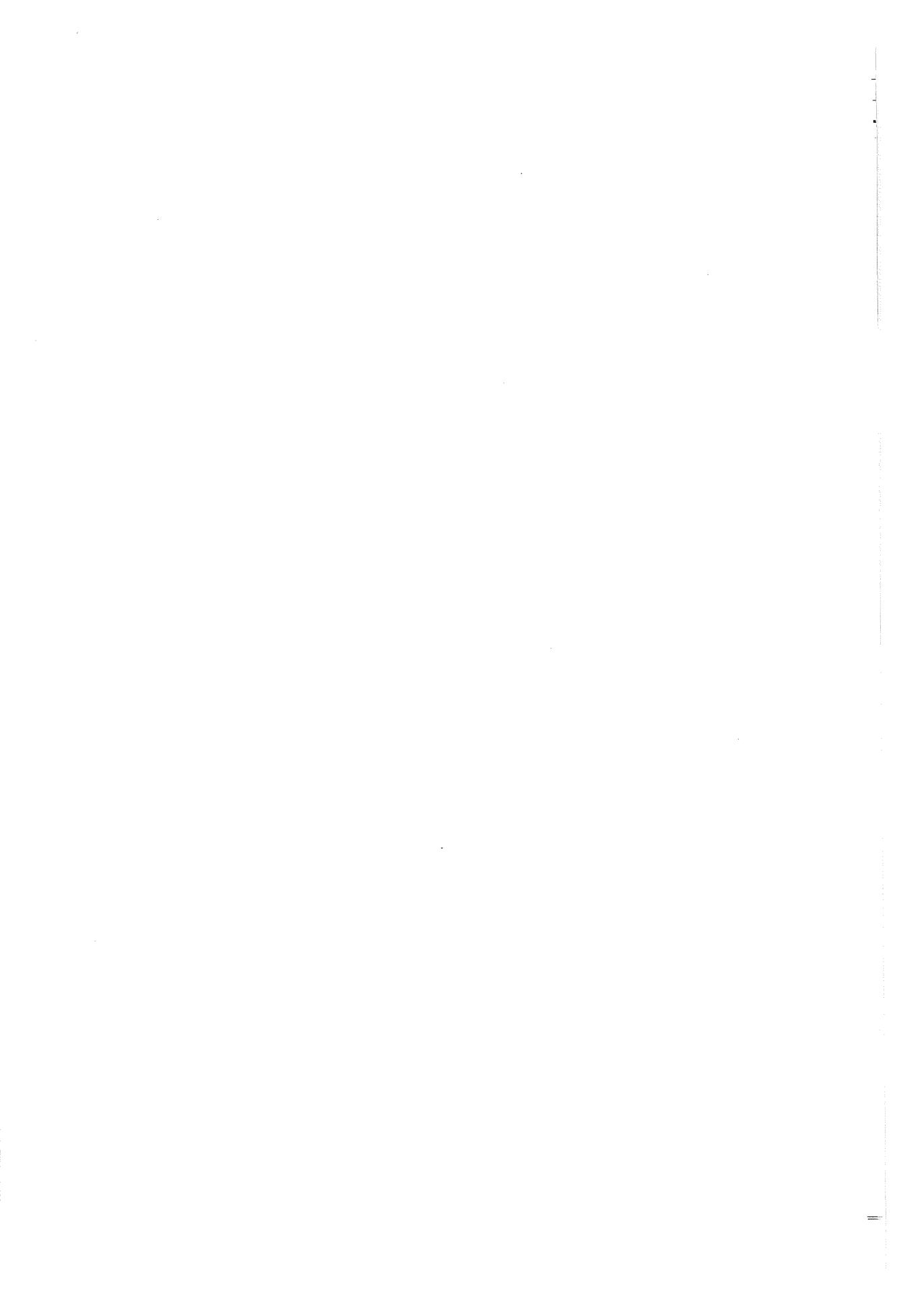
マルクス「フランス三部作」を読む

鶴田廣巳

学際交流

法律学の課題と発達の経済学

葦名元夫



経済科学通信

目 次

1980年 秋季号 №. 29

研究大会特集・現代世界経済と日本資本主義

- | | |
|---------------------|--------------|
| 本特集によせて..... | 編 集 局 (2) |
| 現代世界経済と日本資本主義..... | 中 村 静 治 (3) |
| 新国際経済秩序と現代民主主義..... | 中 村 雅 秀 (23) |

誌 上 討 論

- 独占資本主義論の方法と論理
—高須賀義博氏のレーニン理解にかんして—重 田 澄 男 (27)

古 典 の 読み方

- マルクス「フランス三部作」を読む(上).....鶴 田 廣 己 (42)

科 学 運 動

- 科学労働者の責任と義務
—盗用「学位論文」訴訟によせて—水 野 正 夫 (46)

学 際 交 流

- 法律学の課題と発達の経済学.....葦 名 元 夫 (49)

書 評

- 森岡孝二『独占資本主義の解明』を読んで.....鶴 田 満 彦 (65)
E. S. グリンバーグ『巨大企業と国家』馬 頭 忠 治 (74)
雑誌文献紹介(6)..... (79)

基礎研だより

- 第3回研究大会・分科会の報告..... (84)
高知支部活動報告..... (88)

読者のひろば..... (90)

編 集 後 記

紹 介

- 『労働と研究』第3号..... (48)
本誌最近号内容目次一覧..... (73)
講座「『資本論』と現代経済」受講生募集..... (78)

本特集によせて



周知のごとく70年代以降、世界資本主義は、幾多の不安定要因をはらむ未曾有の激動期に突入した。これら要因のくみ合せいかんでは、何がおこっても不思議でない状況——これが資本主義世界の現状であろう。世界体系としての国独資機構のマヒが、住民統合に致命傷を与えかねぬ危険を熟知・熟考するがゆえに、今日支配層は「総合安保=危機管理」の必要を高唱せざるをえないものである。

この緊迫した情勢の下で、本年7月25日から3日間、第3回研究大会が90余名の所員・研究生・読者を集めて、神戸の北縁——関西地区大学セミナーhausで開かれた。本特集は、この大会の共通論題「現代世界経済と日本資本主義」をめぐる基調報告を収録したものである。従来のわれわれの議論は、どちらかといえば国際的条件を捨象して現代資本主義の構造や日本

における階級結集・発達の条件をさぐるといった観角にたつものが多くかった。従来の理論的蓄積は尊重しつつも、これを一度世界資本主義の具体的な激動の深みから把えるおしてみると、これが今回の共通論題の目標であった。たとえば、国独資を世界体系として把えたとき、あるいは住民間の生存競争の組織化を、各国民・民族間の組織された生存競争の一環として考察したとき、どのような新たな相貌が浮びあがってくるのだろうか。

なお「現代日本資本主義の国際的地位」と題した柳ヶ瀬孝三氏の基調報告は、近刊の『講座現代経済学』第五巻に発表予定のため割愛し、本特集では中村静治、中村雅秀両氏の報告を掲載する。とりわけ周到な準備のうえで大会に臨まれ、力のこもった報告をして頂いた中村静治先生のご厚意には感謝の言葉を知らない。実際この報告は参加者の間に大きな反響をよびおこし、6時間余の共通論題シンポの終了後も、深夜に至るまで討論の熱気を冷すことができなかつたほどのものであった。

最後に、大会のいま一つの柱である自由論題報告については、5分科会で計26本の報告がおこなわれ、壮大なスケールで労働と研究の交錯を実現したことを申しそえておきたい。なおその詳細については、別掲の「基礎研だより」の欄を参照されたい。

編集局

現代世界経済と日本資本主義

中 村 静 治

目 次

- I 「80年代の経済学」と『戦後日本の技術革新』との連関
- II 「80年代の経済学」の論点
- III 経済理論学会関東部会における討論
- IV 山田盛太郎再生産（表式）論の呪縛
—北村洋基氏の討論—
- V 独占資本主義の技術的基礎と世界経済の現勢

I 「80年代の経済学」と『戦後日本の技術革新』との連関

本日、この研究大会で「現代世界経済と日本資本主義」という共通論題に則して記念講演をおこなうことができますのは、このうえない光栄であり、喜びであります。大会準備委員の森岡先生からの要請は、『現代と思想』第39号の拙文「80年代の経済学—現状分析論の課題」の諸論点を大いに問題提起的、論争的に述べよ、とのことでありましたが、この「80年代の経済学」は、79年5月末に擱筆した『戦後日本の技術革新』（大月書店79年9月刊）の主な論点を補充しながら80年1月末の時点における情況を踏まえて総括してみた、といってよいものです。そして、『戦後日本の技術革新』は技術、生産の分析についての私のそれまでの仕事の上に立って、世界史の流れのなかで日本の「高度成長」の過程を辿り、その性格を浮き彫にしてみようと試みた、いわば私の現代資本主義論、日本資本主義分析ともいるべきものです。そういうことで、「80年代の経済学」の諸論点は『戦後日本の技術革新』の論点でもありますから、まず『戦後日本の技術革新』執筆に当つ

て、とくに心掛けたところから話をすすめることにいたします。

その第一は、近代経済学者のなかでもマルクス経済学から近經へ乗り替えていった人々の日本経済論、技術革新論を俎上にのせ、土台から突き崩しておくということです。第二は、マルクス学派では南克己氏や島崎美代子氏に代表される山田シェーレといいますか、土地制度史学派といいますか、ともかくこの学会に属する方々の戦後日本資本主義分析をかなり意識し、問題だと思うところを浮き出しておくということです。そうしましたのも、私が日本資本主義分析に关心をもつようになつたそもそもは、横浜高商在学中の1934年、鉄塔書院版の野呂栄太郎『日本資本主義発達史』を古本屋で手に入れ、その前に読んでいた高橋亀吉氏の同名の本とはえらくちがう、すばらしいと大きな感銘を受け、ついで野呂氏の本と岩波の『日本資本主義発達史講座』（1932年5月—1933年9月）、なかでも山田盛太郎氏の「工場工業の発達」を、当時の私の理解しうる限りにおいて抜萃、摘記したものを作業論文としたという前景があるからであります。1943年の私の処女作『日本工業論』（ダイヤモンド社）の第1編は、「日本資本主義発達史論」と題した右の卒論を、時流に合わせてリライトしたものといってよいものであります。私が戦後、技術革新論や技術論にコミットして参った源流もそこにあります。そういうことで、山田氏の学統を継ぐ方々のお仕事に対して格別に注目して参ったのであります。御承知のとおり、このシェーレに属する方々の仕事はすぐれたものであり、敬服の至りであります、もう一つどうかと思うところもあると

いうように考えて参りましたので、この機会に注記においてではありますが、忌憚のない意見を述べ、「80年代の経済学」では批判を山田盛太郎氏の戦後日本資本主義論にまで延ばしてみました。東の雄が山田シューレとすれば、西のそれはさしづめ堀江シューレということになりますか。それで、コンビナートを独占段階に固有な生産力構造だとする堀江一坂本氏らの所説にも言及することにしたのです。

II 「80年代の経済学」の論点

ところで、「80年代の経済学」で，“危機の深化化と政府独占の対応”とタイトルした第1節は、『戦後日本の技術革新』の終章「模倣的・従属的革新の帰結」で考察したところを80年2月の時点で承けるという形で議論をはじめています。すなわち、スタグフレーションの原因をもっぱらOPECの原油価格引上げとiranの供給削減に転嫁して中東ペルシャ湾へ大艦隊を集めさせ、こうすることで軍事予算を増加させ独占を満足させる一方、代替エネルギーの開発をすすめて「石油からの米国の独立」を追求するカーターの世界戦略、これに追随・加担することによって日米軍事同盟を強化し、軍国主義化をおしすすめる大平首相の施政演説のなかに米日独占資本の80年代戦略が集約されていると考えまして、80年代の経済学に課せられた第一の任務は、つぎのようになるだろうとしました。すなわち、エネルギー問題、石油問題の本質を明らかにし、この局面に現われている小市民的終末論や独占弁護論の土台をつきくずし、独占資本が渴望している新しい動力機関がこの生産様式になにをもたらすかを社会構成としての移行の問題につなげて考えることであります。

そこで、まずエネルギー問題についてはカーターとその同盟者がそのせいにしているOPECの原油価格引上げとiran革命による供給削減を、アメリカとアメリカ系メジャーによる中東制覇にはじまる石炭つぶしのいわゆる「エネルギー革命」にたち帰って考察し、彼らのいうエネルギー危機とは要するに核軍事力をテコとし

た世界資源の独占と多国籍企業化、他国の低賃金への寄生による肥大機構、このうえに築かれた「自動車文明」がもたらしたものであることを示しました。一方における石油の浪費、需要の急増、他方におけるインフレ政策、ドルの流れ流し、ドル価の低下が榨取され収奪されてきた中東産油国民の反撃を呼び起し、中東原油を媒介してアメリカのインフレが世界に拡散され、この事態がそれまで無視、嘲笑していた石油資源の有限性にすりかえられて危機が煽られている。これが「エネルギー危機」の実体であり、本質であるとしました。

アメリカの中東武力制圧策は、それから間もなく、イラン人質強奪作戦となって現われました。これは見事に失敗しましたが、日本独占の無謀なアメリカの世界戦略への加担は、5月はじめ大平首相の訪米によって「共存共苦」という言葉で再確認されています。御承知のように、大平首相は人質奪取作戦失敗の苦杯をカーターと共にするとあって取り入り、カーターは日本の軍事力整備に関する中期業務見積りの繰り上げ達成を要求、大平首相は真剣な検討と努力を約束したほか、アジアや中近東への援助拡大、モスクワ・オリンピックへの不参加を表明しました。勢づいたカーターは、「日本は米国の世界政策の中核」と持ち上げ、「首脳会談には出ないはず」の自動車問題までもち出し、共同生産と対米投資、アメリカ製自動車の輸入拡大を要求し「同盟のコスト」分担を迫っています。

また、6月22、23の両日、ベネチアでおこなわれた第6回先進国首脳会議では、インフレや失業問題など今日の経済危機の責任をすべてOPECに転嫁し、経済成長を石油に頼るという関係を断ち切る必要があるといつて代替エネルギー開発での大国の「協調行動」が謳われ、石油火力発電の原則的禁止、原発の促進が強く求められました。大平首相の代役として出席した大来外相はアメリカ主導の結集をかためる役割を演じ、アフガン周辺諸国への肩代わり援助、弱い産業の切り捨てなど、国民の不安と犠牲を

つよめる重荷を引受けましたが、それは「80年代の経済学」であげておいたカーターの「80年代大統領経済報告」と大平施政演説の、そして5月の大平・カーター会談の再々確認といえます。

第二の論点は、この局面に現われている小市民的終末論の代表として、シューマッハのスマール・イズ・ビューティフルを検討、科学的な技術論が欠落する場合、技術と経済の発展法則がつかまれていないとどういうことになるかを示しましたが、シューマッハをとりあげましたのは、彼がイギリス石炭公社の経済顧問としてメジャーの「エネルギー革命」に勇敢に抵抗してつぶされたという時節柄恰好の経験の持主であること、そして「人間の顔をもった中間技術」という想念は、この挫折のなかで毛沢東の「大躍進」の基盤であった土法、地方小工業論から引き出されたものであることを、広く知って貰いたいと思ったからです。

私は、3月末から4月はじめにかけ、北京—南京—蘇州—上海というコースで2週間ばかり中国を見て歩いてきましたが、人々の生活は貧しく、街は必ずしも清潔とは云い憎く、どこへいっても軍人、兵隊ばかりがやたらと目立ち、大都市の大通りには、鋼材ばかり喰っているとしか云いようのないトラック、それに三輪車、馬車、つまり交通手段の三世代が相並んで走り、少し郊外に出ると耕うん機やトラクターが運搬専用に使われ、市内バスはどこも四六時中、東京の国電のラッシュ時なみのつめこみようといった風景、さらにいえば鉄道沿線の工場らしい工場は競争的にもろもろの黒煙を吐き出し、揚子江岸の化学工場はどうやら廃水たれ流し、停車場はけがれ、長距離列車は一等の指定席以外は大きな荷物をもった人々がぎゅうぎゅう詰め——ちょうど日本の戦争末期と終戦後の列車風景——人民公社の農機器工場のアンバランスで遊休の多い機械配置、農民のマンマンデーターな働きぶり、マニュファクチャの域を出ない土産物工場—輸出品工場などに接し、毛沢東はこの二十何年間、いったいなにをやっておっ

たのだろうか。中南海に武装衛兵を立てていて、あるいはそうしなければ安眠できないようでいて、人民の気持がわかるつもりでいたのだろうか。日本の中国通、友好人士、中国経済専門家といわれてきた人々が、なにを見、なにに拠ってとくとくと結構づくめの報告や論文を書いていたのだろうかと、すっかりふさぎこんでしまったことです。「実権派」が復活し、帝国主義との結託を前提とした「4つの近代化」となってはね返っているのも、よくわかったと思いつつ帰っていました。ところへ、最近の新聞（『朝日』、7.4）は、金森久雄日本経済研究センター理事長らエコノミスト訪中団に対して、薄一波副首相が新日鉄が上海に建設中の「宝山製鉄所は中国がこれから近代化を進める際歩む道ではなく、いまや中国人民のお荷物となつた」と語ったと伝えています。資金難—支払期日延長、値切りのための駆け引きもあろうかと思いますが、私の中国駆け足旅行の印象からも、さもありなんという思いがいたします。同時に、政治や商売の駆け引きに長けていても経済学、なかでも技術の問題にうといとどういうことになるか、これはその見本であろうと思っております。

横道にそれましたが、「石油危機」に直面して独占資本が改めて力を入れているのは、核融合、太陽熱の集中利用、その他の直接発電方式の生産力化です。これらは、単に石油の代替というだけでなく、オートメーションという制御の側における変革に促進された動力手段の変革の胎動もあるのですが、これを独占資本の活力に結びつけ、原油の「価格革命」と「電子技術革命」とがもたらした巨大な新投資機会の出現で世界経済は飛躍的に発展し拡大するであろう、といった議論が経済論壇をにぎわしています。ロストウの新著はこれを自己流に改ざんしたコンドラチエフ波動で説明しようとした代表的なものであります。そこで『戦後日本の技術革新』の第一章第一節2項の注(2)の補遺ともしておきたいと第5節でとりあげたのですが、これらはシュムペーターのイノベーション理論の

再生復活版でもあります。これに対して、マルクス経済学が“技術主義”的貼札で片付けたり、この生産力の発展、新投資の彼方に“大不況”をみることで満足していくよいものであろうか。こういう問題意識のもとで、蒸気機関という生産手段、生活手段のマイカー、流通手段の鉄道敷設といった再生産では地位も役割も異なる生産物の出現、生産部門の分化、あるいは展開でもって資本主義の発展段階を区切るスウェイジー批判にひっかけて、山田、堀江両シェーレの問題点をあげてみたのです。

以上のような次第で、拙論に対して忌憚のない批判をえたいものだと思っていましたところ、意外に早くその機会に恵まれることになりました。4月の中旬、経済理論学会関東部会の担当幹事金子ハルオ氏から、第29回の研究会を「中村静治著『戦後日本の技術革新』と日本資本主義分析の問題点をめぐって」というテーマで開催しようと思うがどうかというお問い合わせに接しました。

これは、願ってもないチャンスであり、光榮の至りです。ということで、研究会は6月21日、東京都立大学で開かれ、鶴田満彦氏（中央大）を司会者として、徳重昌志氏（中央大）と北村洋基氏（福島大）が討論に立たれました。それで、つぎに当日の討論内容を披露しながら、現代世界経済と日本資本主義の有様について私の考えを積極的に開陳して討論の材料に供したいと思います。

Ⅲ 経済理論学会関東部会における討論

研究会は、司会者の御指示により、最初に私から本の成り立ち、主な論点や問題意識——それはこれまで述べてきたところと略々同じような内容のものです——および管見したこの本に対する書評の要点を披露して参考に供するという形ではじめられ、徳重氏、北村氏の討論、これに対する私の応答、ついで参会者の討論という順序でおこなわれました。つぎは、司会者によつて要約されたものを、私のメモで若干補充

したものです。

1 徳重昌志氏の討論要旨

(1) 日本の側からの（技術）導入する論理は示しているが、アメリカ側から提供する論理は何か。これとの関連で日米の産業構造の関連が明確にされていない。

(2) 南氏、島崎氏の「超新鋭重化」、「在来重化への超新鋭重化の導入・設置」は著者のオートメーション、新段階への移行=技術革命の内容をもっているのだから、そのタームを拒否することはない。

(3) 著者は航空機部門を重視し、日本産業がこの分野を欠いているのを奇形というが、売上高では米国だけが突出しているのだから、米国以外はどこも奇形といわなければならぬことになるのではないか。関連して、古川哲氏の構想に対する批判は首肯できるとして、それでは日本のあるべき産業構造をどう構想したらよいか。

(4) 高度成長を牽引したものは重装装置工業としているのは問題がある。これらはその生産物を消費しうる消費財産業が発展していかなければならない。また、公共関連投資も第Ⅱ部門であり、これらが同時平行的に牽引していたのではないか。無制限な不均衡はありえないのだから。

(5) 第三章第三節3でオートメ化による巨大化、省力化を追求させた社会的要因が強調され、3つの要因があげられている。

そのうち、第一（貿易・資本取引の自由化の要求の強まり）、第二（賃金上昇テンポの早まり）はそのとおりとして、第三のベトナム戦争のエスカレーションというのはわからない。三要因の相互関係を示せ。

2 北村洋基氏の討論要旨

(1) 技術と技術進歩の把握の問題として、プロダクト・イノベーションはプロセス・イノベーションに解消し切れるものかどうか（この本では14ページ）。戦後の技術革新はその本質を労働の節約という価値的な面に還元して評価することでとらえきれるものでは

なく、科学技術の新達成によってはじめて可能となった新生産物の登場という使用価値的側面——むしろその側面が現代の技術革新を主導した要因である——との具体的からみ合いの分析を通じて評価しなければならない。実際、著者はそのような視点から分析されてはいるが、しかし、本質還元的な評価の色彩が強い。

(2) 第二次大戦後の新しい生産力段階の評価の問題として、著者は「現代の技術革命の特徴は資本制生産株式を確立した機械がオートメーションへ飛躍し、機械制生産に新しい次元を加え、生産様式の総体的な変化をそのうちに含みながら進行しているところにある」といい、また軍事が要求した生産物をつくり出すためのオートメであることを重視している。そのことを前提としてあるが、南氏は「原子・電子・宇宙」という新しい産業部門ないし生産物で抑えようとしている。南氏が問題にしているのは、新しい技術史上の段階区分ではなく、戦後史の特徴づけであるから、著者の20ページに見える南批判は視点の喰いちがいがある。同じレベルのものではない。産業構造の変化（南）を労働手段のところへ還元して評価（中村）してよいか。

(3) 重化学工業、軽工業の区分と重化学化的評価の問題では（17ページ以下）、山田一南氏は戦後日本の資本主義、産業構造の奇形性を検出するためにそうしているのだから、それでよいのではないか。重化学工業、軽工業が二部門分割に対応するのかどうか。

(4) 66—67ページ注(3)の南説批判は当っていい。引用された山崎隆三氏の批判について云えば、山田一南氏では両大戦間の重化学工業の進展を認めるが、それが全生産構造の基軸になりえなかった。しかし、戦後は編成の基軸となったとしているので、支える基盤が異なっているとの評価である。また、「断絶」「一挙創出」は、戦前設備がスクラップの対象になっているから連続性はないとしているのだ。さらに「技術主義」「生産力論的

理解」という山崎隆三氏の南説批判は、ひとり中村説に該当しないとせず、同じように南説にも当らないとすべきである。南氏では生産関係に規定された生産力と把握されているのだから。

(5) 新しい生産部門の分化を機械一オートメーションに還元して評価してよいか。「日本はこの時期、オートメーションの段階に入った」（105ページ）とあるが、「段階」という意味がよくわからない。オートメーションは本来社会主義のものである。ここでオートメ段階と規定するのはまずい。

その他の主な発言としては、林正樹氏（中央大）から（1）「管理の技術においてもさまざまな精巧化や改良も生れた」（18ページ）とあるが、なぜ「管理の技術」というのか。著者の主張では管理の技術は技術ではないのではないか。（2）機電一体といふことがいわれていると同じように科学と技術の一体化といえる現象が進行している。これをどうみるか。これに照せば科学技術革命といってよいのではないか。宮崎犀一氏（東京女子大）から、（1）管理の技術についてもっと議論を深める必要がある。（2）北村氏の討論に関連して、生産物（使用価値）と労働手段（価値）の二側面からの評価問題について、さらに突っ込んで議論して貰いたいとの注文が寄せられました。

お聞きのように、私の土地制度史学派批判は大分旗印が悪くなっていますが、私はそれぞれに対して十分というわけには参りませんでしたが、ひと通りお答えしました。以下、当日の発言に補完、加工しながら再現してみます。

徳重氏の指摘される問題点は、記述の不備、不十分、そして古川構想に対して自身の構想を明示していないという点をのぞけば、それぞれどこかでかなり立入って論述されていることばかりです。すなわち、（1）は第四章第一節の1項「技術輸出と直接投資」においてテキサス・インスツルメントの集積回路の例をあげて具体的に述べていますし、総体的には第一章三節2項「技術独占と多国籍企業」がそれに当たります。

(2)は北村説に合併して述べるとして、(3)の航空機部門の実質的な欠落の問題は、165ページの第三段落で述べていますように、「ヨーロッパ諸国の航空機メーカーが共同生産体を結成し、アメリカ軍産複合体の支配に一定の反発を示し、対抗してきた」との比較において述べているのです。フランスのエアロスパシアル社がブリティッシュ・エアロスペース社と共同開発したコンコルドはよく知られていますが、フランスが中心となって英、西独、オランダ、スペインと共同開発したエアバス A-300 は79年にオプション契約を含めて200機を受注し、世界の民間航空機市場で25%のシェアを占め、アメリカの独占体制に大きなクサビを打ちこんでいるとの対比で述べているのを見落されているように思います。また、徳重氏は航空機は今日では軍事工業であるから、日本の欠落は軍備増大に一定の歯止めをかけてきた人民の力の現われであり、憲法上の問題があるといわれていましたが、それは確かにしても、アメリカの資本による上流・尖端分野の占拠という日本の技術革新の性格、特徴を検出していることでの議論にはなじまないと私は思います。このさい、北村氏が原子力産業について、核=軍事系列と「平和」利用の二系統への分化を遂げながら完全に分離されない現実をあげながらも、ヨーロッパ諸国がアメリカの援助を受けずに自立をめざし、追いつき逆に追い抜いた分野も現われている実情を跡づけ、ここから南氏の「IB部門」ないし「IB体系」の内容把握の一面性、これを軸とする「冷戦帝国主義論」を批判されているのを注目したいと思います。(『現代資本主義の理論と構造』、『講座資本論の研究』5巻、青木書店、1980年3月、69—89ページ参照)。

つぎに(4)ですが、これは高度成長の最大要因は最終市場としての消費財市場の持続的成長、その内容の高度化、それも国民の所得水準の急速な上昇とその平準化を背景に実現されたとする正村公宏氏の美しく描かれた日本経済論に対して、そうではなく高度成長をひっぱったのは鉄鋼を主とする金属、セメント、石油化学など

の重装置工業であり、それらの肥大、巨大化は国内製造業とは相対的に独立した分野、すなわち輸出と産業基盤整備という名の大型公共投資の需要、つまり政策的につくられた需要であること、ここに赤字公債乱発の源があることを示したのですから、この節を改めて読んで頂ければ問題はないものと考えます。

(5)も同じく、106—107ページを通読して頂けばわからないことはないはずで、三要因の相互関係も示されていると思います。目下の日米自動車問題も、アメリカがベトナム戦争に熱中し、ドルをたれ流し、高原景気を享受していたところに源流があるといってよからうかと考えます。日本製の小型車がアメリカ市場で売れ出したのはこの頃からです。この点は「80年代の経済学」、22ページの下段、25ページの下段でも述べていますが、一つだけつけ加えてみますと、クライスラーの破綻もベトナム戦争に浮かれて資金を戦車工場の拡充に回し、ドルのたれ流し、インフレの世界的な拡散がやがてイラン王朝崩壊につながって、ガソリンがぶ飲みの彼らの商品が大衆からそっぽを向かれる事態がくるなどといった考えは、彼らの頭にチリほども浮ぶ余地がなかった故でしょう。クライスラーの戦車工場はいまも世界最大のものです。連邦政府がほとんど前例のない厖大な救済融資をおこなっているのも、そのためといえます。

最後に「るべき産業構造」については、討論のさいやっかりして何もお応えせず失敬しましたが、資源や国土の地理的条件をよく踏まえ、それにふさわしい分野で最高水準の技術を開発することで必要な国際分業をおこなうこと根本とし、使い捨て文化、大量浪費のアメリカ的生活様式に代え、清潔簡素で人間的な新しい生活様式の創造をめざすという方向で想を練っていますが、具体的に全容を示して御批判を頂くというところまでには至っていません。目下充填しているところを一、二参考までに云ってみますと、弱いとされる畜産業も、日本の山林原野を合理的に利用すれば、飼料の対米依存を断ち切って国内需要は十分に満たせる。国内

炭の復興、開発についても原子力研究に投じた程度の資金があれば、採掘、利用技術とも世界に冠たるもののがえられないことはなく、国内炭に十分な国際競争力をもたらせることは可能だと考えています。しかし、こうしたことも全体としてアメリカ独占資本の緊縛を解くことなしには困難なのは云うまでもありません。

IV 山田盛太郎再生産（表式）論の呪縛

—北村洋基氏の討論—

(1) 北村氏の討論に移ります。まず第一点の「新生産物の登場」という使用価値的側面で把えよ、「むしろその側面が現代の技術革命を主導した」という御意見ですが、これは北村氏が技術を「労働手段の体系に規定されて編成された生産諸要素の体系」（『技術と経済発展』、『現代と思想』第12号、73年6月、218ページ）と把えられてきたことと無関係ではないように思います。この北村規定に対する私見は『技術論入門』(139ページ)で述べたことですが、労働手段体系に規定されて編成された生産諸要素の体系、組み合わせとは労働過程そのものか生産物以外のものではないと考えます。労働そのもの、労働対象、労働手段の動的統一が労働過程であり、静止的統一が生産物であることは『要綱』にものべられています。

ともあれ、生産物は労働過程の結果といいますか、労働対象はその助けをかりて人間が活動する手段=労働手段の一定の体系のもとで目的とした変化、変形を遂げて生産物となります。この生産物=製品の機能の改良やそれまで存在しなかった新しい生産物、すなわち新しい構造（質）をもった製品が現われ出ることが技術進歩といわれている事柄（事象）の内容です。このことは、この本の15ページに明記されています。このさい、留意すべきは、新しいといっても、先行技術の蓄積のうえに、分化、多様化として現われ、既存のものを代替しながらさらに新しい可能性を開くものであるという点です。また、生産物（製品）といわれているものは、

生産手段となるか生活手段かのいずれかですが、生産物が原料ないし構成部品として次の生産過程へ入るものであれば、それらはその過程で加工され、あるいは組み込まれて完成生活手段あるいは生産手段の実体を形成します。このうち生活手段は生産過程から消えてゆきますから、終局的に生産過程で新技術を体現するものとして残るのは完成労働手段です。たとえば、高分子化学の新達成によってえられたプラスチックや合成繊維などの新しい生産物は、それだけでは生活用品としても労働手段としても用いられるケースはほとんどありません。それで、これらは中間製品と呼ばれています。この中間製品は次の生産過程（部門）で加工されプラスチックはたとえばポリバケツとなったり、機械の構成材料や部品に加工され、組み立てられてはじめて実際の役に立ちます。ナイロン糸は織られたり、編まれたりして靴下となったり、漁網となってはじめて目ざす使用価値をもつのです。そして、ポリバケツや靴下は消費され再生産過程に入りませんから、生産過程が繰り返し生きた労働と結合されるのは漁網や機械になった部分です。かくて、技術進歩は新しい構造の労働手段の追加ないし、それらの機能の改善として現われ、資本主義社会では固定資本として定在する、と規定されます。

技術の概念規定の中核に労働手段がおかねばならない。技術はこのように再生産過程で捉えるのでなければ実践的に無意味となるというのが『技術の経済学』（1960年）いらいの私の主張で、第一章二節14ページのプロセス・イノベーション、プロダクト・イノベーションの記述は、この点を強調しているだけのことです。本書では、至るところ「新生産物の登場」を問題として議論しています。が、なお使用価値そのものの研究は商品学の領域ですから、深く立ち入っているわけではありません。

繰り返しになりますが、北村氏の討論に則して、もう少し立入ってみると、新製品は実験室や試作段階では既存の設備を利用して生み出される場合もありましょうから、厳密には、あ

るいはすべてのプロダクト・イノベーションはプロセス・イノベーションに解消し切れないともいえましょう。しかし、ここでは「原則として」と記していることに留意して頂きたい。たいていの場合、新生産物に適合した新設備一機械・装置一における新工夫、あるいは専門化、特化がともないます。ですから、産業や企業の競争力はたんに新しい生産物というだけでなく、それらがいかなる機械・装置でもってつくられるかにかかってきます。マルクス経済学の立場にたたない人でも、産業内部に深く立ち入って調査している人々は、この点を見逃していません。たとえば、山田一三氏（野村総合研究所副主任研究員）は、「一産業の競争力は製品の競争力のみならず、製品を生産する技術の集大成である製造装置そのものの競争力をつけたときこそ、本格的に評価できる」（宮沢健一、森谷正規編『80年代の基礎産業』、1980年、筑摩書房、229ページ）といって、日本のエレクトロニクス産業の競争力が、このところ急速に強まっているのは、シリコン・チップをICパッケージに配線して組立てる自動ボンディング装置を開発したのに対して、アメリカは香港など東南アジア諸国に進出し、低賃金労働者の手作業に依存して自動化に遅れた。これに対して日本では最近紫外線利用のICパターン焼付機（キャノン）やドライエッティング装置（日電バリアン）などのほか、ICテスターなどの検査装置にユニークな商品が輩出したためだとしています。

そのとおりだと思いますが、トランジスターにせよICにせよ、またLSIにしても、実験室や試作段階から商品となるまでには大量に生産し、それら新商品を用いて十分に引き合う程度の価格で売り出されが必要です。このことは「新生産物の登場」ということのなかには、市場生産のための機械、装置の開発が内に含まれているということです。なお、北村氏は論文「現代資本主義の理論と構造」において「機械装置の助けによって人間の労働は、それなしには絶対に創造することのできない事をお

こない、またつくり出す」とのマルクスの言葉（『要綱』Ⅱ、315ページ）を引いて「オートメーションという労働手段の意義、役割を具体的に検討するためには、労働の節約＝労働生産性の向上という側面とオートメーションによってはじめて可能となる新生産物の創造という側面を区別して、それぞれの側面から評価しなければならない」（『講座資本論の研究』、前出、78ページ）といっていますが、このマルクスの言葉は機械装置が現われ、その助けをかりて道具の場合には出すことのできない程度の高いものがつくられる、道具ではつくりえない構造物や新しい物質の合成が可能になったという、いわば“機械あってのモノ種”という意味です。私のまでの記述も「資本主義を特徴づけている産業革命は、加工される材料に直接ふれる機械の一部分の変化からはじまる」ということを機械からオートメーションへの飛躍に則して述べているつもりです。あとで、考えて思いついたことですが、北村氏の拙論批判は、つぎのような機械とオートメの発生史比較論にも根があるのではないかでしょうか。すなわち、北村氏は右の議論につづいてつぎのように書いています。

「機械の場合には、その労働節約的側面が出発点であったのに対し、オートメの場合には、それによってはじめて可能となる新生産物（軍事兵器）の創造のための技術開発が出発点となつたことにまず注目しなければならない。この機械とは逆の顛倒した順序でのオートメの発生史こそは第二次大戦の現代科学技術革命に対する規定性の具体的現象形態であり……」（79ページ）。

このような北村氏のオートメ発生史把握は正確とは云いにくいと思います。私は20年前の著作で、

「オートメの端緒をどこまでさかのばらせてよいのかは議論のあるところであるが、1907年ドウ・フォレストによって達成された增幅を目的とした三極真空管が、現在のフィード・バック原理の端緒であることには異論はなかろうと思う。三極真空管の出現がレーダー、

電子計算機への道をひらき、その再生作用からフィード・バックの原理が導かれたのである」（『技術の経済学』、155ページ）

としておきましたが、このような技術上の蓄積というか、技術進歩の流れが30年代の経済軍事化、これにつづく大戦のなかで軍事に利用されてレーダーが生れ、原爆が生れ、実用的な計算機が出現したのです。このさい、実用的な計算機の出現も、真空管の発達がその利用を思いつかせたところにあるので、計算機の機械、構造自体は、マルクスの同時代のバベッジによって原型が出来ていたことはよく知られているところです。このように、機械の「出発点」とオートメーションのそれとは、逆でも顛倒でもないと考えます。ちがいは、それらを利用、発達させる生産関係、すなわち資本主義の生成発展期と没落期だとおさるべきではないですか。

以上を要するに、どんな新しい生産物（製品）——それが生産手段であれ、生活手段であれ——でも、それらを生産する機械・装置の性能がよくなければ、いいかえれば信頼度の高い機械設備が整備されないかぎり、市場における競争力は弱く、既存製品にとって代わること、したがってまた新しい時代を画することもできないのです。マルクスが産業革命、それにつづく19世紀中葉に至るイギリス資本主義の発展分析のさい、つぎからつぎに現われた新しい生産物をあれこれ並べるのではなく、近代的機械、作業機と蒸気機関、そしてこれら近代的機械をつくる機械の分析に焦点をしぼり、スライドレスト付旋盤の出現をもって資本主義は自分自身の足で立ったとしているのもゆえないことではないのです。

かくて、筋骨系労働手段の骨格は、道具製機械→機械製機械→複合機械（ユニット・マシン、トランスマシン）→コンピューター制御の機械すなわちオートメーション（N C工作機械、マシニング・センター）という系譜において発達していますから、工作機械を中心とする産業機械の生産部門の発達水準こそ、技術したがってまた経済の発展段階を区画する指標

であって、これを描いてさまざまな生産物、生産部門の新生、分化、あるいは優劣を論じてみても、社会構成としての移行問題はもとより、技術水準の総体的な国際比較はできないはずです。この観点から、かつて富山和夫氏の所論に閲説して、一国技術水準の国際比較はどうあらねばならないかを論じたことがあります（「産業と技術の国際比較について」『現代技術論の課題』、78年、青木書店、第三章）。マルクスが、「労働手段の遺物は滅亡した経済的社会構造の価値判断のために重要な手がかりをなしている。それと同様に、何がつくられるかということではなく、如何にして如何なる労働手段をもって作られるかということが、経済的諸時代を区別する」と述べているのは、よく知られていることです。

(2) まず北村氏の南説理解は当らないだらうということを述べておきたいと思います。南氏は「鉄と石炭の段階から原子・電子・宇宙の段階への進展」、あるいは「原子=電子=宇宙産業の形をとる生産力の新段階移行」と明記しています。これは戦後史の特徴づけといつても、近代経済学者たちの産業構造の変化といったものではないでしょう。その源流は山田盛太郎氏の「国家能力の中核体=軍事力は、第二次大戦に至るまでは鉄=機械化を主力とするものであったが、大戦末期から戦後にかけては、主力は原子力=エレクトロニクスの段階＜「宇宙、核エネルギーの世紀」＞に入り……」（「戦後再生産構造の基礎過程」、龍谷大学『社会科学研究年報』第3号、72年3月、81ページ）あたりとしてよいのではないですか。そこで私は、生産力の新段階移行は新しい産業部門ではなく労働手段体系への飛躍、すなわち機械からオートメーション段階への飛躍において把えるのではなければならぬとして19—21ページの注(5)をつけたのです。南氏の議論はマルクスの視点とはちがうということなのです。

ところで、新しい部門とされる電子、原子力、宇宙産業のうち、電子工業はコンピューターに代表される自動制御機器の製造部門で、そ

の生産物＝コンピューターは工場や企業の管理手段に供されるものと、直接的労働手段に組み込まれるかないしは組み合わされることによってオートメ化といわれている事象の内容、実体を形成しています。航空機工業自体は今世紀のはじめに出立していますから、新旧ということではむしろ「在来」の方に入るわけですが、なお、山田氏の場合、電機工業と自動車工業が、「新鋭産業」となっていますから、航空機工業もこの分類に入れられるのかしれない——最近の航空機は電子機器のかたまりのような形であります。このことによって機能が著しく、飛躍的に高まっているのは御承知のとおりです。宇宙＝人工衛星＝ミサイルもロケット＝噴射推進そのものは新しいというわけではなく、飛躍は遠距離到達と制御装置一命中度にあります。ところが、こうした事態は最も古い機械である紡績機、紡績工場においてもすんでいるのですから「在来重化」「新鋭重化」「超新鋭重化」というような区分は、各々に分類された産業の成立年代、あるいは移植時期の新旧、つまり歴史が長いか短いかという以外、経済学的にはさし当りなんの意味ももたないのではないか。

生産部門の新生、分化についていえば、超過利潤を求める資本間の競争、社会的欲望の拡大が社会的分業を拡大させ、労働手段体系の発達、進歩が労働と経営、したがって資本を分離し、新しい生産部門を形成してゆきますが、このことと「在来」の部門、たとえば電子工業における電機工業など新生部門の母体となった部門、さらには素材、中間製品の生産部門が技術的に旧いとか新鋭でないとかいうことは別の問題です。電子工業が既存の電機部門から分立するほどに発達したということは、エレクトロニクス機器が「在来」の繊維工業、鉄鋼業、さらにはマイ・カーにまで広く組み込まれてきたということ、つまりそれだけ市場が拡大したということなのです。最近、トヨタ自工と松下通信工業が共同でマイコンを利用し、ガソリンの残存量、ランプの点滅、ドアの開閉状況など、

安全性を確保するために欠かせない情報を音声で知らせるという「音声合成警報装置」を開発し、これを組みこんだ新車が今秋にも発売されるとの新聞記事を読みましたが、電子工業の生産物は銀行や工場また企業全体の管理用、事務用、軍用＝バッチシステムなどの大型電算機のほかは、大方このようないくつか既存の機械に組みこまれるものであります。そのため、機械の製造と電機（電子）の製造部門は企業レベルでも一体となって、再生産の中核部門を形成しています。この事態を「在来重化への超新鋭重化の導入・設置」などと規定したのでは、日本語としてもおかしく、学者の現実認識のほどが知られると揶揄されないかと心配です。それがオートメ化と内容を同じくするならば、なぜすでに慣用されているオートメーション化あるいはオートメーション時代の到来などといえないのでしょうか。

以上は、徳重氏の(2)さらには林氏の機電一体化、科学と技術の一体化に対するお答えにもなっているかと思います。巨大電気機械メーカーの場合、ボイラー、原子炉、蒸気タービン、水車、発電機といった原動機とこれらの制御装置、計算制御装置、そしてコンピューターとデータ諸装置を製作しており、原動機とその電子制御機を一体として設計、製作するケースも多くなっていますからまさに機電一体ですが、ここから、科学と技術の一体をいうのは誤解のおそれがあると思います。科学的研究の成果は、マルクスの時代から技術に体化されていますから、この意味では科学と技術は産業資本主義の確立いらいら一体化しているといえますが、しかし北村氏が科学技術革命という言葉を芝田進午氏やシュハルジン教授らの著作をあげて肯定的に用いているのは一考を要すると思います（北村前掲論文、76ページ）。まして、南氏のように科学技術革命と科学革命を同義に用いるのは文字通り“言語同断”であろうと考え、かなり長い注をつけたのでした。

これに関連して、どなたからでしたか、芝田、シュハルジン説はともかく、やはり科学技

術革命といってよいのではないかといった発言がありました。どういう進行状況だったのか、うっかりしていたせいか、この御発言に応答しないままに済みましたので、多分、『世界経済評論』(78年9月号)にみられた中村氏方氏などの科学技術革命論に近いもののように思われますので、ここで中村氏方氏の所説に対する私見を述べて参考に供します。中村(氏方)氏はつぎのように主張されています。

「科学が直接的生産力になったということは当然のことながら技術体系を媒介としないという意味ではありえない。産業過程の外にあって、組織されずに偶然的に生産力化した段階、必要が発明を生んだ段階と異なって、科学者と科学的研究が組織されて産業過程に連接し、科学が必要を生みだす段階という意味であり、科学者と科学が継承され再生産され発展する社会的基礎を確立したこと意味する。そしてその生産力効果は、その产出に要した費用に照應せず、巨大な社会的経済的効果をうみだすという点において、また基礎研究への投資が他の従来の産業投資に対して、長期的にはるかに高い投資効率をもつ関係が現実化しているという点において、在來の単直な生産力概念(労働手段と労働力の結合)を不十分なものとしている」(「科学技術革命と世界市場競争—現代社会主義の直面する基本問題—72ページ)。

これでみると、中村(氏方)氏は科学者と科学的研究が組織されて産業過程に連接しているかどうかというところに“単なる技術革命”と

“科学技術革命”のちがいをみているといつてよいと思いますが、H・ブレイヴァマンは、この意味での科学技術革命は一世紀前にはじまつたと述べています(『労働と独占資本』邦訳、229ページ)。組織だった発明を特殊目的とする研究機関が1876年ニュージャージ州メンロ・パークで、エジソンによって設立されていること、アメリカにおける最初の国立研究所は1887年、ハッチ法に基づいて法務省の手で設置されていることなどが、ブレイヴァマンをこのよう

に云わせているのでしょうか。アメリカの主な企業研究所の設立年次をみてみると、イーストマン・コダック=1893年、B・F・グッドリッジ=1895年、GE=1900年、GMのディトン・エンジニアリング・ラボラトリーズ(1909年設立)の利用がみられます。GMは1920年に全研究活動を糾合してGM研究所を設置していますが、GEに対抗してウェスチング・ハウスが研究所を設立したのは1917年です。1920年には、このような企業所属の研究所は300かぞえられます。ドイツでは1880年頃バイエルンのものが口火を切っています。わが国の理化学研究所の設立は1915年です。

このことは、中村(氏方)氏の規定する科学技術革命は、第二次大戦後の新現象ではなく、独占段階への移行転化と軌を一にしているといわねばなりません。そうしますと、その科学技術革命とは広重徹氏が力説していた科学の制度化・体制化と略々同じ内容となり、現代の技術革命は科学の制度化、体制化のもとで進行しているというほどのことにすぎません。そうであれば、現代は「科学が必要を生み出す段階」といったものではなく、独占の必要が科学者と科学的研究を組織して人間生活には必ずしも必要でない過剰な商品をつぎからつぎにつくり出し、浪費を強制し、ついには人類皆殺しも可能な原水爆を蓄積している時代とすべきであります。この事態を科学技術革命などといっておったのでは、独占資本主義の腐朽を科学の衣裳で蔽い隠すことにならないかが問われて参ります。

原水爆は一応おいても、日本の原子力発電研究に投下された金額は78年までに政府資金だけで約1兆円、機器メーカーや電力会社などの民間資金を合わせると約7兆5千億円に上っています。にもかかわらず、原発の多くはいまだにペイしていない(『戦後日本の技術革新』、142ページ参照)状況に照しましても、「产出に要した費用に照應しない巨大な社会的経済的な効果を生み出す」とか、「従来の産業投資に比べものにならない高い投資効率をもつ」という主

張にも俄かに賛意を表しかねます。そのうえ、「科学上の諸発見の生産力化が技術体系を媒介としない」という意味ではないのであれば、「在来」の生産力概念を不十分なものとしているという主張も成り立たないはずです。

この辺で第3点に移ります。

(8) 北村氏がとりあげられた重化学工業。軽工業の区分と重化学化の評価の問題は第四章三節2項(170—172ページ)で述べているところで十分と思いますが、それは『現代工業經濟論』の第八章(産業構造)からの抜粋です。それで、さらに詳しくはそれによって頂ければよいと思いますが、せっかくですから少し議論してみると、南氏の依拠する山田盛太郎氏の場合、重化学工業を「仮りに第I部門とすれば」と断わっている場合もありますが、無限定に第I部門として議論されている場合もしばしばです。たとえば「戦後循環の性格規定(準備的整理報告の要旨)」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第1号、62年、225ページ)、「戦後再生産構造の基礎過程」(龍谷大学『社会科学研究年報』第3号、72年、82ページ)を御覧下さい。山田氏の場合、重化学工業は何よりも鉄鋼業、軽工業とは纖維工業なのですから、そうなってくるのも当然かもしれません。しかし、纖維工業をすべて第II部門としてよいかとなりますと、紡績業の生産物の糸が家計で買われる部分は僅かなもので、大方は織布、縫製糸を経由しますから、紡織糸業の場合ならともかく、紡績業は原料の生産部門、すなわち第I部門ということになります。この点、製糸業=生糸についても同じでしょう。この種の詮索はともかく、日本資本主義の場合、重化学工業に分類される諸工業は、軍需品をのぞけば第I部門プロパーと看做して大過なかったのは満洲事変頃までで、すなわち野呂氏の『分析』が対象とした時期までです。それだから、理論的に問題があっても、軽工業、重化学工業というタームで分析をすすめても、すぐれた展望をひき出せたのだと思います。ところが、戦後は「巨大新銳」と山田氏によって呼ばれる家電や乗用車工

業などの「体系的な創出」がおこなわれましたから——但し、電気冷蔵庫、洗濯機、掃除機、冷房機は1930—31年頃に市販がはじまっており、ダットサン乗用車の量産開始も1933年で、この基礎のうえに戦後の展開がおこなわれた——重化学工業と軽工業の区分はマルクス再生産表式のI、II部門にそのまま対応するわけはありません。

ところで、山田氏の前掲論文「戦後再生産構造の基礎過程」は、重化学工業体系構築の必要性をつぎのように捉えています。すなわち、第二次大戦を画期として、(1)国内的に地主制の解体 (2)世界的規模での植民地の崩壊 (3)技術上での化織の登場によって日本資本主義における纖維工業段階は終焉を告げ、この歴史的地盤のうえでは日本経済再構成にあたっての生産力段階は重化学工業段階しかありえず、「戦後日本では、重化学工業化が一つの至上命令となつた」。

だが生糸や綿製品が主な輸出品の地位から退くことによって再生産=循環の中核体でなくなったという意味での「纖維工業段階の終焉」は山田氏のあげる三要因もさることながら、アメリカが自由貿易主義を建前としながら国内産業資本の利益擁護に直結した保護貿易主義をとっているところにも大きな要因があります。生糸はともかく、戦後日本の綿業の復興は戦争中の極度の抑圧、衣料の欠乏を反映して、どの部門にもまして急速調であつただけでなく、外貨獲得の最有力産業として助成され、日本の綿製品はアメリカ市場に氾濫するようになりました。その結果、1956年には輸出自主規制という名の輸入制限がおこなわれるようになり、5年間の日本綿製品協定のあと、1960年には国際綿製品貿易協定(LTA)に拡大され、1970年には日米纖維協定となって「纖維工業段階の終焉」が告げられることになったのです。日米纖維戦争と呼ばれたものがこれです。この過程で、日本の綿紡資本は韓国、台湾、東南アジア、さらには中南米に脱出し、そこからアメリカ市場への輸出、さらには日本市場への逆輸入がおこなわ

れるようになっているのです。このさい、国内繊維工業は高級品を指向し、紡織から染色の色合わせまでコンピューターが使用されていることが見落されてはならないでしょう。こうした事情は、テレビについても同じで、重要な部品を日本から現地子会社に輸出し、そこで組立ててアメリカ市場へ輸出するようになっていきます。そのため輸出秩序維持協定（OMA）は、台湾と韓国に及び、日本のメーカーはアメリカに生産の重点を移さざるをえなくなり、昨年の日本からの対米輸出は69万台にまで減少しています。76年に296万台だったのと対照すれば、まさに雲泥の差です。

右に関連してもう一つ述べておきたいのは、山田氏では「重化学工業段階の成立」が同時に「巨大・新鋭な重化学工業の体系的な創出と旧来からの一般的・低位産業との間にえがく開差の成立」で、そこから「系列化の傾向と厳しい格差（付加価値生産性格差と賃金格差）」が生じ、この格差が強蓄積の要因となり、逆に強蓄積が格差の要因ともなることが「重化学工業段階」の内的矛盾であり、1962年不況がこの内的矛盾の爆発（＝強蓄積の限界露呈）であるとして「恐慌」＝「危機」の規定を与え、テレビのカラー化、モータリゼーションの爆発以前に「戦後大不況期」を設定していることです。これなど、重化学工業、軽工業のタームで日本資本主義、産業構造の奇形性を検出していると、どういうことになるかを示すものではないですか。65年不況のあとの60年代後半（66—71年）の投資規模は、ほとんどすべての部門で60年代前半（62—65年）のそれをひとまわりもふたまわりも越える巨大なものとなっています。これを可能にした物的基礎は機械、装置の進歩、とりわけオートメ機器の進歩です。この場合、投資規模の量的差異は労働手段における質的差異を示している、日本はこの時期オートメーションの段階に入ったというのが私の把握です（『戦後日本の技術革新』、99—107ページ）。このようなオート化による巨大化、省力化を追求させ、可能にした三つの社会的要因とそれらの相

互関係が徳重氏の討論でとりあげられたものですから、繰り返えしのべてみますと、日本の独占はアメリカのベトナム戦争のエスカレーションによるドルのたれ流し、ドル価の低下を利用して貿易、資本取引の自由化要求を受け入れる一方、賃金上昇からくるコスト・アップを巨大化と省力化で埋め合わせようとしたのです。ドル価の低下は原燃料の輸入価格を下げ、アメリカ市場は軍需に追われて資本と労働力はこの分野に集中し、設備更新の波から取り残された鉄鋼などの基礎部門、衣料、テレビなどの日常消費部門の競争力は激しい低下をきたしていました。このような情勢に促進されて巨大化投資がはじまり、その結果、低廉な中東原油を基礎とする日本商品の国際競争力は抜群のものとなりました。ことに、鉄鋼、化学の素材部門の巨大化メリットは自動車、船舶、機械その他の完成品の競争をいっそう強め、かくて生産の拡大がつづき、66年以降は失業率も低下し、有効求人倍率も74年に至るまで常に1を越えるという状況でした。輸出の増大と石油をはじめとする主要原燃料、食糧など、第一次産品の国際価格の安定に助けられて国際収支は大幅に好転し、恒常に黒字を累積させる事態を生み出しています。

これが、山田氏によって警告され、設定された「戦後大不況期段階」の実情です。

この不始末は、大島雄一氏によって、いろいろと補填されています。たとえば、「昭和40年代の重化学工業化のより高度の展開は、すでに『第2階梯』で成立した『重化学工業段階』のうえで、強蓄積の内的矛盾の爆発（『恐慌』＝『危機』）をインフレーション的蓄積過程の展開（＝赤字国債発行）と世界市場への強行的割り込み（＝輸出増大）によって糊塗したかぎりで可能だったといえる」、あるいは、「予告的展望的に規定された」もので、「世界的にはIMFの固定レート制がまだ機能していたかぎり……世界市場への矛盾転嫁の一局面をなおもちえたことは……明かである」（前掲大島論文、141—142ページ）等々。

しかし、赤字国債の発行—インフレは、そのまま推移すれば賃金を上昇させ、それは製品価格にはね返って輸出を困難にしても増大させることはできません。このことは韓国経済の今日が如実に示しています。それゆえ、インフレで実質賃金が低下している間に技術革新をすすめ、それに見合って人員削減、配転、労働強化などで労働の生産性を向上させて賃金上昇圧力を吸収するのでなければなりません。これが「より高度の展開」ということの内容でなければならないし「矛盾転嫁」を許した世界市場の条件とはベトナム戦争のエスカレーションでしょう。そうであれば、これは「強行的割込み」ではもちろんないし、まして「糊塗しえた」などという言葉で糊塗されてよい局面ではありますまい。

これを要するに、66—71年はベトナム戦争のエスカレーションという「世界市場の条件」のもとでオートメ化による巨大投資と資本自由化すなわちアメリカ資本の対日投資の急伸によって日本産業の相貌は60年代前半のそれとは量質とともに一段の飛躍をとげています。この時期は資本の技術的構成の高度化とともに横への拡大、生産規模の単純なる拡大が現実化されたといった局面ではないのです。この事実、この時期をとびこえ、62年不況が「重化学工業段階の成立」（1955—60年）のうえでの強蓄積の内的矛盾の爆発であることが確認されれば「戦後大不況期の到来は必然であり、その時期は二義的な問題となる」（前掲、大島論文、142ページ）というのは、狼少年のたぐいではないでしょうか。

御承知のように、資本主義世界がドル価の低落＝金の値上りにリンクした原油価格の引き上げを契機として同時恐慌に見舞われたのは74—75年です。いらい世界経済は失業増大のなかの物価騰貴、インフレと不況の共存という資本主義史上かつてない困難に遭遇し、イラン革命がこれに拍車していますから“狼”はたしかに現われているわけですが、なお日本資本主義は「減量経営」のあと省力投資—オートメ化をす

すめて労働密度をかつてなく高め、需要の減退を製品価格の引き上げで埋め合わせ、高度成長のピーク時とならぶ高収益を満喫しています。

(4) 第四点に移りまして、ここで北村氏が云われているのは、再生産＝循環の基本形態が戦前は生糸・絹織物の土産品輸出+棉花輸入→綿糸布輸出、戦後はもっぱら原燃料（鉱石、原油）輸入→鉄鋼とその加工物輸出という形態をとっていて、「支える基盤が異っている」、「両大戦間の重化学工業は全生産構造の基礎になりえなかった」という意味で、戦前日本資本主義＝繊維工業段階、戦後日本資本主義＝重化学工業段階とされているのだから、それでよいではないか、軽工業、重化学工業の区分はここに一定の有効性を示している、ということあります。

果して、そうであるかどうか山田論文について確めてみますと、氏は「第一次大戦を軸としての日本資本主義の再編、繊維工業段階から重化学工業段階へ」という移行は、「繊維工業の基本設備の供出を通じて兵器生産を軸とする重化学工業への集中」という形で第二次大戦＝戦時下にその「礎石」が据えられるが、重化学工業が「現実的基礎をもつに至るのは戦後段階」で、段階画期としては「昭和30年（1955年）前后及び以降」とするのが「合理的」であるとされています。また、このさい戦前日本資本主義の生産力段階を軽工業＝繊維工業段階とするのは、再生産＝循環の基本形態が「地主制下の零細農耕様式を一般的土台」として「繊維工業が中核体としての構成」をとり、これが「軍事工廠に支えられた重化学工業の成立をもり立てる」という構成をとっていること、「総じて I P m 生産部門と II K m 生産部門との間の関係〔いわゆる再生産表式の範疇で表示すれば I v + m = II c および蓄積の関係〕を基礎付けていた」ことによる、とのべています。

このように、山田氏は軽工業、重化学工業をマルクス再生産表式の二部門分割に対応させていながらではなく、「軽」と「重」のなかに生産力の発展段階の差が表示されるものとして議

論をすすめているのです。そうだとしますと、「1955年前段及びそれ以降と画期される「重化学工業段階」は「原子力＝エレクトロニクスの段階」(山田)，あるいは「科学＝技術革命の進展が資本主義世界の心臓部をとらえ貫き」「原子＝電子＝宇宙産業の形をとる生産力の新段階移行」(南)のあとはどうなるのかという問題が出てきます。さしづめ，戦前＝繊維工業段階，戦後62年(ないし65年)まで＝重化学工業段階，66年以降＝原子・電子・宇宙工業段階とでもしなければおさまりがつかないのではないか。そうすると，軽工業＝消費手段生産部門，重化学工業＝生産手段生産部門とする「二部門分割の具体化」からはみ出てしまします。そこに島崎美代子氏の「在来重化への超新鋭重化の導入・設置」といった規定の生れるいわれもあるのでしょうかが，これでは重化学工業化から情報サービス産業主導の脱工業化社会を云う正村公宏氏やブレジンスキーの『テクネットロニック・エージ』(直井武夫訳，読売新聞社，1972年，参照)などにきちんと対抗できないことにならないか，これでは具合が悪かろうと176ページの注(3)をつけておいたのです。

もっとも，山田一南氏は，このほころびを「電子＝原子力＝宇宙産業」は軍需品生産部門として処理されているつもりかもしれません。北村氏のつぎのような南説批判は，このような理解のもとになされているように思えます。

「オートメーション——もう少し広くいえば，自動制御技術を核とする現代の生産力体系——の両側面のうち，軍事先端産業としての側面が主要な現象であり，しかもそれが現代資本主義体制の強力的維持機能を直接的にはたしているからといって，軍事先端産業(=IB体系)のみを現代資本主義の生産力的基盤として把握することは一面的であろう。他面における労働節約的機構——とくに在来重化学工業におけるオートメーション化——との具体的なからみ合いこそ，現代資本主義の生産力構造の基軸として検討しなければならないのである」(「現代資本主義の理論と構

造」，『講座資本論の研究』5，79ページ)。

これは(1)でみた私の本の「方法」に対するのと正反対，逆のものである点に注目して頂きたい。このさい北村氏に質したいのは，南氏が軍事先端産業だけを現代資本主義の生産的基盤として把握しているのは，北村氏のいう「新しい生産物の登場—使用価値の側面」こそ生産力の発展水準をあらわすとする山田説に依拠しているがゆえだということを十分踏えてのことであるかどうかということです。

それから，戦前生産力の戦後への継承については，私は山田氏とは少しづがって，軍需に直接依存しない分野の機械や化学(含む人絹)工業の基礎石は第一次大戦を契機とする戦争ブームのなかにおかれ，30年代はじめの不況期の産業合理化運動の過程でかためられたとみています。(拙稿「第一次大戦と重化学工業」，「合理化運動の開始」，日本科学史学会編『日本科学技術史大系，通史3』参照)。この合理化運動による失業，倒産と大恐慌による生糸の対米輸出の激減を主因とする農村恐慌が中国東北部の略取—満洲事変へと導き，「満洲国」の建設から日中戦争の過程で軍備増強に支えられて拡大された，と把えています。紡織機の供出，スクランプ化，繊維工場の兵器生産への模様替えは太平洋戦争も中期以後のことで，これらは戦後の「重化学化」には大してプラスになっていません。また，戦後1951年からはじまった鉄鋼の第一次合理化投資はもちろん，乗用車，家庭電器，石油化学，合纖の展開を背後で支えたものとして無視できないのは，戦前すでに基礎をかためていたミシン，カメラ，時計，双眼鏡などのいわゆる軽機械工業の兵器生産，軍需から民需への再転換による輸出の増大，輸出産業としての育成です。これら軽機械類と綿製品の輸出代金で新式機械，プラント類，さらには特許の買入れがまかなわれたのです。そこで，私は10年前の著作で，「これはちょうど戦前重化学工業—軍需工業が繊維工業，中小雑貨工業を基礎とし，産業合理化運動の下につくりあげられた関係と恰好の対照をなしている」(『戦後日本

経済と技術発展』、1968年、日本評論社、91ページ)と書いておきました。

それはともかく、私が山崎隆三氏の南説批判を引用しましたのは、南氏の断絶説、一挙創出説の批判とともに山崎氏の『山田氏』批判も当っていなかつことを示すためでした。北村氏は南説を擁護していますが頂けません。戦争中の設備が比較的小さいものであったこと、また酷使による荒廃、陳腐化で更新の時期にきていたことがスクラップ・アンド・ビルトを合言葉に、ぞくぞく巨大投資をおこなわせることになったということは、私の本でも繰り返し述べているところですが、技術導入によるとはい、巨大な新設備をつくり上げるためには、それなりの基礎、戦前からのいわゆる遺産なしにはおこないえないことです。この点は、戦後独立した旧植民地、従属国諸国の工業建設の状況をみれば直ちにわかることです。そこで、私は第二章三節で、技術導入一辺倒の内因としてまず太平洋戦争の教訓と設備の荒廃をあげながらも、そのなかで兵器の改良との関係で、日本独自の研究成果、世界水準をゆく技術学上の業績を蓄積されていたこと、科学者、技術者、熟練工、そして職員、経営の中堅クラスがそのまま戦後にひきつがれたなどをあげ、このなかで南説のゆきすぎを批判したのです。南論文は断絶、一挙創出を云うために“遺産”はなるべく小さいもの、西ドイツ等には比較にならないものだという論証に力をこめられ、さらに戦後改革も農地改革や財閥解体の革命性だけが浮き立てられて官僚組織の温存、集中排除法の骨抜き、大銀行を中心とする企業集団としての蘇生、農地改革による農業生産力の発展、小型とは云え機械化の急進などの側面に当てられるスポットが暗く薄いように見受けられることが、「生産関係はかわっても生産力は継承される」と述べたのです。

なお、「技術主義」、「生産力論的理義」という山崎氏の批判は、ひとり私(中村説)のみならず、南説に対してもあたらぬとしておくべきだと北村氏のお説に対して、討論のさい、そ

のとおりだとお答えしたのですが、あとで考えてみると、南氏の場合、科学革命から新しい生産力段階を導いているのですから、技術概念はどこまで確かに把えられているのか問題だ、と考え直しているところです。

(5) 新しい生産部門の分化を機械オートメーションに還元して評価してよいかという問題は、(1)のむしかえての觀があります。私が、60年代後半から70年代はじめにかけて「日本はこの時期、オートメの段階に入ったとしたことの意味内容は、その前段で述べていることで問題ないと思います。しかし、北村氏が「段階」という言葉にこだわるようならば、「オートメ時代」に入ったといいかえてもよいとお答えしましたが、それは18ページでのべたオートメの資本主義社会に与えるインパクト、それが担う歴史的役割との連結において、すなわちマニュのなかで作られ資本主義を確立させた近代的機械と同じような役割をもつという意味、さらに云えば日本経済はここにおいて新しい社会構成の物的、技術的基礎をもったということを示唆したことです。研究会では、以上のようにお答えしておきましたが、つけ加えておきますと、北村氏は「オートメ段階」を社会主义の生産関係に固定的に結びつけて理解していることが、このような質疑討論となったと考えます。このことは、北村論文の「本質的に発達した社会主义、共産主義のもとでなければ全面化しない労働手段」(前掲「現代資本主義の理論と構造」、77ページ)、「本来的な意味のオートメーション」(前掲「生産力展開と剩余価値生産」、260ページ)といった記述のなかにも窺われます。しかし、後者の論文の261ページあたりの記述をみれば、オートメーションの資本主義社会に与えるインパクトやそれが社会主义建設の物的技術的基礎になるという理解では、北村氏と私との間にはほとんど差はないといつていいと思うのですが、そして北村氏は南氏ほどではないのは十分了解できるのですが、それでもなお抽象的な再生産表式が「変革の基底に貫き徹する鉄の如き必然性を規定する基準を提示す

る」(『再生産過程表式分析序論』、1948年、複刻版、改造社、29ページ)といふ山田氏の呪縛からまだ解放されていないといわねばならないのは残念です。

V 独占資本主義の技術的基礎と世界経済の現勢

この辺で、独占資本主義の技術的基礎、生産様式について特異な評価を与えていた堀江一坂本説を再考しながら、世界経済の現勢を展望して結んでおきたいと思います。

さて、「80年代の経済学」で生産力の新段階への移行は機械・装置の制御面における質的変革、これに照応する動力機、動力面の変革において把えねばならないとして独占の成立、独占段階の固有の技術に言及した結論部分(35-37ページ)は、20年前の著作『技術の経済学』(1960年、三一書房)で展開したもののが転用です。ところが、この本は、経済学プロパーの研究者の間では、一部をのぞいて無視され、かくて本は売れず、2,000部刷られたうち500部ばかりは裁断されてしまうという敢ない運命でした。こういうなかで、坂本和一氏はこの本のオートメーション論に注目された数少ない経済学者です。それで、坂本氏がそこにとどまらず、独占をもたらした技術的基礎についての論究部分に立入っておられたならば、レーニンは「帝国主義、独占資本主義を独自の生産様式論のうえに構築しなかった。今日のマルクス主義は一般にレーニンのこの伝統にしたがっている。だが、生産様式論をぬきにした段階論は果して成立するだろうか」(『経済史入門』、新版、有斐閣、233ページ)といふ堀江英一氏の主張を鶴飲みにされ、龐大なエネルギーを空費されることはなかったのではなかろうかと、私はかねがね思ってきたことです。

大方、御承知のことだと思いますが、坂本氏はコンビナートを工場に代わる新しい生産単位であるとし、その成立を19世紀末におき、テラー・システム、フォード・システムといったこれとは次元を異にする管理機構ないし生産組織

を労働手段体系にくくりつけこれこそ独占資本主義固有の生産様式だと堀江氏の問題提起に応えています。その一方、おそらくは右の補強としてであります。労働手段はフィード・バック型の機械・装置体系、すなわちオートメーションに転化した、これが独占資本主義を産業資本主義と区別するマルクスマールだとされています。坂本氏はオートメの出現を第二次大戦後としていますから、コンビナートの成立時期と約半世紀の距離があります。ここに、坂本氏が独占資本主義の成立の物的、技術的基礎と独占資本主義が生み出したものとの見境いをなくし、両者のごった煮といってよい特異な生産様式論で、レーニン帝国主義論を批判していることが知られます。

私は、かねて、坂本氏らのこの特異な生産様式論、したがってその現代資本主義論は、機械→オートメの労働手段体系の発達とアメリカで開花した類の大量生産方式—アメリカン・システムとの関連づけができないためであろう。大量生産方式の把握に当っては生産手段生産部門と消費手段生産部門を区別してからねばならないと考えていましたので、最近改めて大量生産とは何か、その方式はどのようにして展開されたかを検討してみました。この過程で、私たちが学生時代に学習した中西寅雄氏の『経営経済学』(1931年、日本評論社)——この本は日本ではじめての科学的な経営学の体系的著作といわれています——から藻利重隆氏、中川敬一郎氏といった現代の高名な経営学、経営史家の主要な著作をあらかた勉強し直してみました。その結果、坂本氏らの特異な生産様式論は、これら経営学者の所説に大きく影響され、マルクス再生産論から大きくはずれていることを確認できました。坂本氏は、消費手段の生産体制と生産手段のそれ、なかでも労働手段としての機械・装置の生産方式が異なるをえないという至極当たり前にさえ注意を払っていないのです。当然に、テラー・システム、フォード・システムの技術史、経営史あるいは管理史における位置づけも狂ってこないわけには

ゆきませんから、レーニン帝国主義論を現代に受け、正しく発展させることができないわけです。

御承知のとおり、マルクスは近代的独占を封建的独占の否定から生れた競争の否定、対立物の統一、総合として把え（『哲学の貧困』）,

「労働者がプロレタリアに転化され、彼らの労働条件が資本に転化され、資本主義的生産様式が自分の足で立つようになれば、それから先の労働の社会化も、それから先の土地やその他の生産手段の社会的に利用される生産手段すなわち共同的生産手段への転化も、したがってまたそれから先の私有者の収奪も、一つの新しい形態をとるようになる。今度収奪されるのは、もはや自分で営業する労働者ではなく、多くの労働者を搾取する資本家である」（『資本論』大月普及版(2)994ページ）と独占段階への転化の必然性を予告しました。この文章はつぎのようにつづいています。「この収奪は、資本主義的生産そのものの内在的諸法則の作用によって、諸資本の集中によって、行なわれる。いつでも一人の資本家が多くの資本家を打ち倒す。この集中、すなわち少数の資本家による多数の資本家の収奪と手を携えて、ますます大きくなる規模での労働過程の協業的形態、科学の意識的な技術的应用、土地の計画的利用、共同的にしか使えない労働手段への労働手段の転化、総合的社会的労働の生産手段としての使用によるすべての生産手段の節約、世界市場の網のなかへの世界各国の組入れが発展し、したがってまた資本主義体制の国際的性格が発展する。この転化過程のいっさいの利益を横領し独占する大資本家の数が絶えず減ってゆくにつれて、貧困、抑圧、隸属、墜落、搾取はますます増大してゆくが、しかしまた、絶えず膨張しながら資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織される労働者階級の反抗もまた増大してゆく。資本独占は、それとともに開花しそれのもとで開花したこの生産様式の桎梏となる。生産手

段の集中も労働の社会化も、それがその資本主義的な外皮とは調和でもなくなる一点に到達する。」（同上、994—5ページ）。

レーニンが堀江一坂本氏らの主張するように、独占資本主義を独自の生産様式論のうえに構築しなかったのは、この一節に照しただけでも、当然なことだったといわねばなりません。レーニンは『資本論』の論理、分析を承け、彼の時代の現実を直視、分析し、独占段階の五つの標識を抽出して実践の指針となし、革命成功のあと、ソヴェト制度を基盤とする電化のなかに共産主義の基礎、資本家、地主のいない文化生活の基礎の最後的な勝利を託したのは、よく知られています。（全集、30巻、379ページ）。レーニンの「電化」を電気機械の進歩から真空管の開発、それを組みこんだ電子計算機の誕生につなぐことも、やってやれないことではないでしょうが、しかし、レーニンが「電化」のなかに今日のオートメーション、コンピューター、それを組みこんだ巨大な労働手段体系を想定していたというのは、やはり無理でしょう。それは彼の時代的制約ですが、第二次大戦のなかで独占資本はコンピューターと原爆という革命的な軍事手段を開発しました。核とコンピューターを手中にしたアメリカ帝国主義は、これをよりどころに社会主义の封じ込め冷戦、あわよくばその転覆作戦をはじめましたが、ソ連はこれに対抗して彼等に先んじて水爆に到達、人工衛星を打ち上げて社会主义への放撃は資本主義の終焉を意味することをみせつけました。「東風は西風を壓している」と毛沢東がおどり上ったのは、この頃（1957年11月）ですが、それからあとの彼はいません。

ともあれ、フィード・バック機構を組みこんだ機械オートメ化の波は、これを契機としてあらゆる産業、運輸交通手段に浸透し、巨大な製鉄—化学コンビナート、大規模な機械組立工場の建設、稼動を可能にしました。

これは必然的に電力需要を龐大なものとして100万KWという大容量の発電機を生み出しただけではありません。世界的に家庭電化、モー

タリゼーションの波をまきおこし、石油需要を途方もないものにしました。これは否応なく産油諸国をインフレのうすにまきこみ、前近代的な社会構造を根底からゆさぶって帝国主義への反逆を呼びおこし、彼らの資源の保護、原油価格の大幅引上げへ向わせ、かくて資本主義国は例外なくインフレと不況の共存という前代未聞の苦況、深淵に立たされることになっています。独占資本が生み落した新しい技術、生産力はその生産関係にはいり切れなくなっているということであります。

これに対して、アメリカ帝国主義はアラビア海に大艦隊を結集、海兵隊の大部隊を展開して油田の武力制御を威示する一方、同盟国とかたらって原子力発電発の増強、石炭への回帰によって危機の切り抜けをはかっています。このいわば石炭による「反革命」は、東京についでさきのベネチア・サミットで改めて誓約されました、「80年代の経済学」で言及しましたとおり、原発への依存増加は核兵器の世界的規模での拡散を必要とします。すでに、この7月早々、アメリカはそれまで渋りつづけていた日本の核燃料再処理工場の建設を認めるなどを決定、今秋にも日米協議に入ると通告してきています。（『日本経済新聞』80. 7. 4）。これに呼応して、日本原子力燃料サービス（資本金100億円）は立地地点を検討中で、年間1,200トンの使用済み燃料の再処理計画をすすめています。25トンの再処理で140キログラムの plutoniウムを抽出でき、長崎型原爆14発分がつくられるといわれますから、アメリカの厳重な監視のもとにおかれるととはいえ、ここから日本が核武装をするまでの距離はないも同然です。

時を同じくしてカーターは、インドに対する濃縮ウラン輸出を承認、これに対抗するかのようにフランスはイラクに原子炉と濃縮ウランの提供を約束し、イタリアはこれに一枚かんで再処理試験施設の輸出契約を結んでいます。これと前後して西独はアルゼンチンに対してクラフトベルクウニオン社の重水炉を、スイスはこれに一枚かんで重水製造施設を提供する協定を結

んでいます。パキスタンの場合、イギリス、西独、オランダ三国共同の濃縮企業（ユレンコ）のオランダ工場に勤務していた自国の科学者に必要な機密情報を盗み出させ、リビアの資金援助で秘密濃縮工場を建設しているといわれます。イギリス情報機関は、2年以内にもパキスタンが核実験をする可能性があるといっていますが、重要な部品、機器はどこかが秘密裡に提供しているにちがいありません。研究開発と設備に投じた膨大な資本を回収するためには、背に腹はかえられぬという資本の論理のすさまじい貫徹を、ここにみる思いです。

一方、フランスはこの6月、中性子爆弾の実験に成功したと発表、インドは7月18日、国産衛星を打ち上げ、核と運搬手段の両者を備えたことを誇示すれば、NATOはアメリカ製の最新型戦略核ミサイル＝パーシングⅡ型と巡航ミサイルの歐洲配備をきめ、西欧同盟（WEW）は西独の大型兵器製造禁止条件を解除し、長距離ミサイル、爆撃機、大型軍艦の製造を解禁すると報道されています（『朝日新聞』、80. 7. 3）。同じ日の新聞は、米国防省が日本の軍備増強のテンポはおそすぎる、「中期業務見積り」の1年繰り上げでは不足だとハッパをかけたと伝え、これと示し合わせたかのように、故大平首相の政策グループ（総合安全保障グループ）は、防衛費の対GDP比1%を超えないとした閣議決定（76年）なんぞにとらわれることはない、現行より全体で20%増加すべきだといった「研究報告」を発表しています。

ストックホルムの国際平和研究所が去る6月12日発表した年次報告によりますと、最近の軍事費増加状況は第一次、第二次大戦、そして朝鮮戦争、ベトナム戦争の直前と同様のパターンをたどっている。軍事費は第二次大戦いらいインフレを計算に入れても実質4倍に達しており、80年は5,000億ドルに達する。79年末現在の核兵器は6万を突破したと述べています。

このような核拡散、軍備競争のもとはといえば、くりかえしのべてきましたように、核とコンピューターを抛りどころに冷戦を開始し経済

軍事化のなかに過剰設備がもたらす矛盾の解決をはかり、その破綻を朝鮮戦争、ベトナム戦争のなかでとりつくろうとして大量のドルをたれ流し、貿易収支の赤字をつづけてIMF体制を崩壊に導き、インフレを加速させて産油諸国に目減り埋め合わせを要求され、罪のいっさいを石油価格の値上がりにおっかぶせて中東の武力制圧をたくらんでいるアメリカ帝国主義の世界政策にあるのはいうまでもありません。これがゆきつくところは、どこかに水爆の2、3発もおとされないではすむまいと思われることですが、アメリカの民間研究所、防衛情報センターのラロック所長（退役海軍少将）は、去る6月19日、国連主催の「軍備競争と人類」に関する会議で講演し、今後20年間に米国人1億4,000万人、ソ連人1億1,300万人が死滅する核戦争がおこる可能性が十分ある、と述べています。（『朝日新聞』、80. 6. 20）。この場合、日本がまきこまれて原爆攻撃を受けないわけにはゆかないでしようから、日本国民の安全保障はアメリカ帝国主義との軍事同盟をやめるほかに道はないと思います。にもかかわらず、戦前国家への回帰や核武装による軍事国家の建設論、人間を無視した国防論が論壇をにぎわしています。

この景況は、日本経済がアメリカのそれの一環にほとんど組みこまれ、アメリカ資本が日本産業の中核深く浸透、定着し、組織労働者の大きな部分がアメリカ帝国主義のイデオロギーにとらわれ、角をためられ、反撓力をなくしていくことの現われ、要するにすっかり飼い馴らされ、ナメられているためといったら云い過ぎになりましょうか。アメリカ資本の浸透ぶりは、昨年（1979年）の米国企業の対外投資159件のうち対日投資は23件と、イギリス、(21件)、西ドイツ、カナダ、アイルランド（各14件）を抜

いてトップに立っているところにも窺えます。対フランス投資は日本の半分の12件です。このことは、先進工業国の中でも日本ほど資本にとって住みよい天国はないということでありましょう。「どこまで労使協調か」と商業紙が見出しに謳うほど（例えば『朝日新聞』「総評30年」80. 7. 15）おとなしいストなし、有給休暇返上、超過勤務おかまいなしの労働力の魅力。そしてこれこそが日本商品の国際競争力の最大要因であり、「高度成長」の牽引力であったのであります。それが日本の技術水準の高さや技術力とかいうあやしげなタームにおきかえられて、勤労国民をくすぐってきたのです。私の『戦後日本の技術革新』の第五章は、いってみれば、この偽わりの衣裳をはぎとることをめざしたものですが、ともあれ、こういうことになって参った源流を辿ってゆきますと、60年の安保闘争が世界と日本資本主義の正鵰を射た分析、認識のもとで闘われたとは、とてもいえないものだったにもかかわらず、その反省が十分でないままに過ぎ、かくて安保反対、非武装中立を主張する側の理論がもう一つすっきりせず、それゆえにそれは勤労人民に心底から受容されることがなかったがゆえだという意味において、われわれ経済学者の責任であると、私は考えています。私たちは、それを中ソ社会主義国の負の行動等に転嫁して安眠をむさぼることは許されません。ここで一つ、褲を締め直し、力を合わせて精進しようではありませんか。

これをもって、私の話の終りといたします。長時間、御静聴有難うございます。

注)

拙著『技術の経済学』205・226—227ページ参照。

（筆者 横浜国立大学）

新国際経済秩序と現代民主主義

中 村 雅 秀

<1>

1970年代の世界不況を経過する中で、様々な形で現代資本主義の“危機”が叫ばれてきました。ある人は「再生産の行き詰まり」を、またある人は「エネルギー危機」を、さらには「IMF体制の崩壊」に“構造的危機”的根拠を求めています。確かに固定相場制の変動相場への移行をはじめ、これら重大な経済的変動は戦後世界経済の編成原理の基本的変化を示しています。しかし経済的ファクターの変動はそれ自体のうちに別の新しい再生原理を用意するものです。今日ではとりわけ米系多国籍企業（銀行）の世界的展開はこうした資本主義世界秩序再編成の頂点に立つものといえます。とくに70年代全般を通じてその展開舞台は多くの途上国を巻き込むに至り、東南アジア諸国への経済進出を高度成長の一方の重要な横幹としてきた日本経済に対しても益々決定的役割を果しつつあるものと考えねばなりません。

こうした中で、私達は“危機”を語る場合それを経済現象としてのみ把える傾向を避けなければなりません。従来、歴史認識上の画期として危機が語られる時には、1917年のロシア革命であれ、戦後の旧植民地体制の崩壊と社会主义体制の成立あるいはベトナム戦争の勝利であれ、それは常に体制的危機であり、変革主体形成の論理をそのうちに含むものでした。この意味では、70年代の世界経済の変容と不況を「危機」として科学的に分析するためには、先進諸国の民主主義的諸運動の現状を明らかにするとともに、発展途上諸国においていかなる変化と

事態が生じているのかを解明しなければなりません。現代資本主義の危機を説く多くの議論の中でも、こうした角度から問題を抱えるものは比較的少ないように思えます。私はこの経済的危機と体制的危機の結び目に位置するものが、国際的経済民主主義としての新国際経済秩序（The New International Economic Order）論であると考えています。こうした基本的立場に立って以下行論を進めて行きます。

<2>

“新国際経済秩序”という言葉自体は、フランスの外交官が使い始めたということですが、今日ではアメリカや日本の指導的イデオロギーを含めて色々な立場から様々な意味合いでこの言葉は使われています。従ってまず私たちがこの言葉を使用する際のその意味づけを明確にする必要があります。多くの議論は、これを70年代を通じて国連など国際政治・経済機関で発展途上国の経済的主張が多数を占め、いわば「南北間の力関係」に基本的変化が生じたという点からのみ理解しています（後に見るようそうではないものもある）。その限りでは決して誤りではないのですが、いわば量的変化に目を奪われて、そこに含まれている民主主義思想の新たな質的歴史的意義を見い出さなければ十分なものとは言えません。例えば西川潤氏の議論はこうした欠点をもっています。

私たちが新国際秩序と言う場合、それは直接には、1971年10月77ヶ国グループの「リマ宣言」に始まり、とりわけ1974年5月国連特別総会決議、「新国際経済秩序樹立に関する宣言お

「より行動計画」や同年12月国連総会決議「諸國家間の経済権利義務憲章」に表わされた一連の主張（思想と要求）を指します。その中軸的思想は「憲章」の次の文に極めて明瞭に表現されています。

「（第1条）いかなる国家も、どのような形であれ、外部からの干渉、強制ないしは脅迫を受けることなしに、その人民の意志に従い、その政治・社会・文化体制のみならず、経済体制を選択する主権的かつ本源的権利を有する。」

（第2条1）いかなる国家も、そのすべての富、天然資源及び経済活動にたいして、それらを所有し、使用し、処分することを含む完全恒久主権を有し、且つそれを自由に行使するものとする。」（浦野起央『第3世界国際関係資料集』1976年、有信堂、322ページ）

この決議には、長きにわたって帝国主義諸勢力の支配と干渉、搾取と収奪等に苦しめられてきた途上国人民の呻吟と憤りとが凝縮して表わされています。同時に経済的自決なしに政治的自決が保障されないことをも厳粛に宣言するものでもあり、こうした立場から、天然資源の恒久主権、外国企業の国有化、生産者カルテル、商品協定、価格インデクセーション、多国籍企業規制など多岐にわたる要求を掲げています。近代民主主義の民族的原点でもある民族の政治的経済的自決権を主張するこうした決議が、戦後の帝国主義的世界秩序の主張の一つでもあった国連の場で、合衆国や日本など先進諸国の執拗な妨害や反対工作の中で圧倒的多数の途上国と社会主义諸国の力を中心に可決されたこと自体、歴史的な意義をもつ出来事です。しかし一層重要なことは、こうした政治的経済的自決権要求が、戦後の非同盟運動の蓄積と結びつき新植民地主義支配政策を公然と批判する中で、途上諸国の“集団的自立”を共通のスローガンとしていることです。だからこそ、1976年8月に行われた第5回非同盟諸国首脳会議はこれらの決議を最大限評価したのです。従って私たちはこの新国際経済秩序に示された思想と要求を経済的主権の制度要求を含む新植民地主義批判の国際的民主主義統一行動綱領と規定でき

るものと考えねばなりません。もちろんこうした思想が成長してきた背景には、非同盟運動のみならず、UNCTAD（国連貿易開発会議）を通じる途上国の集団的成長や、OPECによる資源主権行使、チリ革命における外国企業の接收あるいは60年代「開発」政策の失敗などとりわけ60年代以来の経済主権と民族自決を求める経験と運動と思想の堆積があったことは言うまでもありません。

<3>

ところでこうした新国際経済秩序論に対し種々複雑な“新秩序”論が繰り広げられていますが、それはどのようなものでしょうか。それはあえて単純化すれば次のように幾つかの典型的議論に分かたれます。

第1は、ブルジョア的新秩序論ともいるべきもので、わが国における最近の「環太平洋構想」にも見られます。その共通する特徴は、途上国の“ナショナリズム”=民族の政治的経済的自決権と南北間の新しい国際分業関係の形成を対置させ、前者を否定・抑圧した上で後者を先進国の経済事情が許す範囲で促進しようとするものです。さらにこうした議論の背景には、(1)多国籍企業の製造拠点の一部途上国（韓国、台湾、シンガポール、香港、メキシコ、ブラジルなど）への進出に伴って生じた新たな「輸出工業化」を促進し、これら多国籍企業の活動舞台の拡大を企図する、あるいは(2)それに伴ってこれら「中進国」を帝国主義陣営に取り込み、新国際秩序を求める途上国の変質と分断を企てる、という狙いが潜んでいます。いずれにせよ、こうした議論は、先進国主導型の国際秩序に何らの変更を求めるものではなく、新国際経済秩序とは全く異質なものといわざるをえません。また、この種の議論の亞種として、保護主義とブロック化=「地域統合」を強調するものもあります。

第2に、こうしたブルジョア的新秩序論と対称的な議論が、いわゆる新従属学派による新国際

経済秩序=幻想論です。彼らは、途上国=周辺部の今日ある姿=低開発と植民地的従属の第一義的要因が中心部=先進帝国主義の側にあることをラディカルに告発してはいますが、全体としては途上国の民主主義的変革の課題を過少に評価するものとなっています。その際彼らの議論の特徴は、(1)新国際経済秩序を帝国主義勢力と「従属的同盟」関係にある買弁化した民族ブルジョアジーの“国際分業再編成”要求とのみ看なし、民族自治権の経済的意義を正しく評価できないこと、(2)ナショナリズムが帝国主義支配政策に利用されたり、「周辺部」内部における「亜帝国主義」の発生の危険を指摘するあまり、民主主義的変革を否定し直線的に社会主義的変革を主張すること、(3)その結果、新国際経済秩序の思想と要求を「幻想」にすぎず、そこに示される「集団的自力更生」のスローガンは全く「無内容」なものである、と規定するに至っていることです。こうした議論の典型を私たちはS・アミンのそれに求めることができます(S・アミン「自力更生と新国際経済秩序」『展望』1977年12月号所収)。また、彼らはこうした理論の背景にいわゆる周辺理論といわれる一種特異な理論装置をもっています。それは一方でレーニン『帝国主義論』は先進帝国主義の側からの分析であって途上国の側からの分析ではない、と主張することによって従来の民族自決の理論に否定的評価を与える結果を生み出しているのですが、それも丹念に検討すれば決して昨今ジャーナリズムで取り沙汰されているほど目新しいものではありません。新国際経済秩序に示された国際的民主主義的変革の課題の追求が、必ず途上国自身の変革と結びつかざるを得ないし、またそのことなくして決して完遂されることのないことも改めて強調しなければなりません。

第3の議論として一考の価値を有するのは、わが国の民主主義的国際法研究者達の主張です。彼らの議論は直接に新国際経済秩序を論じたものではありませんが、国連等国際機関における決議などの内容とその変化、そこにおける

先進国、途上国、社会主义国の各々の主張の対立と発展の過程を丹念に分析し、今日明確な形となって現われた新国際経済秩序思想がとりわけ60年代以後の激しい論争と闘争の累積の上に始めて創り出されたものであることを明らかにしています。さし当りここでは天然資源の恒久主権を中心とする自決権思想の形成史を取り扱った松井論文(松井芳郎「天然の富と資源に対する永久的主権(一)(二)」、『法学論叢』第79巻3号、4号所収)およびUNCTAD(国連貿易開発会議)の成立史を「実質的平等」の制度化を求める途上国の“集団的自力更生”思想の前史として分析した位田論文(位田隆一「国際経済機構における実質的平等の主張(一)(二)」『法学論叢』第96巻3号、第97巻3号所収)を挙げておきます。前者は1962年の「天然の富及び資源にたいする恒久主義に関する国連決議」に至る過程で、途上国の主張には、(1)「国家賠償や国家相続の領域における既存の国際法規則の妥当性を否定する見解さえ見られ」、「天然資源に対する永久的主権の問題を何よりも経済的自決権の問題としてとらえ、主権の原則を強く打ち出したこと」、および(2)「この権利の主体を『人民(peoples)』又は『人民と民族(peoples and nations)』であるとしていて」、従来の決議などが「それを『国家』(States)』としているのと明らかに区別される」という特徴を指摘しています(松井論文(二)48~49ページ)。また後者は、戦後の開放経済体制=GATT体制に示される「伝統的国際法が『全ての国家は平等である』という『形式的平等』の前提から出発した『力の国際法International Law of Power』及び相互主義の国際法International Law of Reciprocity』であったのに対し、UNCTADの成立の中での途上国の主張に見られたように「現代国際社会が現実の不均衡の認識の上に立った新秩序を求めていることは否定し得しない」ことを指摘しています(位田論文(二)、101ページ)。まさしく新国際経済秩序論前史ですが、こうした議論の重要性は、(1)新秩序の“新”たるゆえんが、国家間の国際的な関係原則=国際法秩序の質的

変化の主張をそのうちに含んでいることを明らかにしていること、および(2)從来戦後の旧植民地体制の崩壊と途上諸国の現状規定に際し、「政治的には独立、経済的には従属」と描かれてきたシェーマに対し、少くとも国際法体系一主権行使の国際秩序は先進帝国主義諸国の原理が貫徹していたことを指摘し、從来の議論に一定の反省を迫っていること、(3)こうした新秩序を求める権利がよりもなおさず人民的権利であることを明らかにしていること、などの点にあります。OPECによる資源主権の行使やチリ・アジェンデ政権による外国企業の接收とそれをめぐる国際裁判の過程は、明らかに旧国際法秩序が大きく揺らぎ、空洞化しつつあることを示しています。

<4>

ところで、新国際経済秩序論をめぐる概観は以上ですが、こうした国際民主主義の主張に対し先進国資本の側の対抗論理はどのようなものでしょうか。それは、すでに述べたように民族自決権の新たな展開と行使を否定した上で、国際分業の新展開のうちに一部途上国=『中進諸国』を組み込むことでした。そしてその際、こうした中進国の輸出工業化の中心的位置には60年代後半以後、とりわけ70年代を通じて急速にこれら諸国に進出した米系多国籍企業とその海外製造子会社があります。彼らはこれら諸国が多くて、「輸出加工区」と呼ばれる特権的立地を確保し、各種の免税措置など極端な外資優遇政策を享受し、さらには「企業内世界分業」と呼ばれる国際的支配=経営ロジスティクスに基いて価格操作(振替価格)、金融投機あるいは

各種の制限的商慣習の行使など、直接の利潤送金以外にも様々な合法・非合法な利得行為を欲しいままにしています。したがって、先進国の一側へのこれら諸国の取り込みのための“トロイの木馬”であったこれら企業の海外生産活動と輸出活動にもかかわらず、中進諸国は70年代を通じ国際収支の新たな構造的赤字に落ち込み、国際的金融資本への依存をますます強める結果となり、国内的には極端なまでのインフレーションによる生活破壊と高まる政治不安を軍事独裁など強権的手段によって抑圧せざるをえなくなっています。多国籍企業をめぐる国際的世論も70年代半ばを境にして、外資優遇一辺倒から明らかにその規制へとその中心が移りつつあります。私たちこうした対抗関係とその展開のうちに、ますます激化する民族的矛盾と新しい国際民主主義の抬頭を展望しないわけにはいきません。

本稿は、日本科学者会議編『80年代の世界経済と日本経済(仮題)』(上)大月書店(近刊)所収の拙稿「新国際経済秩序と南北問題」の一部を下地に必要な補正・加筆を行ったものである。一層詳しくは是非本書を参照されたい。

<参考文献>

- (1) 小野一一郎・吉信肅編『南北問題入門』1979年、有斐閣
- (2) 杉本昭七編『現代資本主義の世界構造』1980年、大月書店
- (3) 浦野起央『第三世界国際関係資料集』有信堂、1976年
- (4) 西川潤『南北問題』日本放送出版協会、1979年
- (5) マイケル・ハドソン『新国際経済秩序』世界日報社、1980年

(所員: 大阪支部)

独占資本主義論の方法と論理

——高須賀義博氏のレーニン理解にかんして——

重 田 澄 男

高須賀義博氏の「独占資本主義論の方法と体系」（『経済科学通信』第24号、1979年2月。なお、本論文は、高須賀義博『マルクス経済学研究』新評論、1979年に収録されている）は、レーニンの『帝国主義論』の方法についてのユニークな批判的把握と、独占資本主義の把握のための方法についての氏自身の積極的見解を提示したきわめて興味ぶかいものである。

そこでうちだされている諸論点は大胆かつ問題提起的なものであって、今後の論議をつうじて深めてゆくべきものを含むものであるが、しかし、その基本的内容と論理、とりわけレーニン『帝国主義論』の方法理解については、まったく同意しがたいものである。

この高須賀論文にたいして、森岡孝二氏は、「現代資本主義経済学の体系と独占資本主義の理論——高須賀義博氏の問題提起に応えてーー」

（『経済科学通信』第25号、1979年7月）において、高須賀氏の主張にたいする批判的検討をおこなわれているが、しかし、森岡氏の批判においては、森岡氏自身の所説にひきよせて裁断するというかたちをとっているため、高須賀氏の主張のもつ問題性と誤りが必ずしも十分に明確にされているとはいいがたい。

そこで、本稿では、高須賀氏の主張のなかにもう一步ふみこんで検討をくわえてゆきたい。そのさい、とくにレーニン『帝国主義論』理解における問題点についての批判的検討に、焦点をしづることにする。高須賀論文にふくまれている問題点は、マルクス経済学の多岐にわたる諸問題によんでおり、言及しえないままに残

っている諸論点が多い。とくにマルクス『資本論』の方法にかんする諸問題についてはほとんどふれないままとなっているが、紙数の関係もあり他日を期したい。

高須賀論文の骨子

高須賀義博氏は、はじめに西ドイツにおける国家独占資本主義概念をめぐる論争を紹介し、ついで、『資本論』の部分的継承型の独占資本主義論についての分類と点検をおこなったあと、レーニンの『帝国主義論』の方法についてつぎのように特徴づけておられる。

「周知のように、レーニンの『帝国主義論』は、帝国主義の段階的特色を5つの基本標識でもってみごとにクローズ・アップした古典的名著であります。ここで採用されている基本標識をあげるというやり方を以下では『特徴列挙型分析』とよびます。ここでは『特徴列挙型分析』なるものが独占資本主義論の方法としてどういう意味をもつかを考えたいわけであります。」（7ページ）

高須賀氏は「特徴列挙型分析」なるものについて、それは『資本論』におけるマルクスの方法とは異なり「独占資本主義のトータルな概念的把握への途をとざしてしまう」ものであって、「他の方法によって補完されてはじめて意味がある」ような「それ自体で一本立ち出来ない制約をはじめからもっている」方法にほかない、とみなされる。

そして、独占資本主義の全体像の把握にあた

っては、レーニンは、「資本主義一般の基本的特徴の分析」＝『資本論』が「そのまま（untouchedで）通用する」ものとして前提しながら、それに「新しい現象」についての「特徴列挙型分析」を付加するという、ダブル・イメージによってなりたつ「方法上の二元論」をとっている、とされるのである。

そのようなレーニン的な「方法的二元論」にたいして、高須賀氏としては否定的であって、そのかわりに高須賀氏自身の積極説として、トータルな概念的把握というマルクス『資本論』の方法を独占段階でも継承して、独占資本主義の再生産構造の全体像の把握をおこなうべきだという、「異時比較分析」なる方法を主張されている。

以上が高須賀論文の骨子である。

特徴列挙型分析

ところで、独占資本主義論の方法における『資本論』の継承・発展のあり方を中心論点とするさいに、レーニン『帝国主義論』の基本的方法を「特徴列挙型分析」とみなす高須賀義博氏の理解は、はたして妥当なものであるか。

帝国主義段階の資本主義のあり方をあきらかにするものとして、『帝国主義論』がその諸特徴をあきらかにしていることはいうまでもない。レーニン自身、『帝国主義論』の序章にあたるところで、「以下、われわれは、帝国主義の基本的な経済的諸特質の関連と相互関係とを、簡単に、できるだけ平易な形で、叙述しようとおもう」と述べているところである。

だが、問題は、それらの諸特徴を、どのような方法で、いかなるものとして明らかにしていくかである。

森岡孝二氏は、高須賀氏の「特徴列挙型分析」という特徴づけにたいして、「『帝国主義論』の構成と叙述の順序を基本的に決定しているのは、独占資本主義論の内容をなすべき経済学的諸範疇の相互関係の見地である」として、そこから「基本範疇展開型分析」とした方が適

切であろう、と主張されている。

森岡氏の主張は、「『帝国主義論』の構成と叙述の順序」にかんするかぎりでは正しい。しかし、その点については、高須賀氏は、「レーニンの5つの基本標識の間に『上向法』的体系性があるということはあまり重要ではありません。……このような意味での『体系性』なり『上向法』がレーニン『帝国主義論』にあることは当然」であると、前もっていなされているところである。

「特徴列挙型分析」という高須賀氏の把握における問題性は、『帝国主義論』における諸範疇の「構成と叙述の順序」のとらえ方にあるのではない。帝国主義段階におけるあらたな諸事態の把握にあたっての『資本論』との関連における『帝国主義論』の基本的方法を、「特徴列挙型分析」ととらえていいか、という点にあるのである。

ところで、高須賀氏のいわれる『帝国主義論』における「特徴列挙型分析」なるものは、いかなるものであるのか。

高須賀氏の理解されている「特徴列挙型分析」なるものは、2つの規定的内容をもつものである。

その1つは、帝国主義段階の資本主義の段階的特色は基本標識をなすあらたな諸特徴の列挙によってあきらかにされるものである、ということであり、もう1つは、それらの諸特徴は資本主義一般の諸カテゴリーとの関連をもたないものである、ということである。

すなわち、高須賀氏の理解されるレーニンにあっては、独占段階の資本主義の全体像把握において「方法的二元論」がとられていて、『資本論』的な資本主義一般の諸カテゴリーは、『帝国主義論』で列挙されている新しい現象についての諸「特徴」とは別個に、無限定・無条件にそのまま通用するものとされており、また、独占段階の諸「特徴」は資本主義一般的なカテゴリーとはいかなる関連をもたないものとして「二元論」的に並存するにすぎないものとされている、ということである。

『帝国主義論』におけるレーニンの方法は、まさにこのようなものとしての諸「特徴」を「列挙」したにすぎないものである、というのが高須賀氏の第1の主張点である。

かかる「特徴列挙型分析」が『帝国主義論』におけるレーニンの基本的方法であるのかどうか、——これが当面の焦点である。

「特徴列挙型分析」説批判

ところで、高須賀氏が『帝国主義論』の基本的方法を「特徴列挙型分析」と特徴づけるために『帝国主義論』からひきあいにだされているのは、レーニンが帝国主義の段階的特色として5つの基本的標識をあたえているところであるが、それは第7章「資本主義の特殊の段階としての帝国主義」のなかの指摘である。

レーニンは、第7章の冒頭において、「いまやわれわれは、一定の総決算をして、帝国主義について右に述べてきたことを総括してみなければならない」と述べ、まず簡潔な概括をおこなっている。

そして、それにつづけて、「もし帝国主義のできるだけ簡単な定義をあたえることが必要だとすれば、帝国主義とは資本主義の独占的段階であるといるべきであろう」（レーニン『帝国主義論』岩波文庫、145ページ）と指摘し、さらに、「だが、あまりに簡単すぎる定義は、… …やはり不十分である」として、そのうえに、「つぎの5つの基本的標識を包含するような帝国主義の定義をあたえなければならない」として、独占体、金融資本、資本輸出、国際的独占団体、地球の領土的分割についての周知の5つの基本的標識をあたえ、それにもとづく帝国主義の定義を確定しているのである。

そのように、レーニンがおこなっている5つの基本的標識の列挙は、「帝国主義の定義」をあたえるためにおこなわれたものであって、けっして『帝国主義論』の基本的方法をしめすものではない。

そこで列挙された諸標識は、第1章から第6

章までにおいて解説してきた独占段階のあらたな諸事態の要約にほかならぬものであり、しかも、それら特徴的諸カテゴリーは資本主義一般の諸カテゴリーとの一定の関連におけるものとして把握されたものである。

それだけではない。レーニンは、5つの基本的標識にもとづく帝国主義の定義をあたえて、それでもって帝国主義段階の資本主義の構造的特質があきらかになったとして『帝国主義論』の叙述を打ちきったりはしていない。

5つの基本標識の列挙による定義につづけてレーニンは、「資本主義のこの段階が資本主義一般にたいしてもつ歴史的地位……をも念頭におくなれば、帝国主義はこれと別様に定義することができるし、また定義しなければならない」とか、あるいは、「いますぐに注意しておかなければならぬことは、右にのべた意味に解された帝国主義が、うたがいもなく、資本主義の発展の特殊の段階だということである」と、5大標識の列挙による定義とは別のかたちで帝国主義段階の歴史的地位や発展段階規定等の規定的内容を明確に把握することの重要性を指摘し、それらの規定的内容について『帝国主義論』の第7、8、9、10章といしめくくりの4つの章でくわしく論じているのである。

『帝国主義論』を一読すればわかるように、レーニンは、5つの基本的標識にしめされているような帝国主義段階の諸「特徴」を抽出し、それらを「列挙」して、それで独占段階の資本主義といいうあらたな諸事態の解説を終了してはいない。

帝国主義段階における諸特徴の抽出は、基本的には、レーニンの分析によってはじめておこなわれたものではない。むしろホブソンの『帝国主義論』や、ヒルファーディングの『金融資本論』、さらには、リーフマンの『カルテルとトラスト』や、ヤイデルス『ドイツの大銀行の工業にたいする関係』等々によってすでにあきらかにされてきている特徴的諸事態である。

『帝国主義論ノート』にみられるように、レーニンのとりくみは、さまざまな文献・資料・

統計の採取・点検とともに、あらたな諸事態のもつ意義の明確化、誤ったあるいは不十分な把握や規定にたいする「はっはっ」「もちろん!」「特徴的だ（臆病だ!）」「空文句と偽善!!」といった生き生きとした言葉をふくむさまざまな書き込みをおこないながらの批判やとらえかえしをおこなおうとするものであり、また、異なる章別構成をもったいくつかのプランとその変遷にみられるように、帝国主義段階の資本主義についての総括的把握とその規定的性格と意義の確定をおこなおうとするものである。

すなわち、レーニンがおこなったのは、資本主義のあらたな諸事態について、みずからも資料的・統計的整理をおこなうとともに、従来までの研究や分析が明らかにした特徴的諸事態のもつ性格や意義を批判的に点検しなおし、さらに、それら新しい諸事態をともなうあらたな資本主義のもつ構造的特質、段階的性格、歴史的意義等々をあきらかにすることであった。

そして、そのような規定的内容をあきらかにするために、『資本論』の諸カテゴリーとの関連を明確にもつものとして帝国主義段階のあらたな諸事態の解明がおこなわれたことは、つぎのような諸点に明確にしめされている。

レーニンは、まず、独占段階のあらたな特徴的諸事態が生みだされることになる基底的要因について、ことさらにマルクスの『資本論』をひきあいにだしながら、「生産の集積」概念をおいている。レーニンが帝国主義分析の出発点に「集積・集中論」をおいていることは、高須賀氏自身も認めておられるところである。

また、『帝国主義論』における独占段階の特徴的諸要因の叙述は、しばしば『資本論』にててくる一般的 カテゴリー からはじめられている。

さらに、独占資本主義の全構造的、発展段階的、歴史的等の性格規定にあたっては、マルクスが『資本論』のなかで資本主義的発展がみずからの私的所有関係を桎梏化せしめることになる基底的要因としてしめした生産の「社会化」を、規定的要因としている。

さらにいえば、帝国主義についてのカウッキー的な把握にたいする執拗な検討と批判をおしそすめているのも、『帝国主義論』におけるレーニンの帝国主義的把握が、あらたな資本主義の諸「特徴」の「列挙」にとどまらず、それらの諸特徴の規定的性格や意義あるいはその構造的特質をどのようにとらえてはならないか、どう把握すべきであるか、ということの追究にもとづくものとして、はじめて理解できるものである。

レーニンの『帝国主義論』は、そのような規定的内容のとらえかえしと解明によって、19世紀末から20世紀はじめにかけてひきおこされた資本主義の諸変化について、そこでのあらたな諸事態の基本的な特徴は独占であること、そのような独占の諸姿態をみせる諸変化はほかならぬ資本主義の発展による生産の集積のうえにひきおこされたものであること、しかも、それら独占の諸姿態は資本主義的諸要因のとるあらたな性格と意義をもつ形態であること、さらに、そのような諸形態をともなう変化はけっして單なる政策的なものではなくて構造的なものとしての資本主義の変化であって、19世紀の自由競争的な資本主義のあり方にたいして新たな段階的なものとしての性格をもつものであること、しかも、そのような構造的・段階的性格をもつ独占資本主義のもつ規定的性格は、資本主義的私有制が維持されるなかで、生産の社会化にもとづく「資本主義制度からより高度の社会=経済制度への過渡」をしめすものという歴史的性格をもつものにほかならないものであること、等々をあきらかにし、そうすることによって新たな資本主義の諸特徴のもつ規定的内容を確定している。

かかる把握における、レーニン『帝国主義論』の独占段階の特徴的諸事態の規定とマルクス『資本論』のカテゴリーとの連関は、その内容についての賛否のいかんにかかわらず、『帝国主義論』の叙述そのものによって明白にしめされているところである。

宇野弘蔵氏のレーニン把握との対比

『帝国主義論』の方法を「特徴列挙型分析」と理解する高須賀氏の見解の内容をさらにうきぼりにするために、もう1人の特異なレーニン解釈者宇野弘蔵氏に登場していただこう。

宇野弘蔵氏は、『資本論』については「特にその方法について教えられるところが非常に多かった」が、「レーニン『帝国主義論』になると、内容の点では非常に教えられるところが多かったのに反して、方法の点ではどうしても従いえないものがあった」として、つぎのようにいわれている。

「レーニンの帝国主義論の正しさは、僕の考えでは、多くの場合、『資本論』の規定から出発しながら、直ちにこういう『誤解』をかたづけて、あるいはそういう『誤解』におちいることなく、具体的規定に入っている点にあるのです。」（宇野弘蔵『資本論と社会主义』201ページ）

宇野弘蔵氏の理解されているレーニン『帝国主義論』の「方法」は、帝国主義段階におけるあらたな諸事態の把握にあたって「多くの場合、『資本論』の規定から出発」している、というものであり、それにたいしてその「内容」は、「ヒルファディングのように『資本論』の理論的規定をそのまま帝国主義論の規定の中に混入してはいません。出発点としてとった理論的規定も具体的事実の解明に直接妨げをしていないとはいえない」（同上、201ページ）ものであって、そのような「具体的事実の分析」による「具体的規定」にはかならぬものである、とされているのである。

そのように、宇野弘蔵氏の理解されているレーニンは、『帝国主義論』において、「方法」的には「『資本論』の規定から出発」しながら、「内容」的には理論的規定を混入しないで「具体的事実の解明」をおこなっている、というものである。

『帝国主義論』の方法と内容についての宇野

弘蔵氏の理解に、わたくしはくみするものではない。しかし、『帝国主義論』の方法について、『資本論』の理論的規定とのつながりをみいだす宇野弘蔵氏と、資本主義の一般理論としての『資本論』のカテゴリーとの関連をもたない諸「特徴」の「列挙」なる方法によって特徴づけられるものとする高須賀氏とを比べてみると、はなはだ遺憾なことであるが宇野弘蔵氏の『帝国主義論』理解のほうがよりましまであると言わざるをえない。

『帝国主義論』の「方法」についての高須賀氏の「特徴列挙型分析」なる特徴づけは、宇野弘蔵氏が否定的評価をあたえつつもレーニンは「多くの場合、『資本論』の規定から出発」していると認めざるをえなかった事実さえも無視したものに他ならぬものである。

ところで、ここで興味ぶかいのは、高須賀氏の「特徴列挙型分析」なるものが、宇野弘蔵氏のいうところの『帝国主義論』の「内容」にあたる『資本論』の理論的規定との関連をもたない「具体的事実の分析」による「具体的規定」ときわめてよく似たものである、ということである。

よく似ているどころか、むしろ、そのような資本主義の一般的理論の理論的規定と関連をもたない「特徴列挙型分析」という高須賀氏のレーニン『帝国主義論』理解は、もともと宇野弘蔵氏における『帝国主義論』の「内容」理解にその淵源をもつものにちがいない、と私はひそかに推測しているところである。

高須賀氏が、「宇野弘蔵先生の段階論は『特徴列挙型分析』の一種あるいは変種であると考え」、そして、レーニンは「宇野段階論の発想に一脈通ずる『特徴列挙型分析』をとっている」とレーニンと宇野弘蔵氏とを「特徴列挙型分析」を媒介として重ねあわせているのも、高須賀氏のいう「特徴列挙型分析」によってとらえられる独占資本主義の諸事態が、資本主義の一般的原理における理論的規定との関連をもたない宇野理論における段階論的諸要因と同一性をもつものであることの証左である。

だが、そうなるのも、もともと宇野弘蔵氏がレーニン『帝国主義論』の「内容」を「特徴列挙」的なバイアスをもつ段階論的なものととらえ、それをうけて、高須賀氏が、そのような段階論的なバイアスをもつ諸特徴をとりだす方法を『帝国主義論』の「方法」としての「特徴列挙型分析」なるものに仕立てあげたことによるものである、とみるのは読み込みすぎであろうか。

方法的二元論

『帝国主義論』の基本的方法をこれまでみたような「特徴列挙型分析」とみなす高須賀氏は、「独占資本主義の全体像」の把握のためのレーニンの方法論について、「レーニンは資本主義の一般理論と新しい段階規定とを方法論的に区別し、両者を共存可能とみる二元論の立場に立って」おり、『資本論』的な「資本主義一般の基本的特徴の分析」に『帝国主義論』的な「特徴列挙型分析」をそのままドッキングするという「二元論的」な方法を採用しているとされるのである。

かくして、高須賀氏が理解されたレーニン的な「独占資本主義の全体像」の内容は、『資本論』的な「『資本主義の一般的特質分析』にあらわれる諸カテゴリーが、そのまま(untouchedで)通用」しつつ、そこに『帝国主義論』であきらかにされた「特徴列挙」が付加される、といったものである。

そのことを、つぎのようにもいわれている。「つまり、レーニンの独占資本主義観は、『古い資本主義』に独占の成立に伴ない『新しい現象』が付加するというダブル・イメージのものであり、付加すべきものを確定し、その意味づけを行なったのが『帝国主義論』だということになります。独占資本主義の体系としては、これはまぎれもなく『方法上の二元論』であるといわざるをえません。」(10ページ)

レーニンの独占資本主義把握の方法について

そのように「方法的二元論」と理解する高須賀氏は、そのような方法の難点として、「『方法的二元論』にたてば、『特徴列挙型分析』で資本主義の新しい段階の新しい現象を検出し、特徴づけを行なうには便利ですが、『資本主義一般の基本的特質の分析』をすでに前提してしまうために、その現象が『資本主義一般の基本的特質』に与える構造的インパクトを無視することになってしまうために、せっかく検出した新しい現象なり特徴なりを独占資本主義の概念的把握のための理論的カテゴリーとして措定することができ」なくなる、とされているのである。

かくして、高須賀氏は、そのようなものとしてのレーニンにたいする批判の要点を、つぎのようにいわれている。

「要するに、わたくしのレーニン批判の要点は、レーニンは『資本論』の内容そのものを独占段階の経済理論のなかに無限定・無条件にもちこんだために、独占資本主義の体系全体を歪めてしまったということあります。レーニンの方法を採用できなかったのはそのためであります。」(11ページ)

「方法論的二元論」説の典拠

この「方法的二元論」なる高須賀氏のレーニン把握における中心的な論点は、『資本論』であきらかにされている資本主義一般の諸カテゴリーは独占段階ではどうなるのか、そのまま通用するものとして存続するのかどうか、という問題である。

はたしてレーニンは高須賀氏の理解されているように『資本論』の内容そのものを独占段階の経済理論のなかに無限定・無条件にもちこみ、そして、それに「特徴列挙型分析」によってあきらかにされた新しい現象を付加する、という「方法的二元論」にたっていたのだろうか。

レーニンが「方法的二元論」にたっていたとされる高須賀氏の主張の典拠となっているのは

1917年4月にひらかれたロシア社会民主労働党第7回全国協議会における党綱領改正問題をめぐる論争のなかでのレーニンの意見である。そこでレーニンはつぎのように述べている。

「現在の構文では、綱領の総論の部分は、社会経済体制としての資本主義のもっとも主要な、もっとも本質的な特質の記述と分析を含んでいる。これらの特質は、帝国主義すなわち金融資本の時代になっても、基本的には変わらないでいる。…／だから、資本主義一般の基本的特質の分析に帝国主義の分析をつけ加えるのを、私は『機械的』だとみとめることはできない。実際に、帝国主義は資本主義を上から下まで改造するものではなく、また改造することもできない。帝国主義は、資本主義の諸矛盾を複雑にし、激しくし、自由競争と独占とを『絡みあわせる』が、交換、市場、競争、恐慌等々を排除することは、帝国主義にはできない。／…交換、商品生産、恐慌等々の分析を、純一体としての帝国主義の分析に『代える』ということは、理論上誤っている。なぜなら、そういう純一体などは存在しないからである。存在するのは、競争から独占への過渡である。だから、交換、商品生産、恐慌等々の一般的分析はそのままにしておいて、成長しつつある独占の特徴づけをつけてくるべき綱領のほうが、ずっと正しいだろうし、はるかに正確に現実を再現するであろう。」（『レーニン全集』邦訳、第24巻、492—3ページ。力点は高須賀氏のもの）

レーニンが「交換、商品生産、恐慌等々の一般的分析はそのままにしておいて、…独占の特徴づけをつけてくるべき綱領のほうが、ずっと正しい」と述べているのを見ると、「方法論的二元論」なる高須賀氏のレーニン理解は正当であるかのように見える。

だが、事態はそんなに簡単ではない。

そこで、まずレーニンの主張の根拠からみてゆくことにしよう。実は、レーニンは、「資本主義一般の基本的特質の分析」をそのままにしておく根拠として、2つのことをあげているの

である。

その1つは、「社会経済体制としての資本主義のもっとも主要な、もっとも本質的な特質……は、帝国主義すなわち金融資本の時代になつても、基本的には変わらないでいる」ということである。

もう1つは、「帝国主義は、資本主義を上から下まで改造するものではなく、また改造することもできない」ものであるということである。

このどちらのことも、それなりの一定の意味内容において、帝国主義段階の資本主義把握にあたって「資本主義一般の基本的特質の分析」をそのままにしておくという主張にとっての論拠となりうるものである。だが、この2つの論拠は異なる内容と性格をもつものであるのに、レーニンはその区別をはっきりさせておらず、その点レーニンは不明確である。

第1の論拠は、資本主義の主要な本質的特質は帝国主義の時代にも基本的には変わらないでいる、ということである。

これはある意味では当然のことである。というのは、もし帝国主義の時代に資本主義の主要な本質的特質が変ってしまったならば、帝国主義の時代はもはや資本主義的なものではなくなってしまうことになる。帝国主義の時代がほかならぬ資本主義の1段階であるためには、資本主義の本質的特質が基本的には変ることなく存続しつづけていなければならない。

独占段階にあらたな特徴的諸事態がさまざまに生みだされながらも、資本主義的なものの規定的モメントたる生産的基礎における資本主義的形態（資本主義的生産様式）の本質的特質は基本的には変っておらず、また、あらたな特徴的諸事態も資本主義的なものであるならば、帝国主義の時代はまさしく資本主義の1時期にはならないことになる。

たとえばカルテルや金融資本が構造的に根づいて支配力を発揮するようになり、価格決定方式や企業形態あるいは労務管理や生産調整のあり方が旧来とは変るものとなりながらも、社会

経済体制の規定的メントとしての生産様式の資本主義的形態というあり方の基本的内容は存続しつづけ、あらたな特徴的諸形態も資本主義的なものとしての規定的性格をもつものであるならば、「資本主義のもっとも主要な、もっとも本質的な特質」は「基本的には変わらないでいる」ということになる。

そして、そのばあい、資本主義の本質的特質をあきらかにした一般的カテゴリーは、帝国主義の時代にも存在しつづけ通用するものである、ということになる。

だが、そのばあい、独占段階に特有の特徴的諸事態と資本主義の本質的特質をあきらかにした一般的カテゴリーとのあいだの関係はどうなるのだろうか。一般的本質的特質と特殊的諸特徴とは、二元論的に自立したかたちで共存するということになるのか、それともなんらかの関連をもつものであるのか。

だが、その点についての論究はあとでたちかえることにして、レーニンの主張の第2の論拠についてみてゆくことにしたい。

「帝国主義は、資本主義を上から下まで改造するものではない」という第2の論拠は、党綱領改正問題における論争の内容にそのままかかわるものである。

党綱領改正問題の論争点

党綱領改正問題は、1917年2月の革命によってツァーリ専制がうちたおされ、臨時政府とソヴェトとの二重権力体制のもとで社会主义革命を直接めざす闘いにとりくむなかで、古くなつた党綱領の改正をいかにおこなうかをめぐるものであって、それは、「せまりつつある社会主义革命と結びつけて、帝国主義と帝国主義戦争の時代を評価すること」や、「ブルジョア議会主義的共和制ではなくて、民主主義的なプロレタリア=農民的共和制〔の〕要求」等々といった方向での改正の必要にもとづくものであった。

そして、今問題になっているところは、綱領

の総論部分の改正についてのレーニンの改訂草案にたいして、ボゴレポフ、オポーコフ、ソコリニコフからなる綱領部会が、レーニンの提案するように帝国主義後代の特徴分析を綱領の総論に「単に追加することは、機械的な結合である」として、総論部分の書きなおしの必要を主張したのにたいするレーニンの反駁である。なお、綱領部会の見解の内容については、資料不足のため十分にあきらかでないので、ここではレーニンの指摘にもとづいて理解しておくことにする。

なお、そこでレーニンがそのまま残すべきだと主張した総論部分は、資本主義の一般的な基礎的諸矛盾の指摘とその発展にもとづくプロレタリアートの社会主义革命の必要性を簡潔に述べたものである。

ところで、そこにおいて、綱領の総論部分の全面的書きなおしを主張している綱領部会の意見への反論としてレーニンが述べているのは、「交換、商品生産、恐慌等々の分析を、純一体としての帝国主義の分析に『代える』ということは、理論上誤っている。なぜなら、そういう純一体は存在しないからである」ということであって、その論拠として、「帝国主義は、資本主義の諸矛盾を複雑にし、激しくし、自由競争と独占とを『絡みあわせる』が、交換、市場、競争、恐慌等々を排除することは、帝国主義にはできない」ということをもちだしているのである。

そして、そこから、「だから、交換、商品生産、恐慌等々の一般的分析はそのままにしておいて、成長しつつある独占の特徴づけをつけくわえる綱領のほうが、ずっと正しいだろうし、はるかに正確に現実を再現するであろう」と主張しているのである。

ここで、レーニンは、綱領部会の意見を、交換、市場、競争、恐慌等々を排除した「純粹の独占」からなる「純一体としての帝国主義の分析」をおこなうやり方とみなし、それにたいして、「そういう純一体などは存在しない」ものであって、「交換や、市場や、競争や、恐慌と

ならんで存在する独占——これが帝国主義一般のもっとも本質的な特質である」ということから、綱領部会の意見を批判しているのである。

ところが、そのようなレーニンの意見にたいして、高須賀氏は、「独占資本主義には『交換、競争、商品生産、恐慌』などの『旧い資本主義』にあった現象が残りますが、それは徹頭徹尾独占資本の出現によって変容をうけ、それに包摶されるものとして存在」しているものである、ということを論拠として、「この意味においてレーニンが『存在しない』と断定した『統一体としての帝国主義』は存在するわけあります。この単純な事実がまさにレーニン的な『方法的一元論』を否定するのであります」と断定されるのである。

しかしながら、レーニンが「存在しない」と断定しているのは、交換、市場、競争、恐慌等が排除された「純粹の独占」からなるという意味内容での「純一体としての帝国主義」であって、高須賀氏が問題にされているものとは別のものである。その点についての次のような森岡孝二氏の批判は、正しくその的を射ている。

「高須賀氏が『存在する』としている『純一体』は、レーニンのいう『純一体』とは別個のものである。結論的にいって、レーニンは交換、市場、競争、恐慌等々が排除されているかのように分析された理論上の帝国主義のことを『純一体としての帝国主義』と呼んでいいのにたいし、高須賀氏は交換、市場、競争、恐慌等々を排除しないでいる実在的な帝国主義のことを『純一体としての帝国主義』と呼んでいる。」(71ページ)

すなわち、高須賀氏が、レーニン批判の根拠づけのために「存在する」としてもらだされてくる「純一体としての帝国主義」は、レーニンが「存在しない」と断定した「純粹の独占」からなる「純一体」ではない。そうではなくて、むしろレーニンが綱領部会への反批判の根拠としてもちだした「競争と独占の混合」体制にはかならぬものであり、そのような混合体制の「純一体」にすぎないものである。

そして、高須賀氏の「存在する」という断言にもかかわらず、「レーニンが『存在しない』と断定した『統一体としての帝国主義』」は、レーニンが言っている意味内容においては高須賀氏にとっても「存在しない」ものである。これこそ真の「単純な事実」である。

したがって、そのような真の「単純な事実」からは、二元論者としてのレーニン把握も、レーニン的な二元論の否定も、みちびきだすことはできないものである。

すなわち、レーニンによる「純粹の独占」からなる「純一体」の否定は、「競争と独占の混合」体制における「純一体」の否定を意味するものでなければ、競争と独占との非統一的な「二元」的並存体制の主張を意味するものでもない。

したがって、「レーニンが『存在しない』と断定した『純一体としての帝国主義』は存在するわけあります。この単純な事実がまさにレーニン的な『方法的二元論』を否定するのであります」という高須賀氏の断定は、誤った読みこみによって「二元論」者に仕立てあげられたレーニンを、読み違えた「単純な事実」を根拠として否定するという、二重、三重のミスの複合体的断言にはかならないものである。

なお、さきに挙げた高須賀氏からの引用文のなかの「レーニンが『存在しない』と断定した『純一体としての帝国主義』は存在するわけあります」という文言は、『経済科学通信』での文章であって、それは『マルクス経済学研究』への収録にあたって「『純一体としての帝国主義』は語りうるわけであります」と変えられている。この変更はなかなか興味ぶかい含蓄に富んだものである。

「存在する」という存在論的断言から「語りうる」という可能態での定立への言いまわしの変更についてはおいておくことにして、「純〔統〕一体」についてみると、それは『レーニン全集』の翻訳では「純一体」という訳語があたえられているものである。

それが、『経済科学通信』においては、レー

ニンからのまとまった直接的な引用個所では、「純一体としての帝国主義」という『レーニン全集』の訳がそのまま引用されながらも、レーニンは「存在しない」と断定したが実は「存在する」と自説を主張されているところでは、引用符をつけながらも「純一体としての帝国主義」という異なる用語がつかわれているのである。

この原語は имперализма, как целого であるから、要するに「総体としての帝国主義」のことであって、「純一体」でも「統一体」でもかまわない。

それだけに、「純粹の独占」からなる帝国主義の総体を「純一体」と訳した『全集』翻訳者と、「競争と独占の混合」体制の特有のあり方という読みこみを投影した恐らくケアレス・ミステイクであろうとおもわれる高須賀氏の主張部分における「純一体」という表現の使用は、内容理解にかかる意識下の心象風景をしめすものとして象徴的である。

なお、高須賀氏は、『マルクス経済学研究』においては「純一体」なる『全集』の訳語に統一されているのであるが、レーニンと高須賀氏とでは異なる事物が表現されているのであるからして、異なる用語をつかわれた方がその含意にふさわしいようにおもわれる。そのため、本稿では、あえて『経済科学通信』での表現によっている。

具体的普遍としての『資本論』

ともあれ、問題は、帝国主義段階の資本主義のもとにおいて、資本主義一般の諸カテゴリーとあらたな独占的諸特徴とのあいだの関連のあり方である。

はたして、レーニンは、高須賀氏の理解されるように、独占的諸事態と資本主義一般の特質とは関連をもつことなしに二元的に並存するものであって、資本主義一般の基本的特質は独占的諸現象による構造的インパクトを受けることなしにそのまま通用する、とみなしていたのだ

ろうか。

レーニンは、党綱領改正問題をめぐる論議のなかでは、その点についての直接的かつ明示的な言及をおこなっていない。

しかし、レーニンが「交換、商品生産、恐慌等々の一般的分析はそのままにしておいて、成長しつつある独占の特徴づけをつくねる綱領のほうが、ずっと正しいだろう」と述べているのを見ると、資本主義一般の諸カテゴリーは、独占的諸事態によってもまったく影響をうけたりしないで、そのまま通用するものとして存在する、とレーニンはみなしていた、と理解される高須賀氏の見解が正しいかのように見える。

帝国主義段階において資本主義一般の基本的諸特質はどうなるのか。さらにいえば、一般的なものは特殊的諸事態のもとでいかなる存在のあり方をするものであるのか。

ここで、この時期のレーニンが、『資本論』における資本主義一般の諸カテゴリーを、いかなる論理的性格をもつものとしてとらえていたか、について確定する必要がある。

その点について手がかりを与えてくれるのは、レーニンの『哲学ノート』である。

1914年、第1次世界大戦勃発後にスイスに亡命したレーニンは、第1次大戦にたいする帝国主義戦争としての性格の解明、ならびに、第2インターの指導者の理論と政策への批判をおこないながらも、同時に、1914年9月から1915年5月にかけて精力的に哲学研究をおこなっており、それは『哲学ノート』（『レーニン全集』第38巻）におさめられている。そのあと、レーニンは、1915年なかばから帝国主義にかんする文献、資料のくわしい研究をおこなっており（『帝国主義論ノート』『全集』第39巻），それにもとづいて『帝国主義論』が書かれたのが、1916年の春である。さらに、「党綱領改正資料」が書かれたのは、1917年5月である。

これまであまり問題にされていないけれども第1次世界大戦勃発後の時期におけるレーニンの哲学研究と帝国主義分析（第1次大戦の帝国

主義的性格の解明、第2インター批判、『帝国主義論』の完成)との密接な関連にもっと注意をはらう必要があるとおもわれる。

ところで、『哲学ノート』がしめすように、レーニンは、1914年9月～12月にヘーゲル『大論理学』についての詳細な概要とコメントをノートに書きこんでいるが、そのなかでつぎのような指摘をおこなっている。

みられるように、レーニンは、ヘーゲルから『たんなる抽象的普遍ではなくて、特殊的なものの豊かさをも自己のうちに含むところの普遍』という指摘を書きうつしたうえで、欄外に二重の線をひいて「『資本論』参照」と書きこみ、さらに、ヘーゲルの定式に若干の手を入れての再録と短評を書きこんで、枠でかこんでいる。

『資本論』参照

『たんなる抽象的普遍ではなくて、特殊的なものの豊かさをも自己のうちに含むところの普遍』。

すばらしい定式：『たんなる抽象的普遍ではなくて、特殊的なもの、個体的なもの、個別的なものの豊かさ』（特殊的なものと個別的なもののすべての豊かさ！），を自己のうちに具現している普遍“!! Très bien!”

ヘーゲルは、事物の一般的な普遍的なものについて、一般的なものは必ずなんらかの特殊的・個別的なものとしての規定性をもつ具体的なものにおける「具体的普遍」としてのみ存在するものである、とする。それにたいして、特殊的・個別的なものと切りはなされた自立的な一般的なものは「抽象的普遍」とよばれ、それは具体的なものから分離され固定化された空虚なものであって、たんなる形式論的な悟性的な思考のうちにしか存在しないものである、とするのである。

すなわち、普遍・特殊・個別は、客観的事物ないしは具体的概念の諸モメントとして、区別されながらも不可分の具体的な統一性のうちにあるものとしてとらえられるべきものであって、一般的なものはあくまでも「具体的なもの

を根柢としてそのままにして」において、その具体的なもののモメントとして把握されるべきものである、とするのである。

そのような『たんなる抽象的普遍ではなくて特殊的なものの豊かさをも自己のうちに含むところの普遍』としての「具体的普遍」なる概念と論理に、レーニンは、「すばらしい定式」“Très bien!”と感嘆の気持ちをおさえかねるおもいで同意の意志表示をおこない、さらに、「『資本論』参照」と、『資本論』こそまさにこの「具体的普遍」を体現しているものとみなし、そのことをわざわざ欄外に注記しているのである。

この「具体的普遍」の概念と論理については1915年に執筆された「弁証法の問題について」というエッセンス的な小論文のなかでもレーニンが強調しているところである。

「具体的普遍」こそ、一般的なものと特殊的・個別的なものとの論理的関係についてのレーニンの論理であり、『資本論』における資本主義一般のカテゴリーについてのレーニンのとらえ方をしめすものである、とみてよいであろう。

この「具体的普遍」の論理は、同一の不变的な一般的なものと、異なる諸形態をもつ諸特殊や多様な個別的なものとの具体的事物における同時存在をとらえる論理性をもった概念であり、しかも、そのような「具体的普遍」としての一般的なものは、特殊や個別にとって外面的な形式的同一性としてとりだされる単なる“共通なもの”¹⁾としてではなくて、「特殊と個とを自己のうちに含んでいるという意味をはっきりもつ自己同一者」であり、自己のうちにふくむ特殊、個別のすべてにとっての同一の規定的本質としての普遍的なものである。

この「具体的普遍」の論理にたつならば、帝国主義の時代に特徴的な独占的諸事態の把握にあたっても、また、独占資本主義における資本主義一般の基本的特質の把握においても、一般的なものと特殊的なものとの関連における重層的把握がおこなうことになる。

すなわち、一方では、カルテル、シンジケート、トラストなどの産業独占体や、コンツェルンなどの金融資本や、さらにはそれらのビヘイビア、といった帝国主義の時代に特有のあらたな諸要因や諸事態について、それらを資本主義の一般的なカテゴリーとは無関係の非資本主義的異質物の新現象としてではなくて、ほかならぬ資本主義的なものの存在形態であることが確定されるなかで、資本主義的なものの特定の発展段階における特殊的形態であることが明確にされることになる。

それとともに、他方では、古い資本主義においてだけでなく新しい資本主義のもとでも存在しつづけている交換や競争や資本主義一般の基本的特質等については、独占的な諸要因や諸事態のインパクトによってその具体的存在形態は変容されようとも、一般的なものとしての規定的内容については変ることなく存続しつづけていることが、明確にとらえられることになるのである。

そのように、資本主義の一般的特質の存在形態は、特殊・個別をもふくむその具体的総体性においては独占的諸事態の影響によって帝国主義の時代にはその時期に特有のあり方をとるにしても、その一般的なものとしての本質的特質は「基本的には変らないでいる」ということになる。

すなわち、資本主義一般の基本的特質は「帝国主義すなわち金融資本の時代になっても、基本的には変らないでいる」のだから、帝国主義時代の資本主義の把握において資本主義一般の分析は「そのままにしておいて」よいとレーニンがいうとき、そのことは、高須賀氏の理解されるように資本主義一般の基本的特質の具体的存在形態が独占段階に特有のあり方をもたない、ということを意味するものではない。

上の文脈ではいくつかの異なる特殊や多様な個別をふくむ具体的事物における同一の一般的特質が問題にされているのである。

したがって、レーニンが、資本主義の主要な本質的特質が「帝国主義……の時代になんでも

基本的には変らないでいる」ものであって、独占資本主義の把握において「一般的分析はそのままにしておいて」いいといっていることを論拠にして、それは「資本主義一般の基本的特質」の具体的存在形態が独占によるインパクトをうけて特有の変容したあり方をとることをまったく認めないとみなす高須賀氏の理解は、同一の一般的なものと、異なる特殊的なあり方との、具体的事物における同時存在を認めることのできない「抽象的普遍」の論理によるものである。

すなわち、特殊・個別と一般とを固定的に切りはなされたものとしてとらえる「抽象的普遍」の論理にたつ高須賀氏は、帝国主義時代の資本主義の把握にあたって「資本主義一般の基本的特質の分析に帝国主義の分析をつけくわえる」というやり方が正しいとレーニンが指摘するのをみて、レーニンはそれによって、資本主義一般のカテゴリーとはかかわりをもたないものとしての帝国主義の特徴列挙と、独占によるインパクトをもたない特殊性・個別性と切りはなされた資本主義の一般的な本質的特質とが、二元論的に自立したままで共存しているものであると主張している、と理解されることになってしまうのである。

帝国主義時代の資本主義にたいするレーニンの把握の方法を、相互に関連やインパクトをもたない「資本主義一般の分析」と「独占の特徴列挙」との二元的並存としての「方法的二元論」と理解される高須賀氏の把握の論理的基礎は、まさに「具体的普遍」の無理解による「抽象的普遍」の論理にもとづくことによるものである、ということができよう²⁾。

注

1) “共通なもの”は、ヘーゲルのいうように「共通性も普遍性の1つの形式であるが、外的な形式にすぎない」（『小論理学』上巻、岩波文庫、106ページ）ものであり、それは「個別に関する普遍について人々のいだきうる最低の観念」（『大論理学』下巻、69ページ）にほかならぬものであ

って、「認識にとっても実践にとっても、単に共通なものと眞の普遍と混同しないことが大切である。」（『小論理学』下巻、129ページ）

- 2) そのように一般的なものについて「抽象的普遍」の論理しかもちえず、「具体的普遍」の重層的論理構造をもちあわせていないのは、ひとり高須賀氏のみではない。かの宇野弘蔵氏もまたその1人である。その点についてより詳しくは拙稿「宇野理論における一般的なものと個別的なもの——宇野理論の検討（その6）——」（『大阪経大論集』第69号、1969年5月）を参照されたい。

独占資本主義の把握をめぐって

帝国主義段階の資本主義把握におけるレーニンの方法と高須賀氏が考えられている2つの柱、(1)『帝国主義論』の基本的方法としての「特徴列挙型分析」と、(2)独占資本主義の全体像の把握における「方法的二元論」との、この二つの方法のどちらについても、レーニン理解そのものにおいて正しくないことは、これまでみてきたところから明らかであろう。

ところで、いわゆる「方法的二元論」の検討とそこで「具体的普遍」の論理を見るなかで、あきらかになったように、レーニンにおいては、資本主義一般の基本的諸特質とあらたな独占的諸特徴とは切りはなされた二元的に並立するものとして把えられるものではなくて、具体的事物における一般的なものの存続と変容された特殊的形態との統一的把握がおこなわれることになる。

綱領論争のなかで、レーニンが、「帝国主義は、資本主義の諸矛盾を複雑にし、激しくし、自由競争と独占とを『絡みあわせる』」というとき、それは「独占」のインパクトによる「交換、市場、競争、恐慌等々」の商品生産と資本主義一般の諸特質の具体的存在形態の変容についての指摘を、きわめて概括的なかたちにおいてではあるが示している、ということができるであろう。

もちろん、それはあくまで概括的指摘でしかなく、レーニンは、帝国主義段階における資本

主義一般の諸特質の変容あるいは特有の具体的形態についての全面的解明は、まったくといってよいほどやっていない。

綱領論争にそくしてみると、レーニンによる改訂草案の前文は、資本主義一般における把握と、独占資本主義のもとにおける把握との、2段の叙述となっている。

だが、そうであるにしても、レーニンが提示している「綱領改訂草案」の実際の内容についてみると（『レーニン全集』第24巻、邦訳494～507ページに「新・旧綱領全文」がのっている）、古い綱領からそのままひきつがれた部分たるプロレタリア革命の一般的基礎をしめしている「資本主義一般の基本的特質の分析」と、新しい綱領であたらしくつけ加えられた部分たる「帝国主義の分析」による帝国主義の時代の特徴づけとプロレタリア社会主義革命の時代としての主張とは、ロシア社会民主労働党の社会主義革命への展望を、資本主義の一般的基礎から説き起こして、帝国主義的資本主義における特徴的事態の分析に進む形で重層的に基礎づけるものとして提示されているものであって、けっして高須賀氏の理解されているように、二元的に切りはなされた資本主義一般のカテゴリーと独占の特徴列挙とが並存するものとして示されているものではない。

そのように、レーニンのいう「資本主義一般の基本的特質の分析に帝国主義の分析をつけ加える」というやり方は、綱領にそくしてみても、独占のインパクトをうけない資本主義一般のカテゴリーと、そして、資本主義一般のカテゴリーとは関連をもたない異質あるいは所属不明の独占的な諸「特徴」の「列挙」とが、二元的に並存するというものではなくて、資本主義の一般的基礎にもとづく社会主義革命の根拠づけと、帝国主義段階に特有な諸事態のもとでの社会主義革命への展望との、重みあわせという、重層的な基礎づけをおこなうとするものにほかならない。

そのかぎりでは、党綱領の叙述のスタイルとしては、基本的にはレーニンのこのようなかた

ちでの重層的な叙述形式でいいのではないか、と私には思われる。

だが、もちろん、そのような党綱領におけるような資本主義一般の事態と独占的なあらたな諸事態との二段重ねの重層的な叙述形式は、独占資本主義のもとでの全再生産構造についての経済的運動法則の展開形態の解明をおこなうものではない。したがって、レーニンにおいては帝国主義段階におけるあらたな資本主義の具体的展開形態の全面的解明はおこなわれていない、という点については、高須賀氏の批判は正しい。

したがって、独占資本主義の蓄積と再生産の全構造的把握のためには、レーニンが『帝国主義論』などでおこなった独占資本主義把握の方法や内容をくりかえすのではなく、あらたなさまざま試みが必要であることは、強調しなければならないであろう。

そして、高須賀氏が『現代価格体系論序説』でこころみられている取りくみは、そのような意義をもつ仕事として、十分に評価さるべきであろう。

だが、同時に、高須賀氏がそこで提起されている「異時比較分析」なるものは、本稿で問題にした高須賀氏のレーニン理解のなかに位置づけられているものとみると、きわめて重大な問題点を内包しているといわざるをえない。以下、簡単にその点についてふれておきたい。

ところで、「異時比較分析」とはどのようなものか。

高須賀氏は、マルクスの『資本論』の方法について、それは「『理想的平均的資本主義』を分析対象として設定し、その全再生構造とそのもとでの経済的運動法則を『概念に照応した姿』で叙述」するというかたちでおこなわれる「資本主義のトータルな概念的把握」である、と理解される。

そして、「『資本論』を独占段階において『継承・発展』させるとき、『継承』すべきものは『資本論』の内容ではなく方法でなければならぬ」と考え、「『資本論』の方法を

独占段階で継承するということは、マルクスが『理想的平均的資本主義』に対してなしたと同じ『トータルな概念的把握』を独占資本主義に対して試みることだ」として、「異時比較分析」なる方法を提案されるのである。

高須賀氏の説明をかりると、「わたくしのいう異時比較分析は、マルクスの『資本論』あるいは『政治経済学批判体系』に匹敵する理論体系を独占資本主義について構築し、両者における経済的運動法則——このばあい中心になるのが価値法則であることは多言を要しないでしょう——の貫徹様式の相違を確定し、その相違の程度あるいは質の差によって独占資本主義の新しい段階の特質を把握しようというものです」とされているものである。

それは、要するに、自由競争体系モデルと、独占価格によって競争の形態変化を生じた独占資本主義体系モデルとの、対比的なシステムズ・アナリシスにほかならないものである。

そのような異時比較分析は、たしかに、自由競争体系モデルと独占資本主義体系モデルにおける社会的な再生産の構造と運動形態の相違をしめす、という積極的な意義をもつものである。

しかし、そのようなシステムズ・アナリシスを「それ自体で一本立ち」できる方法とするならば、経済的諸要因を歴史的規定性をもったカテゴリーとして把握するというマルクス経済学のもっとも基本的な内容を欠落したモデル分析に墮してしまうことにならざるをえない。

マルクスがブルジョア経済学と決定的に区別されるところは、社会関係にたいする歴史的把握にある。すなわち、ブルジョア経済学は、近代社会の経済的諸要因や構造の把握にあたって、それが歴史的形態規定性をもつものであることを看過することによって、資本主義的形態を絶対的なあるいは文明的な形態として把握していたのにたいして、マルクスは、それを近代社会に特有の特殊歴史的形態としての規定性をもつたカテゴリーであることを確定し、歴史的なものとしての規定的性格を明確にもつとこ

ろの資本主義的なものとして把握したのである。

そして、レーニン『帝国主義論』においてもそのような歴史的カテゴリーとしての把握という『資本論』の方法が資本主義的なものの段階把握においてひきつがれ、独占的な諸要因・諸事態は資本主義的なものより高い発展段階における特殊歴史的形態としての規定的性格をもつものとして把握されているのである。

そのような独占資本主義の諸要因や構造についての歴史的規定性をもつカテゴリーとしての把握なしには、異時比較分析は、たんなる異なるタイプのモデル分析でしかないものとならざるをえない。

したがって、高須賀義博氏の異時比較分析による独占資本主義分析は、マルクス経済学的な独占資本主義把握としては、レーニンの『帝国主義論』的な独占の諸要因・諸事態についてのカテゴリー分析を前提し、それによってその規定的内容があきらかにされた独占的諸要因によって支配され変容された社会的総生産過程としてはじめて理論的にも現実的にも意義をもちうるものである。

ところで、高須賀氏の「異時比較分析」には、さらに大きな問題がふくまれている。

というのは、異時比較分析においては、『資本論』体系は、資本主義一般の諸カテゴリーやシステムをしめすものではなくなってしまい、

資本主義の1時期にすぎないいわゆる産業資本主義段階の自由競争的資本主義体系のモデルへと矮小化されてしまうことにならざるをえなくなっているのである。

そこでは、『資本論』体系は、近代社会に特有の特殊歴史的形態としての資本主義一般の規定的内容や運動法則をあきらかにするものとしての意義をもつものではなくなってしまい、産業資本主義段階という資本主義の1時期におけるシステムをしめすにすぎないものとされてしまっているのである。

マルクスは独占段階の資本主義を経験しなかったため、『資本論』のなかには、資本主義一般のカテゴリーと産業資本主義段階に特有のカテゴリーとが混在したままになっているという歴史的制約性をもつものである、とわたくしは理解しているのであるが、高須賀氏の異時比較分析はそれを全面的に産業資本主義段階的なものとしてしまうものである。

社会的諸関係の歴史的形態規定性を把握するというカテゴリー分析を放棄して、異なる経済的諸要因の組合せをもったモデルについての社会的再生産の運動形態の相違にのみ関心をよせる高須賀氏の「異時比較分析」は、レーニン『帝国主義論』についてのみならず、マルクス『資本論』の規定的性格についても、きわめて重大な問題点をふくむものといわざるをえない。

マルクス「フランス三部作」を読む（上）

鶴 田 廣 巳

I はじめに

マルクスの「フランス三部作」、すなわち、「フランスにおける階級闘争」、「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」、「フランスにおける内乱」が、1848年の2月革命から第二帝制をへてパリ・コミューンにいたるフランスの経験を総括し、国家・官僚機構、財政危機、階級闘争の内的関連を巨細にわたって跡づけ、定式化したものであることは周知のところであろう。最近の国家論のルネサンスといわれる状況のもとで¹⁾、「共産党宣言」、「反デューリング論」、「家族、私有財産および国家の起源」といったマルクス・エンゲルスの諸著作とならんで、たえず「三部作」がとり上げられるのはそれなりの理由がある。

「フランスは、歴史上の階級闘争がつねにほかのどの国よりも徹底的に、決着までたたかいでぬかれた国であり、したがってまた、つぎつぎと交替する政治的諸形態——階級闘争がそのなかでおこなわれ、また階級闘争の結果がそれに総括されていく、その政治的諸形態——が最も明確な輪郭をとってきた国である²⁾。」だからこそ、そこでは、ブルジョア国家の本質、資本と国家との関連、共同体の解体と官僚機構の肥大化、中間階層と官僚機構、財政危機と諸階級、プロレタリア独裁、財政民主主義と「安価な政府」などの諸問題が典型的な形で提起され、マルクスによって体系的に解明されることになった。ここで明らかにされた諸法則は、現代国家論を考察するうえで、歴史的諸条件や経済的発展段階の違いをこえて、第一級の重要性を有している。紙幅の関係から十分に論じえないが、

以下、論点にあわせてマルクスの指摘を検討してみることにしよう。

II 資本主義の発展と財政危機

「国債は国庫収入を後ろだてとするものであって、この国庫収入によって年々の利子などの支払がまかなわれなければならないのだから、近代的租税制度は国債制度の必然的な補足物になったのである。……最も必要な生活手段にたいする課税（したがってその騰貴）を回転軸とする近代的財政は、それ自体のうちに自動的累進の萌芽をはらんでいるのである。過重課税は偶然事件ではなく、むしろ原則なのである。」フランス資本主義もまた、この過程を典型的に示す。金融貴族への依存が国庫の赤字を呼び、間接税への依存を不可避的にする。すでに、フランス絶対主義の財政が「塩税、エード、入市税、煙草の専売制、其他間接税」⁴⁾によって支えられていた。この間接税はフランス大革命により廃止されたが、その後まもなく復活され、かくして、フランス人民は間接税を「ドアからほおりだしたかと思うと、それが窓からまたはいってくる、という結果」⁵⁾をくりかえすことになった。

「議会をつうじて支配し、立法していたブルジョアジーの分派にとっては、国家が負債に陥ることは、むしろ直接の利益になった。国庫の赤字、これこそまさに彼らの投機の本来の対象であって、彼らの致富の主源泉であった。……一般に国家信用の状態が不安定であったのと、國家の機密をにぎっているために、銀行家と、議会および王座にいる彼らの一昧は、国債証券の相場に異常な、突然の変動をおこさせること

ができた。その結果は、いつもきまつて大量の小資本家が破産し、大賭博師がまるでおとぎ話のようにすみやかに富むことであった。……そのうえ、このようにして国家の手を通じて流れでた巨額の金は、詐欺的な納品契約や賄賂や公金私消やあらゆる種類の詐欺行為の機会をあたえた⁶⁾。」(傍点一マルクス)

ここには、財政危機をもたらす諸要因がみごとに整理されている。七月王制のもとでフランスを支配したものは、復古王制の大土地所有(「大土地貴族および市民」⁷⁾)に対し、「銀行家、取引所王、鉄道王、炭坑、鉄坑、森林の所有者、彼らと結ぶ一部の地主——いわゆる金融貴族」⁸⁾(傍点一マルクス)であった。もちろん、金融貴族の利害は復古王制のもとにあっても貫かれており、また大土地所有の利害も七月王制下で金融貴族のそれに融合するのであって⁹⁾、七月王制では「主導の転倒」が生じたにすぎない。総じて、この時期以後もフランスを支配するのはオート・バンクを中心とする金融貴族であり、レーニンによるフランス帝国主義の特徴づけである「高利貸的帝国主義」¹⁰⁾との規定もこの点にかかわるものであろう。それはともかく、金融貴族は高利率で公債発行=引受業務を独占し、あるいは国債操作による取引所投機を通じて公信用を支配する一方、賠償支出や鉄道投資、パリ都市計画事業(オスマン計画)¹¹⁾、運河・道路建設といった大公共事業¹²⁾、さらには、極東進出、エジプト開拓など、チュニジア植民や惨憺たる失敗におわったメキシコ遠征¹³⁾を裏であやつって暴利をむさぼり、財政破綻に追いつめていく。この場合に重要な役割を演じているのが、さきのマルクスの指摘からうかがえるように、資本の営業の秘密と行政の秘密との結合なのである。

ここにみられる財政危機は、もちろん今日の国家独占資本主義のもとにおけるそれとは段階的に異なるものだとはいえ、危機を導く諸要因の法則性は今日に通用するものだといえよう。そして、公債と経費に寄生しつつ、増税をよびこまざるをえないのは、資本主義国家財政の必

然的帰結なのである。この悪循環を断ち切るためにマルクスの提起する方策は次のようなものであった。つまり、「旧ブルジョア社会が国家にあて振り出した手形」について「国家の破産を宣告すること」¹⁴⁾(傍点一マルクス)である。その上で、一方では国家の支出を削減する。「すなわち、行政機構を簡単にし縮小し、なるべく少なく統治し、できるだけ役人をへらし、市民社会との関係にできるだけ立ち入らないこと」¹⁵⁾。他方では、「もっとも富んだ階級に臨時税をかけることにより、一時的ながらも当座の予算の均衡をはかること」¹⁶⁾である。

だが、こうした方策をブルジョア国家に期待しうるだろうか。マルクスの答は否である。「フランス国家をすっかり転覆してしまわなければ、フランスの国家財政の変革はおこなえないと」¹⁷⁾。そして、1850年初頭におけるこのマルクスの思想がパリ・コミューンという壮大な実験のなかで再び練り上げられ、再定式されてゆく。「コミューンは、二つの最大の支出源——常備軍と官吏制度——を破壊することによって、ブルジョア諸革命のあの合言葉、安あがりの政府を実現した」¹⁸⁾。その内容についてはすでに他のところでも紹介されているので、そちらを参照していただければ幸いである¹⁹⁾。ここではただ、財政民主主義と安価な政府の実現の条件として、第一に官僚機構の破碎(普通選挙権にもとづくすべての公職の選挙制、即時解任制、労働者なりの賃金)、第二に銀行・産業の国有化、第三に地方自治を保障する財政制度、第四に社会制度に支えられた労働者・住民の発達保障(労働時間の短縮、公務への参加の機会の保障)が、まがりなりにも提起された点だけを確認しておくにとどめておこう。

III 租税国家と中間層・労働者階級

「いわゆる『租税国家』とは、かかる私有財産制と自由な商品生産の上に確立せられたブルジョア国家のことであり、自らは財産をもたず、生産せず、専ら私有財産所有者の獲得した余剰に依存し、租税をもって大部分の財政収入

を調達する国家のことである²⁰⁾。」だが、これは「近代的法治国家にともなう一つの擬制」²¹⁾にすぎない。「いまや公的強力と徵稅權をにぎって、官吏は、社会の機關でありながら、社会のうえに立っている²²⁾。」稅務官僚機構は私有財產權＝營業の自由と自由競争という一般的条件を法認することによって、資本の、またより強大な資本の私有財產權を擁護する一方で、間接税その他の大衆課税の強化によって労働者階級・住民に対しては階級的権力として登場する。そして、各種の租税の各階級間での負担転嫁の競争を組織する。この過程を、マルクスは「フランスにおける階級闘争」において極めて含蓄に富む指摘を行っている。

二月革命によって成立した臨時政府は、フランス銀行の銀行券に強制通用力をあたえることによって、「それが倒すはずであった当の銀行支配を、直接に強め拡大した」²³⁾。同時に、「軍隊、法廷、行政官庁は、そのままもとの高官の手に残し」²⁴⁾、旧王制からひきついだ債務の履行をうけおった以上、財政破綻は必至となる。そこで、新税の創設や旧税の復活、増税は避けられなくなる。45サンチームの付加税がそれである。マルクスは、次のように述べている。

「政府の新聞はパリのプロレタリアートにたいしては、この税はおもに大地主に、復古王制があたえた10億の所有者にかけられるのだ、と言っていました。ところが実際には、これはだれよりもまず農民階級に、とは、つまりフランス人民の大多数者にかかったのである。彼らが二月革命の費用を支払わなければならなかつた。……フランスの農民にとっての共和制、これはこの瞬間以後45サンチーム税のことであった。そして、彼らは、パリのプロレタリアートを、自分たちの負担でらくにやっている浪費者とみた」²⁵⁾と。ここでは、稅務官僚機構による新税を媒介にしての労働者階級と農民との分断が説かれている。

だが、同じ過程は同時に多数者が団結する傾向をも生み出さずにはいない。

フルドの大蔵大臣就任という金融貴族の公然

たる復活は旧稅制をよみがえらせ、一旦廃止されたブドウ酒税をも復活させることになった。酒税の復活は農民を労働者階級のまわりに結集させる。なぜなら、「フランスの農民は、土地に設定された抵当権にたいする利子や、高利貸からの無抵当の借入金にたいする利子の形で、地代ばかりか、また産業利潤ばかりか、一言でいえば、全純益ばかりか、賃金の一部をさえ資本家に譲渡し、こうしてアイルランドの小作人の水準におちぶれるにいたつた。しかもすべてが私有財産所有者であるという口実のもとに。こうした過程は、フランスでは、たえず増大する租税の負担と裁判の費用によってはやめられた」²⁶⁾（傍点—マルクス）からである。農民の革命化、これを証明するものこそ、1850年1月と2月に集中的にとられた対策と法律、すなわち、スパイ制度の組織化や、学校教員取締法、市町村長取締法案、軍務服務命令、教育法などによる「地方諸県とその農民をふたたび秩序党的味方にとりもどそうとした必死の試みであった」²⁷⁾。

労働者階級と農民、小ブルジョアなどの中間階級との団結がすすむ度合いに応じて、「不生産的階級と租税の性格に一定の限度内で変化が起り、他人の不払労働に対する支配権を保障するかぎりでの營業の自由に対して統制を加える緒口が成長していく」²⁸⁾。もちろん、フランスのごとく膨大な官僚・軍事機構が社会を圧倒するばかりで、しかも農民が人口の圧倒的多数を占めるような国においては、この過程は一直線に進行するものではなかろう。「まさにいちばん赤い諸県で、農民人口は公式にボナパルト支持の投票をした」²⁹⁾からである。

フランスにおける小ブルジョア、農民といった中間層と官僚機構との関わりについてマルクスは示唆に富む指摘をしている。すなわち、「フランスのような、国民生産の量が国家の負債の額を比較にならぬほど下回り、国債が投機のもっとも重要な対象となり、そして取引所が、非生産的方法で利用される資本を投下する主要な市場となっている国、こうした国では、

すべてのブルジョア階級または半ブルジョア階級の無数の人間が、国債や取引所投機や金融に参加せざるをえない。こうした下っ派の参加者たちは、こうした利害を最大の規模で全体として代表している分派を、彼らの生來の支柱であり指揮者であると思わないだろうか?」³⁰⁾と。また、農民については、「分割地所有は仕事のない過剰人口を生み出す。この過剰人口は、農村でも都市でも口がみつかないので、一種の体裁のいい施しとしての国家の官職を追いもどめ、国家の官職の製造をそそのかす」³¹⁾という過程が「窮民化に対する農民の抵抗無能力を完成する」³²⁾対極と結びついていることが示されている。

(続)

〔注〕

- 1) 最近の国家論をめぐる動向については、さしあたり、田口富久治編『講座マルクス主義研究入門2』(政治学), 1974年, 青木書店; 田口富久治『マルクス主義国家論の新展開』1979年, 青木書店; 天野・片岡・長谷川・藤田・渡辺編『マルクス主義法学講座』(全8巻), 日本評論社; 池上惇『国家独占資本主義論争』1977年, 青木書店; 池上惇『現代国家論』1980年, 青木書店,などを参考のこと。
- 2) エンゲルス「第3版へのエンゲルスの序文」『ルイ・ボナバトルのブリュメール18日』(国民文庫), 14ページ。
- 3) マルクス『資本論』第1巻, 全集23巻b, 986~987ページ。
- 4) 島恭彦『近世租税思想史』1938年, 有斐閣, 358ページ。
- 5) マルクス『フランスにおける階級闘争』(国民文庫), 132ページ。
- 6) 同上, 33~34ページ。
- 7) 中木康夫『フランス政治史』上巻, 1975年, 未来社, 47ページ。
- 8) マルクス『フランスにおける階級闘争』, 32ページ。
- 9) 同上, 125~126ページ。
- 10) レーニン『帝国主義論』(国民文庫), 83ページ。
- 11) マルクス『フランスにおける内乱』(国民文庫), 92ページ、参照。
- 12) 中木康夫, 前掲書, 177ページ。
- 13) 同上, 194ページ。
- 14) マルクス『フランスにおける階級闘争』51ページ。
- 15) 同上, 126ページ。
- 16) 同上, 127ページ。
- 17) 同上。
- 18) マルクス『フランスにおける内乱』, 85ページ。
- 19) 島恭彦・池上惇編『財政民主主義の理論と思想』1979年, 青木書店, 序章, 参照。
- 20) 島恭彦『財政学概論』1963年, 岩波書店, 85ページ。
- 21) 同上, 86ページ。
- 22) エンゲルス『家族, 私有財産および国家の起源』, 全集, 第21巻, 170ページ。
- 23) マルクス『フランスにおける階級闘争』50ページ。
- 24) 同上, 46ページ。
- 25) 同上, 50~51ページ。
- 26) 同上, 134~135ページ。
- 27) 同上, 137ページ。
- 28) 池上惇「不生産的階級と生存競争の組織化」, 『経済論叢』第110巻第5号, 1972年11月, 52ページ。
- 29) マルクス『ルイ・ボナバトルのブリュメール18日』, 150ページ。
- 30) マルクス『フランスにおける階級闘争』, 126ページ。
- 31) マルクス『ルイ・ボナバトルのブリュメール18日』, 153ページ。
- 32) 同上。

(筆者 所員・大阪支部)

科学労働者の責任と義務

—盜用「学位論文」訴訟によせて—

水野正夫

I.はじめに

技術者・研究者であっても、雇用されておれば、雇用者の規制から逃れることはできない。この点では生産に直接携る労働者と変りがない。

日本分析化学研究所における原子力潜水艦による放射能汚染測定データねつ造が国会で明らかにされてすでに6年半になるが、注文を取るために客の要望に合致するようデータを作り変える作業に従事させられた例は少なくなく、現在でもデータねつ造事件の教訓が生かされていると思えないのは筆者のみでないであろう。チッソ水俣工場排水による水俣病の原因が自明になったにもかかわらず、原因は不明であるとして操業を続行したことや、その推進の先兵にチッソの労働組合がなった問題、鐘淵化学がカネクロール（P C B の同社の商品名）の毒性を隠蔽することによって拡販を図った問題などは、それぞれの雇用者（側）のイニシャティブで行われた犯罪であるが、これら直接の行動は血が通わず生命を持たない人=法人では行えず、自身の人を介してのみ行いうるのであり、その行為には各々の企業に雇用された科学労働者が直接関与している。だからと言って、各々の問題に直接かかわった科学労働者がそれらの行為に参画・実行しなければこれらの問題は起こらず、また企業にとっても問題を償うための少なからぬ代償（損失）を未然に防ぐことができたはずであることを強調しようとしているのではない。

多くの科学労働者が犯罪的・自殺的行為につ

ながる不安におびえながらも拒否できない状態に追い込まれている現実を正視し、どう対処すべきか解決の糸口を模索したいと思う。

II.科学労働者の立場と社会的要請

現代の技術者・研究者は誰かに雇用されないかぎり、技術者・研究者として機能し得ない（加藤邦興『日本公害論』青木書店、参照）のみならず、職場や研究テーマが変るだけで、技術者・研究者としての生命が消滅することさえある弱い立場におかれている。

一方、技術者・研究者であるからこそ、いち早く問題を感知でき、判断・対処できる立場にある。その適切な判断・対処を雇用者のみならず、社会からも技術者・研究者は要請されているはずである。——しかし、企業内では技術者・研究者として育成・雇用されたはずの人達の間に、その要請を正しく認識せず主体性を放棄し、雇用者の指示を受動的に受けとめ行動する、いわゆるサラリーマン化が進行しているが—。

この要請、とりわけ社会的要請があることにこそ、技術者・研究者として労働することが、すなわち科学労働者に科学労働が保障される権利が、社会的に認められる根源があるのでないだろうか。

○科学労働者は科学労働を行い、その成果を社会に還元する義務がある。なぜなら、科学労働者は結果的には社会が養成してきたのであり、個人的な資質・獲得された労働能力のみではないからである。

○科学労働者を雇用する以上、雇用者は科学労

労働者に科学労働を行う機会と場を保証し、科学労働による成果を生み出し、社会に還元する義務がある。なぜなら、社会が養成した科学労働能力を雇用者は独占するからである。このような観点は企業活動の目的にも反しない（資本家はしばしば利潤を生み、社会に還元しなければならない、利潤を生まない企業活動は社会的罪悪であると、また「社会に代って、生産手段をお借りして、経営している」と言い、より大きな利潤を生むよう叱咤している。）。一方、雇用者が私的利潤を確保するため社会に付けをまわすようなエゴに対して、科学労働者が企業内部で闘ってゆく根拠にもなるのではなかろうか。

すなわち、科学労働者の地位と権利の確立を考えるとき、科学労働者に課せられた社会的責任・義務をよく検討し、その責任・義務を果すために必要な地位と権利を明らかにすれば、地位と権利の確立闘争は社会的にコンセンサスを得られるものとなるのではなかろうか。

III. 科学労働者の連帯

科学労働者が企業内で科学労働を行う権利や闘う大義名分が確立したとしても、科学労働者の地位が企業内で保障されるとはいえない。

企業の方針が憲法に優先すると公言してはばかりない資本家が輩出する現在の労働界の情勢では、科学労働者の良心と義務感から企業のエゴに対して闘ったとしても、企業内では抹殺されてしまい（地位を失い）、科学労働者として企業内では生きて行けなくなる現実があるからである。

科学労働者の地位・権利を確保するために、全国の科学労働者が企業や所属する機関の枠を越えて連帯し、地位・権利を守り発展させる闘いを持続させる以外に道はないのでは、また、それが社会の要請に応える第1歩ではないだろうか。

雇用者側のエゴで科学労働を行う機会や場を削減する動きに対して、科学労働者に科学労働を保障するよう雇用者側を社会的に包囲する闘

いも、社会が科学労働者に要請している課題の1つであろう。

IV. 盗用「学位論文」訴訟について

本稿の直接のきっかけは盗用「学位論文」訴訟の紹介であったので、最後になったが、この訴訟闘争について触れてみたいと思う。

具体的な内容については原告伊藤幸二氏執筆の「盗用『学位論文』訴訟と企業内研究者の権利」（『日本の科学者』1980年8月号）を参照戴きたい。

この法廷闘争は、研究成果の公表を規制されてきた企業内労働者が、自らが発起させ6年余にわたり推進してきた研究テーマを意に反して業務命令で奪われ、配転させられたうえ、会社に提出してあった研究報告書（@抜いで未公表）の内容が他人の研究成果として社外に公表されたことによる、研究者としての名誉回復を求めた訴訟である。

科学者間の業績の盗用問題が黙過できない状態にあるのは、去る4月24日学術会議が採択した『科学者憲章』の「研究における創意を尊重する」との表現が、他人の業績をさも自分のもののように偽る人にブレーキをかけている、との毎日新聞の解説（4月25日朝刊）があるところから推し量られる。

業績の盗用問題は関係する学会で論争し決着をつけてきた、またつけられるとの考えも多いが、この場合は、研究成果の公表を規制され、研究経過・事実を社会的に明らかにできない立場にある科学労働者が、法廷闘争で事実を社会に公表する取組みであることをも認識して戴きたい。

第1審では原告側の主張が棄却されたが、企業内にじこめられていた事実・研究管理や研究の実態が、企業側から提出された証拠により、また、それに関する原告の証言で明らかになってきている。この段階で、科学労働者のグループとして為すべきことがあるのではないであろうか。法廷闘争を通して明らかにされた事実にもとづき、問題になっている「学位論文」

をそのままのかたちで社会が受け入れてもよいか否かを、自らが創りあげてきたルール・慣習にもとづいて判断することが必要ではないだろうか。「学位論文」の審査を行った東京大学は「学問の自由」「大学の自治」を守る立場から、また、原告・被告とも所属する物理学会は、自らが発行する欧文誌の図面が出所明示も転載の承諾もなく盗用された被害者でもあるが、会員の利益を守るためにも、黙過してよいであろう

か。本研究誌と場ちがいな学会の問題提起をしたが、私が提起したい科学労働者の責任と義務の一端は理解して戴けるものと思う。

「伊藤訴訟を考える会」が発足しました。入会し、共に、この問題をお考え下さい。

連絡先 〒544 大阪市生野区小路2-11-3
須藤浩行方「伊藤訴訟を考える会」

(1980.8.10)

—夜間通信研究科 1979年度 修了論文集—

労 働 と 研 究 第3号 ¥1,500(税込)

- 精神薄弱児施設における障害児と職員の発達保障 小沢祥子
——奈良県立登美学園の場合——
(コメント) 池上惇・田中昌人・武元勲
- 京都府下における商業振興に関する基本的な考え方 金田修
——大型店問題と関連して——
(コメント) 小野秀生・前川恭一・成瀬龍夫
- 繊維独占による中小企業支配の実態 安満弁吉
(コメント) 中村雅秀・森岡孝二・下野克己
- 大都市型産業経済と中小零細業者振興政策 永吉秀幸
——大阪市の住工混合地域の一研究ノート——
(コメント) 森岡孝二・水津雄三・中村雅秀
- 炭鉱「合理化」反対闘争を通しての今日の労働運動の視角 中原優
(コメント) 二宮厚美・湯浅良雄・向井喜典
- マルクス・エンゲルス「都市と農村」論の一視角 角田憲昭
——「都市と農村の正揚」と全面発達——
(コメント) 藤岡惇・梅垣邦胤・樋原正澄
- グラムシのヘゲモニー概念 長谷川真知子
——「ユーロ・コミュニケーション」研究のためのノート——
(コメント) 芦田亘・後藤康夫・中橋幸二郎
- レーニンの競争論 音羽周
——とくに「過渡期」との関連で——
(コメント) 本多三郎・林弥富・田中宏

郵送御希望の方は、郵便振替(京都1972)を御利用下さい。

法律学の課題と発達の経済学

——共同体論・現代民主主義論・公共経済学批判の
法の変革に果す理論的役割を中心として——

著名元夫

はじめに

1. 経済学と法現象

従来から、経済学及び法律学との交流が強調されてきた。しかし経済学の方法論の違いが、法律学の課題を解くにあたってどのような差をもたらすかについてはあまり論じられていない。そこで「発達の経済学」の理論が、法律学の課題とどのようにかかわるかについて一つの推論をしてみた。ところで発達の経済学は、法律学の課題を解明する際、どのような利点をもっているであろうか。私は法の変革にかかわる現代民主主義論、そして「工場法」概念など政治、法現象を経済学の理論の中に位置づけている点だと考える。法学者である長谷川正安氏は、「経済学者、とりわけマルクス主義経済学者は、自分の研究対象である経済現象が社会現象全体の中でその土台をなすもっとも規定的なものと考え、経済現象の研究自体はそれ自体で完結しうるとでも考へているのではなかろうか」と嘆いておられる（「法学と経済学——もつと相互の交流を——」雑誌『経済』1975年6月号）。このような傾向から発達の経済学は脱却しているのである。

2. 法律学の課題

次に発達の経済学によって解明する法律学の

課題として何をあげるかである。法の変革といった場合に、さらに私はつぎの三つの課題をあげたい。第一に、法の変革と評価できる社会規範・法規範がどのようにして生みだされてくると考えるか、という法の原理的考察である。第二に、法の変革をうながす運動を現代民主主義との関りで整理することである。第三に、法政策論を発達保障という観点から基礎づけることである。

3. 本稿の構成

なお本稿は、その三つの課題につき、①法律学内部の問題状況、②発達の経済学の理論の有効性の論証——主として公害闘争に例をとって——、③発達の経済学への課題というように問題を整理したものである。ただし本稿では、この三点について発達の経済学の課題として整理しただけであって、経済学と法学のそれぞれにおいて大変不十分な理解に留まっていることはお許し願いたい。しかしこの試みが、発達の経済学を学習している人々に法律学への、また法律学を学習している人々に発達の経済学への興味を引き起こす事が出来れば幸いである。

I. 発達の経済学における共同体論 (社会的機能のゲネイシス論) と法の変革の根柢

——要請される経済学による法変革の基礎の

考察——

1. 問題状況

法の変革という時、とりあえず民主主義の徹底、人間の発達保障という観点からの前進、人権の拡大という意味で考えておきたい。ところでその場合一般に法の変革はどのようにとらえられているであろうか。素朴には、市民社会成立の時点で市民法が形成され、市民権が獲得され、さらに歴史の発展によって社会法が形成され、生存権的基本権も獲得されていくと把握されているように思われる。ところで、この常識的な考え方をのりこえ、資本蓄積の法則、国家の成立に照らし、法のゲネイシス論を展開し、社会科学としての階級社会における法現象を全体的にとらえ、かつ資本主義法の普遍的体系化を試みたのが、藤田勇教授の『法と経済の一般理論』である（日本評論社、1974年刊）。歴史的分析を媒介にして論理的に整序される資本主義法の普遍的体系は、それではどのように想定されるか。この点に関する藤田氏の理論を整理すれば、次のようにある。

第一に、歴史的法体系の内的編成は、法的カテゴリーのシステムとして把握される。第二にこのシステムの構造は、「相対的に完結的ないくつかの円環とこれらの相互連関という規角」によって組み立てられる。第三に、この「相対的な円環」として四つの「カテゴリー系列」が提示される。第四に、カテゴリー系列の展開に際しては「市民社会と政治的国家との Dualismus（二速論）という資本主義社会の論理構造」が前提される（『法と経済の一般理論』287—297頁）。

資本主義法体系がこのようなカテゴリーシステムとして示される結果、法体系の歴史的成立過程をみる場合にも、個々のカテゴリーの成立・成熟のプロセスのみならず、同一系列内のカテゴリーの相互連関、四つのカテゴリー系列相互の連関のそれぞれのレヴェルにおいて歴史的变化をみることが可能となる。

また同様に、「ブルジョア法の再編・変質」過程の分析についても分析は総合的になる。（四つのカテゴリーについての資料1参照）

それゆえ、この藤田教授の到達点に何をつけ加えるかが、法の変革の理論の基礎なのである。

2. 社会的機能のゲネイシス論の重要性

(1) ゲネイシス論の重要性

池上教授は『法と経済の一般理論』を高く評価しつつも、藤田教授の方法に次のとおり疑問を投げかける。要するに、社会的機能のゲネイシス論が抜け落ちているというのである。社会的機能のゲネイシス論とは社会が階級的支配に強制して営業の自由を制限し自治機能を高める傾向（すなわちその典型が「工場法」の成立ならびに工場監督官の発生である）による法の生成論である。池上教授はこれを、①史的唯物論・経済学方法論、②国家共同体論、③科学と民主主義の相互関係という三つの観点から基礎づける。

まず経済学方法論との関係である。「マルクスの経済学批判体系における『国家、外国貿易世界市場』の後半体系は経済学批判体系の過程で経済理論の範疇として展開可能であり『ブルジョア社会の国家形態での総括』は政治からの経済への反作用を合法的に理解した上で経済学批判体系の一部分として『国家範疇』を『不生産的階級』『租税』『公信用』の内容に即して解明しうるとする。……そして、この立場にたつと精神労働と肉体労働の分離という視角と並んで一般労働と住民自治を担う労働、後者の歴史的に疎外された形態を解明する事が、経済学の国家論の展開にとって決定的に重要であった。」（『財政危機と住民自治』「現代法論争をめぐって」、253～254頁、青木書店）（以上前記①と関連）

すなわち共同体論との関係で法の生成をとらえる必要がある。資本主義が機械制大工業に發

展すると、労働者の生存競争を激化させる資本蓄積過程そのものが労働者を訓練し教育し組織していく。資本主義ではかつての生産を自ら指揮する権威としての国家は工場内における資本の私的権威に席をゆずる。そして、国家は「家産国家」から「租税国家」へと転換し、資本はこの国家に私的所有と商品生産の自由、従って「営業の自由」の不可侵を法制的に保障させていく。ここに民主主義という形式が成立するのである。しかし一方では、機械制大工業に基礎をおく資本蓄積過程は、住民を「家族や地域のせまい共同体」から解放し、真に「二重の意味で自由な」労働者を創出する過程である。こうした共同体の解体は、他方で人間の再生産にかかる共同業務を国家が吸収し、あらたに官僚機構として、「社会の上にそびえたつ」過程でもある。「社会からでて社会の上にたつ」この官僚機構にさらには資本の営利主義が導入され、かつての共同体が担っていた共同業務労働は、決定的に「疎外された労働」に転化する。しかしこの過程によって公務労働が地域の住民のいのちとくらしの再生産に関与し、労働者が社会的結合をなしていく過程をも生みだすのであり、遂には「営業の自由」を社会的に制限する「工場法」体系が出現するのである。（以上前に②と関連）

これは、科学と民主主義の相互関係という観点につながる。池上教授は、民主主義諸制度の発達の必然性についても、次のように主張する。「資本蓄積の法則」という時、労働者がたえずより拡大された規模で不払労働を資本家に占有される関係だけではなくて、労働者階級が知識人や中間層と同盟しつつ資本の営業活動を民主主義的に規制し、資本が搾取の過程でつくりだした生産力の進歩の諸契機を生かして教育制度や保健制度をつくり、労働時間を短縮して労働者階級が文化的に資本家階級をのりこえる必然性をもあわせて示さねばならないわけです。いわば『搾取』と『人間の発達の契機』とくに民主主義の諸制度の発展の必然性を含めて、『必然性の洞察』をおこなわない事には自由の

領域をさらに拡大してゆく事ができないのです。」（池上教授により一般化すると、科学と民主主義の相互関係を法則的に認識するという認識論の問題もあるとする。）（『現代国家論』186頁）池上教授が法の分野で社会的機能のゲネイシス論を強調せざるを得ないのは、民主主義を重視する認識にたっているからである。

（以上前記③と関連）

(2) 法変革の出発点たる社会的機能のゲネイシス論 一民主主義の原点一

このように社会的機能のゲネイシス論は法の変革にとって必須の法の生成論であり、市民法は工場法（ないし社会法）を抜きにして考えることは出来ないのである。しかるに発達の経済学のこのような考え方は、法律学の中で認められているどころか、全くの少数説である。何故であろうか。先に述べた共同体論の把握にかかるのである。すなわち、法律学においては次のような国家観（現在の経済学説の中でも有力説）から、法をみるからである。資本主義社会において経済社会（市民社会）と政治社会（国家）とははじめて分離し独占段階に至って、国家の介入がはじまる。このようにとらえれば、社会法は市民社会に対する国家の介入がはじまった段階でとらえるのが当然であり、市民法＝産業資本主義段階、自由主義段階、社会法＝独占段階という歴史的段階二分論（ないし市民法＝近代資本主義国家の論理。社会法＝階級闘争というとらえ方）となるのである。このような発想は基本権においても市民的自由権から社会的生存権へというとらえ方につながり、権利の扱い手としても市民的自由の支え手である市民と生存権を支える労働者とが区別される。「財産からの自由」と「共同体からの自由」を統一してつかみ、その両方の側面を統合して人格の発達をみる立場にはならないのである。このような差は法律学に何をもたらすであろうか。

第一に、発達の経済学の立場にたった方が総合的認識をえやすいという点である。市民法といつても初期市民法と現代市民法とではその内

容も異なり、社会法でも同様である。市民法・社会法二段階論をとると市民法自体の発展、社会法自体の発展、市民法と社会法とのからみあいがとらえにくくなるのである。

第二に、法の民主的変革の観点が基礎づけられるという点である。発達の経済学の立場からいえば、市民法と社会法というところに対抗関係を見出す観点より、営利主義、官僚主義による後向きの民主主義と労働者階級を中心とした前向きの民主主義との対抗関係こそ問題である。例えば、租税国家の出発点における「営業権」を保障するための議会制民主主義の論理は、労働者階級が選挙権を得る事によって、「営業権」を社会的に規制する可能性がでてくることによって発展する。しかし又法則的にそれに対する反動的動きがでてくる。

これらを全体としてつかまえる事こそ重要なのである。又社会法といつても、その積極的原理を骨抜きにしようとする力が常に働いているのである。（法は、公務労働によりその運用を担われている。この法律学に近い分野でも、この前向きの民主主義と後向きの民主主義との対抗関係のとらえ方が、いわゆる公務労働論争という形で展開されているのは興味深い。権力的労働である徴税や警察など社会的に不要な労働と、福祉教育など社会的に有用な労働の二つに大別してつかむのではなく、どのような公務労働であれ、権力的支配を担う側面と住民のいのちとくらしを守る二側面をもち、この矛盾を住民と団結して克服する過程として公務労働をつかむ観点こそ重要なのである。（池上惇『現代国家論』5頁）

(3) 資本主義的法の普遍的体系化から民主主義的法律の体系化へ 一発達保障の原点一

このように考える時、藤田教授の資本主義的法の普遍的体系化の観点に民主主義的法律の体系化という観点をつけ加えるべきである。

池上教授も次のようにいう。「資本賃労働関係の考察の次元で国家の問題を取り扱う場合には、国家が『資本の営業の自由』を合法化する

問題とともに、労働者階級の団結権の前進が、資本の営業の自由を規制し、工場法や労働日の短縮を法的に義務的に結びつけて、この法を執行するための工場監督官をつくりだすという問題を必然的に提起してくる。」（『財政危機と住民自治』243頁）

それでは、ここで「工場法」体系と藤田教授の四つのカテゴリーとの関係をみてみよう。第一系列に「工場法」の規制がくみこまれる事は当然である。第二系列についても労働者の属性として「共同体からの自由」を位置づける時、家族の再生産についても従来の共同体の崩壊の中で公務労働が発展していく方向性、教育条項、自然の破壊に対する規制の問題がとりこまれるはずである。又法秩序の侵犯に関して成立する第三カテゴリー系列には「工場監督官」などによる行政的規制もカテゴリー系列の中に組みこまれよう。第一系列のカテゴリーは議会制民主主義の論理と、第二系列は自治体民主主義の論理と第三系列は裁判による社会的規制の論理と関連をもってくると考えられる。このように「市民社会と国家の分離、再び国家の介入による法カテゴリーの変化」というとらえ方でなく、資本主義国家の共同体業務の国家の吸収、そしてその矛盾（社会的機能のゲネイシス論の根拠もここにある）としてとらえた方が、「社会」と「国家」の対抗関係、後向きの民主主義と前向きの民主主義との対抗関係、「資本主義法の普遍的体系化」に対する、「民主主義法律の体系化」との関係が明らかになろう。そして民主主義的法律の体系化の作業こそ、住民の「発達保障」の法そのものである。

3. 発達の経済学の課題

(1) 民主主義論、法の変革の基礎理論を

同じ民主主義論といつても「国家論」のとらえ方により差が出てくる事は明らかである。発達の経済学は、「国家論」—「民主主義論」—「発達保障の法体系論」の相互関係を究明していく必要がある。それが法の変革の基礎理論と

なるはずである。（本稿の説明では、論理も飛躍している点もあり、十分に説得力をもたなかつたが、国家論のとらえ方の差が、民主主義論、法の体系論に関連してくる事は明らかになったと思われる。）

(2) 従来の法のわく組みのとらえ直し

「市民法と社会法」「権力」「市民と労働者」など、法律学の基礎たる概念は必ずしも自明ではない。発達の経済学の論理を法の分野にまで及ぼせば、法律学に大きな影響を与えることは明らかである。従来の法のわく組みのとらえ直しも発達の経済学の課題としたい。

II. 発達の経済学における現代民主主義論と法変革の運動

—現代における法の変革の要因—

1. 問題状況

法の変革は現代民主主義との関連で論じられなければならない。民主主義の基礎にかかわる議論だけでは現代の状況を変革出来ない。現代日本の状況を押えた民主主義論でなければならないからである。又民主主義運動論を踏まえたものでなければならない。池上教授は、現代日本の状況を民主主義との関連で次のように指摘している。「現代日本の危機は明らかに民主主義の形骸化に向けて日米安保条約にもとづく総合安保体制づくりに向け多くの科学者や中産階級が動員され、大企業を中心に労使協調体制がすすみ、第三次総合開発において、形ばかりの住民参加が試みられている。そのために金融資本や官僚機構を、議会、企業、地域のレヴェルで寄生性の排除という点を追求し、民主主義の内容を徹底させる手がかりが容易に拡大されない状況といえる。民主主義の内容が自覚され、汚職や寄生をとりのぞく必要が認識されても、その内容を現実化する形式がもはや大衆の手から遠く離れていっている場合、金融資本の危機は

寄生を打破する口実のもとに強力、暴力を標榜するファシズムに道をゆずる事になる。（『現代国家論』229～231頁）

ところで法律学においても民主主義論と法の変革が真剣に議論されている。藤田教授は、民主主義的変革と法律学という発表をした（1977年民科法律部会総会テーマ）。第一に、変革対象の性格規定である。この点について同教授は、現代日本の状況を議会制民主主義のもとで特殊なオートクラシイ（官僚制）が成立しているとし、これを現代オートクラシイと呼んでいる。このオートクラシイにおいては、現代の「所有の権力」と「政治権力」の構造が法の構造を規定するとする。そしてファシズムとの関係を明らかにしている。なお民主主義の再認識のために三つのレヴェルを区別して現代的意味を把握して論じる事を強調する。

第一は、思想・価値原理のレヴェルの民主主義である。そしてこれは人間の尊厳を中心とする新しい公共的結合を志向するものとする。第二は、右の思想・価値原理の現実化のための社会的、政治的運動のレヴェルでの民主主義である。そして現代オートクラシイと民主運動の衝突のあり方を解明し、運動の方法の原理を究明し変革主体形成の道を探す事が重要であるとする。第三のレヴェルは、社会諸関係の一定の編成すなわち、制度としての民主主義、とりわけ政治制度としての民主制である。そして基本的諸権利の民主主義の価値原理に照らしての全連関の分析が必要であるとする。

池上教授と藤田教授の用語は異なるけれども、日本の状況についても「民主主義の形骸化—オートクラシイ」、変革すべき法構造を基礎づけているものについても「官僚主義—所有の権力。官僚主義—政治権力」、その矛盾についても「社会的機能のゲネイシス論—人間の尊厳を中心とする公共的結合」と問題意識は似通っているのである。このような共通の問題関心の中で民主主義運動、住民運動、労働運動、権利闘争を包みこんだ現代民主主義論を構築し、その中で法の変革を考えていく事が期待されてい

るのである。

2. 現代民主主義論の重要性

池上教授の現代日本における三つの民主主義の形式を手がかりに、民主主義の内容を発展させていくことは重要である。池上教授のあげる民主主義の三つの形式とは以下の通りである。

「第一は、平和と民族独立という形式をもち、産軍複合体の解体と寄生性をもつ軍隊の縮少再編成の内容をもつ現代民主主義。

第二は、議会、労働組合、消費者団体による産業と大会社の民主主義的統制力という形式をもち、大会社の営業の自由と秘密を規制、廃止する事によって寄生性を排除しつつ所得の公正な再分配を実現するという内容をもつ現代民主主義。

第三は、総合的民主主義的な地方自治の拡充を形式とし、特權的官僚層の排除、全体への奉仕者としての公務員づくり、ナショナルミニマムの保障、地域における住民のくらしの組織の発展を内容とするものである。」（『現代国家論』、229～230頁）。

この現代民主主義論には次の特徴がある。第一に、民主主義の形式と内容と区別し、せいぜい形式だけを維持し、状況によってはファシズムに転化する後向きの民主主義と内容の拡充をはかる前向きの民主主義とを区別して、その対抗関係の中で問題をみている事である。すなわち、資本主義国家の矛盾、後向きの民主主義と前向きの民主主義の対抗関係という基礎の上にたって議論が展開されている点である。

第二に、現代における資本主義国家を貫きとおす基本矛盾の展開を国際金融資本の蓄積様式にもとめ、民主主義の形式を三つに具体的に整理している。

そしてこの民主主義論を実現するための統治能力の発達についても、併行して問題提起をしているのである。すなわち、民主的統治能力形成の四つの要素として、(1)障害を集団で克服しうる潜在的力量の形成、(2)民主主義憲法と法律

づくり、(3)憲法と法律をくらしに生かす公務労働、(4)働きつつ学ぶ権利の確立という事になるとしている（『現代国家論』、84頁）。

ここでは、とりあえず日本の公害闘争の課題を、この現代民主主義論に即して考え、この現代民主主義論の正しさを論証したい。

(1) スモン運動について

① スモン被害者の復権のための運動

症状が固定し、もはや回復しないスモン被害者については、従来の治療にとどまる狭い医療ではなく、リハビリテーションの対策がとられる必要がある。又リハビリテーションといった時、単なる機能障害のレベルだけでなく、能力障害、社会的不利のレベルまでの対策が実現されなければならない（機能障害、能力障害、社会的不利については後掲の資料2参照）。このような恒久対策の理念からは、自治体、国（厚生省、建設省、労働省）が連携してスモン被害者に対し有機的かつ総合的な施策を講じなければならないのである。とりわけ重要な点は施設をつくるだけでなく、被害者の個性を重視した医師、看護婦、ホームヘルパー、理学療養士、作業療養士の人的サービス及びそれに伴う行政の体制が各地において確保されなければならない点である。そしてその一部の要求を当面の要求として押し出しつつスモン運動はたたかわれた。スモンの会全国連絡協議会（いわゆるス全協）は、1976年8月恒久補償要求書を国に提出し、1978年3月1日北陸判決が出たあと同年6月21日「スモン特別法」の提案をし、東京（1978年8月3日）、福岡（1978年11月14日）判決ののちも、同年12月10日には、当面の要求の実現をめざし、たたかってきて、昨年9月15日、ス全協と国・製薬会社と確認書を結んだ（この内容については資料3参照）。

確かにその成果は、スモン被害者の復権のための要求に比し小さい。しかしこれを現代民主主義論と関連させて考える時、以下のようにその意味は大きい。

② 第2の民主主義とのかかわり

スモン闘争は公害闘争を裁判闘争としてたたかい抜いてきたというイメージが強く、一見、大会社と国家に対する民主主義的統制という側面はめだたない。しかし被害者のたたかいの目標は被害者の救済と薬害の根絶であった。総評及び個々の組合の援助、国会質問、各委員会への要請、10波以上にも及ぶ総行動と、それを背景とした厚生省交渉によって前記確認書を締結したのである。すなわち、第二の民主主義の形式を活用したたたかいであった。

民主主義の内容という面からもそうである。「……事実と道理にもとづく事故原因と事故責任の明確化こそが、はじめてその再発防止のみちを教えるのだ。薬品の生産・流通・管理・消費について、患者さんたち、いや国民のひとりひとりは完全に疎外されている。それらを握っているのは、企業と政府である。しかし、その企業と政府とが、安全な薬品の生産と流通と消費について、事実上その責任を放棄している。安全を保障する能力を失っている。」（上田誠吉『裁判と民主主義』第5章「だれがこの国の主人公か」212頁、大月書店）のことこそ第二の民主主義の内容である。薬事二法の成立もその内容としてみると不十分なものであるが、第二の民主主義の実現、それに基く法の変革という観点でみると、その意味は大きい。

③ 第3の民主主義論とのかかわり

そして、今後のスモン運動の課題は、第三の民主主義と関連する。すなわち、スモンの恒久対策を求める運動は、金銭補償の他に、とりわけ人的サービスの拡充が必要である。それゆえ、障害者ばかりではなく、国・自治体の公務労働者、低福祉に悩む労働者と共に日本の医療、福祉のあり方を変えるたたかいとして、スモン被害者の今後の恒久対策を位置づける必要がある。（すなわち、これらのたたかいが盛りあがれば、その到達水準は逆に障害者、労働者に影響していく事になろう。）

具体的には、①ス全協、各地スモンの会が種々の専門家の協力を得ながら目玉事業を実施す

る事、②自治体にスモン対策室を設置させ行政サービス水準をあげさせる事、③労働省、建設省、厚生省、大蔵省への要求などのたたかいを結合し、④障害者医療従事者、市民と協力した地域の医療・福祉の充実をめざさなければならない。

④ 併行した統治能力の増大について

スモン運動と民主主義との関連をみる時、統治能力の発達の側面を無視するわけにはいかない。訴訟がはじまった昭和48年頃は、スモン被害者は各地スモンの会に結集してビラをまく事さえなかなか困難であった。しかし裁判闘争に勝利するための署名がはじまった。そして全国の被害者がス全協という組織に結集してスモン闘争をたたかった。このような住民運動の統治能力の発展に即して公務員、専門家、弁護士などの果す役割も大きくなり、その協業も可能になっていくのである。

なお昨年末に、ス全協内に恒久対策部がもうけられ、さまざまの活動を開始している。一つは恒久対策の要求に関する詳細なアンケート調査（スモン被害者2,965名あて）の実施であり、その集計評価はコンピュータによりなされた。一つは、本年9月に完成が予定されているスモン被害者のためになるわかりやすい「手引書」の作成である。一つは、厚生省に対する予算要求などの働きかけである。（この点については「スモン闘争は今」『住民と自治』1980年10月号所収）

⑤ 法の変革について

スモン問題だけがあるのでなく、あるのは人間の問題であり、スモン問題は人間疎外の一つのきっかけである。もし特殊性があるとすればスモン被害者に対する疎外がきわめて強いという事にすぎない。それゆえ、スモン被害者の要求を全体的にとらえ、障害者・労働者とそれらの要求を実現していく事こそ「人間らしく生きる権利」の実現なのである。そしてスモンの場合は、運動によって、法が眼にみえて変化したものである。このように法の変革の可能性はどの民主運動にも潜在的にはあるのである。

(2) 公害闘争について

公害闘争については、ただちに、民主主義とのたたかいとの関連について触れたい。

① 民主主義論とのかわり

公害闘争も、労働組合、消費者団体などによる民主的統制という第二の民主主義の形式の活用によりその内容を前進させようとする動きとそれをまきかえす動きとのたたかいである。

公害被害者の要求は、現代の段階では、①地域における公害被害の実情把握、②被害の救済地域の再生、③公害の規制、④公害の未然防止という環境保全の領域にまで及ぶようになってきた。そして資本・国との環境政策と基本的に衝突している。

一方、第二の民主主義の内容は確立していないために、資本の側の巻きかえしがおこるのである。1973年末のオイルショック以降の不況の中で自動車排ガス規制延期問題、イタイイタイ病原因論争、汚染基準、健康被害補償法見直し論など、環境行政は後退に後退を重ねてきた。環境基準の改悪によって革新自治体の環境行政の成果を骨抜きにし、差止め裁判の論拠をうばい、地域再生の住民運動を後退させ、大型公共事業を復活させようとしているのである。そして民主主義の形成さえ無視するファシズムへの動きとなっているのである。そこで地域住民のたたかいは第三の民主主義の形式と再び結びつかざるを得ない。地域問題（都市と農村）の解決をはかり、他の住民要求の一環として地方財政、土地問題の解決、町づくりに参加していく事と、公務労働との連帶が課題になってくるのである。

例えれば一見地域づくりのたたかいと関係なさそうに見える公害訴訟は、いずれも地域再生の課題と結びついているのである。水俣患者は地域から疎外されている。そしてそれを克服するためには水俣地域の再生が必要なのである。名古屋新幹線訴訟、大阪空港訴訟においても積極的な町づくりの方向をめざさなければ闘争は盛りあがっても、結局住民は補償をもらって悪化

した環境から逃げださざるを得ないのである。富山におけるイ病裁判後の（控訴審判決1972年8月）土壤復元の運動も、イ病患者の救済の課題と関連して、発生源への規制（倉知・利根川・畠編『三井資本とイタイイタイ病』大月書店参照）をなし、押しつけの復元転用計画とたたかいながら、地域の発展を課題としているのである。結局第三の形式の民主主義の内容を充実させる事が必要になる。

② 統治能力の増大について

公害被害者は1975年から毎年、環境週間に全国から結集し、1,000名以上の被害者が省庁交渉を実施し、「総決起集会」「総行動」を実施している。（今年は第5回目で、7月27日、28日と実施された）。一方、公害訴訟をたたかう弁護士は、公害弁連という組織に結集し（1972年発足）四大公害裁判をはじめ、その後の裁判闘争を互いに援助しながらたたかってきた。一方、公害を研究する学者も結集しつつある。去る5月4日、5日の両日大阪中之島中央公会堂において「公害被害者の権利擁護と都市環境の保全」を統一テーマとして、第2回日本環境会議が開かれた。これは昨年6月の第1回日本環境会議の成果を踏まえ、更に発展させるべく、研究者、弁護士、被害者、学生達ががっかりとスクラムを組んで開催されたものであったが、その内容は公害研究町づくりにかかる多くの学者の発表を中心であった。そして昨年発表された「日本環境宣言」は今後の環境政策の基本的な理念を示すものとして公害と戦う人々は勿論、政府、自治体等にも極めて大きな反響を及ぼし環境保全を願う人々の統一綱領的文書として評価されている。このような公害被害者及びそれに共にたたかっている専門家の集団的力量の増大を抜きにして民主主義運動は組織されえないものである。

③ 運動とそれによる法の変革

そしてこの公害闘争によって法意識の変化、法の内容がかわりつつある。従来実現不可能と考えられていた「スモンの恒久対策」「土壤復元」などが、現実の運動の課題となっている。

そしてその中で、「現状回復」の課題が公害闘争の一つの現実的目標として課題になりつつある。そして法律の学会でもこのような事が議論されている。

例えば、土地法学会である。この学会は、土地に関する法律問題を、都市工学、経済学等関連諸科学の協力を得て研究する事を目的とする学会であるが、土地問題に關係する法学者、科学者、公務員、実務家など700名余名が会員となつておる、「公害環境」部門の他、「都市計画」、「地域開発、土地収用」部門など七つの部門にわかつて活動している。今年は、5月12日（月）に富山県のイタイイタイ病被害地域における客土事業による現状回復などを問題にした「公害、鉱害の現状回復」というテーマでシンポジウムが開かれた。大阪市立大学宮本憲一教授は、原状回復と環境政策という演題で報告していた。そこで問題は原状回復のとらえ方である。宮本教授は「原状回復とは被害者個人の健康被害の回復を意味するものだけでなく、被害者が安定した生活を営む条件づくり、更には地域社会の再生までを意味する。そしてこれは地域社会の破壊の頂点に公害被害者を位置づけるとらえ方と密接に関連している。そして被害者及び住民は、原状回復の内容につき、選択していく権利をもっており、そこではじめて民主的な地域社会の再生といふことがいえ、原状回復のための経済的負担をするのは誰かといふのも重要な問題である。」このように多くの法律家が自然と人間の物質代謝の過程に於ける資本主義の矛盾の克服に向かう社会規範に興味をむけているのである。

3. 発達の経済学の課題

(1) 裁判闘争、権利闘争、住民運動、労働運動から材料を摂取

現代民主主義論の内容は、運動の総括によつて豊かにされる。例えば、スモン裁判は、裁判闘争が官僚主義打破との関連で大きな力を發揮し、議会制民主主義が十分機能していない条件の場合における裁判闘争の重要性を照らしだし

た。裁判闘争については、その政策形式機能も問題にされている。（田中成明、『裁判をめぐる法と政治』、有斐閣）

一つのスモン運動の正しい総括は現代民主主義論の中味を豊かにするのである。いずれにしろ、裁判闘争、権利闘争、住民運動、労働運動がどのように現代民主主義論に教訓をもたらすかが分析され、同時に現代民主主義論という観点から各種の運動を見直す必要がある。とりわけ労働運動と住民運動との関係を明らかにする必要がある。（この点については参考文献=6成瀬論文参照）

(2) 現代民主主義論の発展と「発達保障の条件」の科学的考察

発達の経済学の第二の課題は、現代民主主義論を発展させる中で「発達保障の条件」を構想することである。発達の経済学は、それを既に政策対象としては分析はじめている。「暴利制限による資本主義的浪費の民主主義的規制」「住民の労働権と発達保障のための財政改革」というプランがそれである。（池上惇、二ノ宮厚美、『民主的行政改革の理論』の財政改革と行政改革の部分、113頁参照。大月書店）

発達保障の条件を考えるには、いくつか留意しなければならない点がある。まず前提として、分析のレヴェルの違いが次のようにある。例えば、①イデオロギーないし思想、②社会科学の理論、③法理論、④実践的闘争（例えば公害闘争）、⑤現行法体系の理論（例えば不法行為法）に関連している。それゆえ、発達保障の法体系の構想をつくるだけでも、理論と具体的な応用が共に必要になるのである。第二に理論的課題としての変革の基礎理論を踏まえる必要があると同時に、民主主義の形式と内容を区別する必要がある。とりわけ、多国籍企業（国際金融資本）の発展の中で、従来の法原則「私的所有」（株式会社制度、特許制度に関連して）「国家主権」（労働問題、国有化問題、国際金融問題）などの従来の法原則が著しく変容しているとの指摘（曾野和明『多国籍企業問題入

門』(青林書院新社)を無視するわけにいかない。すなわち、三つの民主主義の形式と内容に即して、法の変革との関係を明らかにする必要がある。第三に、法理論の分野として現在たたかわれている現実の諸問題の中から、法原理の変革の方向を見定める課題である。先に公害闘争と関連して「原状回復原則」の問題をとりあげたが、発達の経済学からは、「労働基本権」「社会福祉請求権」「法人株主有限責任原則」「使用者概念」など発達保障のキーポイントになる法原理変革の方向を明らかにする必要がある。

第四に、それぞれの分野の運動の発展が法をいかに変化させていくかを具体的に整理していく事である。第五に、現行法、裁判における解釈論との関係をも整理していく事である。

これらの作業は大変困難で共同研究が必要であるが、例えば誤った法イデオロギーと法政策を批判した上で法の変化の長期的方向性を明らかにし、さらに当面具体的に法をどうかえていくかの総合的プランができれば、各種の民主運動及び自治体、国会闘争、権利闘争などの目標が具体的となり法の変革のスピードが早まるう。

(3) 現代民主主義論を踏まえた現代法把握

「現代法論争」といわれる論争がある。「国家独占資本主義法論」「法体系二元論」「社会法視座」などの立場で相互に論争を重ねてきた。

この現代法論争は、1960年代のマルクス主義法学の諸成果を直接の前提としていた。一つは日本の国家権力の対米従属的構造に着目し、現代日本の法体系を安保法体系と憲法体系との矛盾的構造としてとらえる「法体系二元論」あるいは「二つの法体系論」であり、他の一つは、1950年代の後半から重化学工業化を軸に急速に再建された日本の国家独占資本主義の経済構造に着目して、現代法を国家独占資本主義段階の法として構造的にとらえる試みである。

しかし論者自体が現在のそれぞれのワク組み

の中で、法の変革の課題を十分に整理しきれていない事を認めているのである。(『季刊現代法』1979年、第10号)この内容については、それぞれの文献にあたる必要があるが(参考文献=8参照)，以下この論争の問題点と思われる点を指摘しておく。

第一に、資本主義国家の矛盾のとらえ方について共通の基盤があるか疑問な点である。社会法視座の場合も歴史的段階的な法の変革であって、原理的な資本主義国家の矛盾と関連させて論じられているわけではないと思われる。その意味ではこの点における立場の差異を明らかにして議論しないと実りある議論になりにくいと思われる(前記二(3)1の課題と関連)。

第二に、現代民主主義論、統治能力発達論とのかかわりが不明確な点である。国家独占資本主義論がこの点で「法の政策化」という現象を一面的に押し出したとして批判されているが、法体系二元論、社会法視座の立場においても必ずしも明確でないと思われる。社会法視座の場合は、統治能力発達論を意識しているが、経済民主主義、財政民主主義とのかかわりが不明である。法体系二元論はその点明確であるが、池上教授のいう第三の民主主義の形式との関連が不明である(前記二(3)2の課題と関連)。

第三に、法の変革のイメージの問題である。確かに発達保障のワク組みといつてもいろいろのレベルの問題があり、簡単に法解釈論に結びつかない。しかし現代法論争自体に、このような法の変革の具体的なイメージはない。そのため法解釈学者の多くが現代法論争に興味をもちにくい事になるのである(前記二(3)3の課題と関連)。

いずれにしろ、現代法論争はワク組み自体の再検討がのぞまれるのである。発達の経済学はこの作業をかなり理論的に展開しうるはずである事は、既に論証した通りである。

III. 発達の経済学における「公共経済学批判」と法政策論

—「資源配分論」か「発達保障の法体系」か—

1. 問題状況

法解釈とは、「論理的には法的規範の指示要求する一般的抽象的準則を個別的具体的行為、関係に結びつける過程」をいう（『法と経済の一般理論』163頁）と定義されている。そして今までその意義及び性格をめぐって多くの論争が繰り広げられてきた。ところで法の解釈は官僚制の肥大に伴い裁判過程だけでなく広い分野で問題になり、法政策とも深く関連してきてている。この状況の中で法政策学を提唱する学者がいる（平井宜雄「法政策学序説」『ジニリスト』613～622号）。すなわち、「既存の或る法、規範、ルール制度が存する問題点を発見し評価し代案を提示するためには、それらをどのように分析すればよいのか。その基礎的方法は何か。又一定の目的を実現するために望ましいと考えられる、法規範、ルール、制度を新たに構想するには何に注目し、どのように考えをすすめていけばよいのか、その実現する方法」は何かというのである（『ジニリスト』613号）。そして右法政策学の役立つ場合として、以下の三つをあげている。「①現行法制の法律上の問題点が明らかで、技術的改善、修正が議論の場合。②既存の法や制度にならって、いわばその延長線上にあるが、必ずしも法や制度がカバーしてこなかった領域につき、新しい法や制度が構想され、そこにかなり基本的政策判断が要求される場合である。③経済学的な或いは工学的な手法を用いた経済計画又は行政計画の法や制度との関連が問われる場合（この場合は計画を法制度におきかえる準拠として有用）」（『ジニリスト』622号）。そしてこの理論わく組として基本的には厚生経済学の手法が用いられている。

右に似た発想による分析が二つある。（前記②の領域に入る。）一つは、損害賠償制（交通事故、公害欠陥商品）を近代経済学の手法で分析したものであり（浜田宏一『損害賠償の経済分析』東京大学出版会）、一つは被害者救済制度の構想にかんする論文、対談などを収録したものである（『損害賠償と被害者救済制度』、『ジュリスト』691号）。このような問題意識 자체は必ずしも排斥すべきではない。日常的な法変革を考える場合、法政策は考慮すべきだからである。渡辺洋三教授も「今後のマルクス主義法学は、単に科学的批判の学問にとどまらず、民主的変革に向けての具体的立法政策論や解釈論を提案しなければならない。現在、立法政策論は法律学一般においても花咲かりであり、法律解釈論の中にも立法政策論が多かれ少なかれ入りこんでいる。これは現在法学一般の特徴である。そうであるとすればマルクス主義法学もまた、この一般的傾向から自由であるわけにはいかない」（『マルクス主義法学講座三巻』338頁）と述べている。法律学で有名な法解釈学論争では、解釈者の解釈の選択の主体的決断と共にその根拠が問題になったが、法の解釈の分野が広がるにつれ正しい判断をしていく事はますます重要かつ困難な事になる。現代民主主義論を踏まえた法政策論についても、さまざまな問題がある。ここではその一つの問題にすぎないが、最近有力な政策の理論を紹介し、発達の経済学による批判を試みた。（発達保障の法体系の一般論と解釈論とのかかわりは今後研究していきたい。）

(1) 平井理論の内容

平井教授は決定概念を中心として分析し（裁判も決定の一種となる。）望ましい決定を考えるためにには、まずその性格を分析する必要があるとし、その決定を市場的決定と全体的決定とに区別している。そして全体的決定は「正義概念」を尊重して決定されなければならないとされている。すなわち、市場決定の原理を基本にしながら、例外的に全体的決定を考える事が必

要とする。そして全体的決定が「効率」基準からみて「望ましい」のは換算費用、市場化費用が高価な場合及び厚生経済学上「市場の失敗」として論じられている場合であるとする。そしてこのような考えをまとめにあたって、最も影響をうけたものとして「経済学理論（『近代経済学』と呼ばれるもの）のうちの、厚生経済学の理論—最近ではこれを基礎として政治経済学（political economy）とか公共経済学（public economy）とか呼ばれている分野があるが、これらをも含む—特定の学者としては、厚生経済学理論の法学への導入をはかった G. Calabresi（カラブレイジ）」をあげている。

ところで、『ジュリスト』691号の論文によれば、カラブレイジは人身損害補償とシステムについて、「損失をもたらす可能性のある、ある種の活動をおこなう者全体に対して、当該活動から生じる事が予想される損失費用を予め配分して負担させ、当該活動のコストを高める事によって、市場経済を通じて損失発生が抑止される」という損失発生の新たな抑制方法を唱えた学者として紹介されている。又損害賠償という制度は、故意又は過失のある行為に対して制裁を加える事によって将来の故意過失による加害行為を抑える役割を現在では期待出来ないため、この理論が有用であるとする。（森島昭夫「人身損害補償システムの基礎理論」『ジュリスト』691号）

(2) 平井理論批判の一観点

—公共経済学に対する批判—

平井理論は、経済学とりわけ厚生経済学、公共経済学の手法をとり入れている。これに関してはシビルミニマム論について展開した坂井昭夫氏の批判がそのままあてはまる。（坂井昭夫『シビルミニマム論の思想的源流—資源配分論—』第4章 279頁～310頁）。「シビルミニマム論の進路には二つの相反する可能性が拓かれていくように思われるるのである。ここにいう『二つの道』のうち第一のものは、住民生活基盤の考察を財政問題や経済民主主義の問題にまでつ

きつめて、都市と農村の対立、地域経済の不均等発展を踏まえた財政調整制度の民主化、日本の租税制度の全体的な改革、キャピタルゲインをはじめとする大企業課税の方向、地域における大企業の規制、公害環境都市問題と大企業の地域支配との関係の分析にまで進もうとする。これに対して第二の道ではシビルミニマム論は近代経済学の資源配分論、その最新の形態である公共経済学の陣中に引きづりこまれ、抵抗と民主主義の精神を奪われた行政技術の道具に変質させられてしまう。」（同書280～281頁。）

坂井氏は第二の道を資源配分論と呼ぶ理由として次のように説明する。「市場の資源配分機能を最大限に利用しながら、他面で円滑な市場機能の期待しにくい分野について国家の関与を正当化しようとする立場ならびにそうした立場が便益に対する費用負担とセットにして打ち出されているからである」（同書283頁）。そして、公共経済学の発想の問題点を金融資本の蓄積様式を財の物理的性質に解消する点に求めている。すなわち「近代経済学の資源配分論の場合には、永遠不变の自由競争的市場機構の想定によって独占の成立や金融資本と国家のゆきはそもそも意に介されず、市場経済の欠陥にても別種の要因=『財の物理的性質』にその原因を求められる。言うならば、無機質な素材主義によって現実の国家独占資本主義的経済関係を塗りつぶし、資源配分の効率化を無条件の『公共善』として押し出しながら、それをうたい文句に公共部門にまで市場原理を拡張する姿勢が貫かれるのである。」（同書286頁）その意味では財の配分の仕方が問題である。しかし、「生産要素」所有の不平等は顧みられず、所得の再分配のみが問題となっている。

2. 発達の経済学の課題

(1) 法政策論への興味を

法政策はある意味で興味をもちにくい。しかし法の果す機能を考える時、学習しなければならず、そのためには経済学理論とも結びつけて

興味をもつ事が出発点である。

(2) 法政策論の分野への進出

① 法政策論の基礎づくり

法解釈論争についても発達の経済学の「資源配分論」批判の有効性は既に実証されている。しかし、「利益較量論」やその背景にある「法定証主義」批判や「法」の意義、「裁判の機能」などを民主主義的法解釈の前提として、経済学からの分析をすすめる必要がある。

② 個別の法政策論の蓄積

発達の経済学に關係の深い個別の法分野について、家族法、土地法、社会保障法、労働法、経済法、行政法などにおいては、経済学的分析は必ずしも十分なされていないと思われる。

ところで主として公害問題に関して資本蓄積と公害に関連した「イタイイタイ病」「食品公害被害」の経済分析及びイ病裁判の根拠となった「鉛害賠償規定の成立」「環境基準」緩和と公害健康被害補償制度『見直し』など公害法制を分析している文献がある（吉田文和『環境と技術の経済学』青木書店）。各分野の法政策に経済学者の進出が望まれる。

③ 実践的法政策論への進出

そのような蓄積の中で、大きな裁判闘争・権利闘争の理論の柱となる作業も生まれてくると思われる。例えば、官公労働者の労働基本権に対する全面一律禁止の法制を合理化した全通名古屋中郵判決（1977年5月）、これを合理化する理由として公務員の従来の「全体の奉仕者論」から「財政民主主義論」を持ちだした。これについて発達の経済学が協力していれば悔まれる次第である。経済学の分析が大きな力を發揮する場合があるのである（豊川義昭『財政民主主義の理論と思想』9章「労働基本権と財政民主主義」、青木書店）。

(3) おわりに

① 応用分野への進出を

以上、法の変革の課題に発達の経済学がいかにかかわるかについて述べてきた。その中で私

は、発達の経済学の応用分野は広いとますます確信した。それゆえ、経済学内部の評価ではなく、応用分野——結局多くの国民に理解される事になる——での仕事を増されるよう希望する。それが、悪しき「専門家」の世界から、「共通に討議しえる専門家」の世界をつくりだす事になり、結局は、諸階層の「発達の経済学」への興味を引き起こす事になると思われる。

② 法律学における共同研究を

ところで、法変革の問題は、今後の日本の民主主義的変革に大きな関係をもつものである。また近代経済学が進出している分野もある。又、発達保障の法体系を考えるには、経済学の協力が必要である。

ところで、法の分野へ進出する場合、まず法律家との交流が必要である。本稿一の課題については、法理論関係の学者、この課題については民主的運動家・弁護士、三の課題については法解釈研究者との交流が期待される。その上で共同研究の課題がある。これは困難な課題ではあるが、うまくいけば相互の理解の発展にとって相乗的效果がある場合もありえるであろう。

③ 社会科学の統合の理論として発展を

本稿は、本年3月23日（日）に基礎経済科学研究所における、夜間通信研究科80年春季合宿での講演をもとにしたが、全面的にその内容をあらため、法理論も材料にした。しかしたかの現場を経験している実務家の立場から法の問題に発達の経済学が如何に寄与出来るかという観点には違いがないと思われる。基礎経済科学研究所が、基礎理論を豊かにすると同時に、諸科学と発達の経済学の関連につきシンポジウムを開くなどして、他の応用分野にも併行して進出され、社会科学統合の理論、国民にわかりやすい経済学を建設される事を望む次第である。（なお、私は富山における土壤復元闘争、スモンの恒久対策にかかわる運動など、公害闘争の一分野を経験しているが、法理論経済理論についての理解は全く不十分であり、不正確な点があると思われるがお許し頂きたい。なお経済学の分野についての後藤康夫、二宮厚美、森

岡孝二先生に懇切丁寧な御指導を頂いた。ここに深く感謝したい。)

参考文献一覧

- (1) 発達の経済学における共同体論と法の変革の根拠について
 1. 藤田勇『法と経済の一般理論』日本評論社。
 2. 池上惇『財政危機と住民自治』青木書店のとりわけ3章。
 3. 池上惇『現代国家論』青木書店のとりわけ第8章。
 4. 島恭彦監修『資本論と現代経済(1)』青木書店のとりわけ第5章。
- (2) 発達の経済学における現代民主主義論と法の変革の運動について
 1. 池上惇『現代国家論』青木書店のとりわけ序章・終章。
 2. 藤田勇「民主主義的変革と法体系」『法の科学No. 6』日本評論社。
 3. 上田誠吉『裁判と民主主義』大月書店、のとりわけ第5章。
 4. 曽野和明『多国籍企業問題入門』青林書院新社。
 5. 第14回土地法学会報告集（但し有斐閣より土地問題シリーズとして報告討論は正式に出版される）。
 6. 成瀬龍夫「住民運動と労働運動」（『地方自治とシビルミニマム』法律文化社第3章所収）。
 7. 渡辺洋三『現代法の構造』岩波書店、のとりわけ第3章。
 8. 『季刊現代法』10号、成文堂の、とりわけ座談会戒能通厚・広渡清吾・前田達男「現代法論争をめぐって」。
 9. 池上惇・二ノ宮厚美、「財政改革と行政改革」（『民主的行政改革の理論』大月書店、4章所収）。
 10. 倉知・利根川・畠編『三井資本とイタイイタイ病』大月書店。
 11. 『薬害根絶をかちるためにースモン全面解決闘争資料集一』。（なお、スモン運動については『法の科学』No.8『住民と自治』10月号の「ひきつづくスモンの闘い」を参照。）
- (3) 発達の経済学における「公共経済学批判」と法政策論
 1. 平井宣雄「法政策学序説」『ジュリスト』613～622号。

2. 『ジュリスト』691号「損害賠償と被害者救済」。
3. 浜田宏一『損害賠償の経済分析』東京大学出版会。
4. 『公害等救済制度資料集』1976年11月、公害弁連発行。
5. 坂井昭夫「シビルミニマム論の思想と源流」前記『地方自治とシビルミニマム』4章所収）。
6. 吉田文和『環境と技術の経済学』青木書店。
7. 沖上洋通『燃えさかれいのちの火』自治体研究社。
8. 『財政民主主義の理論と思想』青木書店、のとりわけ第9章。

資料1 4つのカテゴリー体系

——藤田教授の提起——

「第一に、資本家と労働者の関係を媒介する法的諸関係を表現するカテゴリー（たとえば就業規則・労働協約）、第二に、信用制度や資本の集中形態を媒介する法的諸関係を表現するカテゴリー（手形・小切手・株式・株式会社・広く法人カテゴリーなど）、第三に近代的土地所有をめぐる所有権・賃借権カテゴリー、などが重要な分析対象として提示されている。第二系列は、家族関係を媒介する法的諸関係を表現するカテゴリーであり、たとえば婚姻・親権・扶養・相続・後見・人籍（戸籍）などがこの系列に属する。第三系列は、法秩序の侵犯（法違反・権利侵害）に関して成立する法的諸関係を表現するカテゴリーである。刑事责任・罪刑法定主義・罪刑比例原則、あるいは民事責任・過失責任原則・損害賠償などのカテゴリーがこの系列に属し、さらにこの系列のなかで相対的に独自の地位を占めるものとして手続法上のカテゴリー（当事者主義・自由心証主義・弁論主義など）がある。第四系列は、「政治的国家」の領域におけるカテゴリー、すなわち、第一から第三までの「諸系列のカテゴリーに表現される法的諸形態の媒介する社会諸関係を総括的に、集中的に表現するカテゴリー系列」である。この系列では、主権（国民主権）や人権（人一般の権利）のカテゴリーが問題となるが、これらはそれぞれ相互に関連しあう諸カテゴリーを包括している（前者については、国民・代表・立法権・行政権・司法権など。後者については、人もしくは市民・財産権・自由権など）。」（藤田勇『法と経済の一般理論』）

資料2 スモン闘争による確認書の内容

スモン和解「確認書」のポイント

1979年9月16日付朝日新聞より

	東京地裁「可部和解」の調書・確認書	直接交渉による今回の確認書
スモンとキノホルムの因果関係	<p>国は、スモン調査研究協議会の研究成果に従って、キノホルムがわが国において多発したスモンと因果関係のあることを認める。</p> <p>被告会社は、キノホルムがわが国において多発したスモンと因果関係のあることを認める。</p>	<p>国は9つの判決を厳粛に受け止め、判決を含む一連の経過を前提として、スモン調査研究協議会の研究成果に従って、キノホルムとスモンの因果関係を認める。</p> <p>被告会社は9つの判決を厳粛に受け止め、判決を含む一連の経過を前提として、わが国で悲惨なスモンが多発したこと、キノホルムとスモンの因果関係を認める。</p>
国、製薬3社の責任	<p>国は、スモンによってひき起こされた諸問題を被告製薬会社とともに解決すべき責任があることを認める。</p> <p>会社は、スモンによって起こされた諸問題の解決を達成する責任があることを認める。</p>	<p>国は9つの判決を厳粛に受け止め、判決を含む一連の経過を前提として、スモン問題についての責任を認める。</p> <p>会社は9つの判決を厳粛に受け止め、判決を含む一連の経過を前提として、スモンについての責任を認める。</p>
謝罪	<p>国は、空前のスモン禍が発生するに至ったことを薬害行政の立場から深く反省する。</p> <p>会社は、スモンによって起こされた深刻かつ悲惨な被害に対し、原告患者およびその家族に心から陳謝する。</p>	<p>国は、空前のスモン禍が発生するにいたったこと、その対応について迅速を欠いたことに遺憾の意を表明する。</p> <p>会社は、スモンによって引き起こされ、多年の争いによって本和解まで継続、深刻化した筆舌に尽くしがたい悲惨な被害について衷心より遺憾の意を表明するとともに深く陳謝する。</p>
薬害防止への決意	<p>国は、国民の健康を維持増進すべき使命を再確認して、今後の薬害を防止するために行政上最善の努力を重ねることを確約する。</p> <p>会社は、被告らの拡張宣伝が大量販売、大量消費の風潮を助長したことを反省し、(中略)製造販売に万全を期し、……薬害防止に全力を尽くすことを確約する。</p>	<p>国は、薬害防止のため、新薬の完全確認、副作用情報の収集、副作用の恐れのある医薬品の許可取り消しなど薬害防止手段を徹底し、行政上最善の努力を確約する。</p> <p>会社は薬品の大量販売の風潮が薬害発生の基盤となることを反省し、薬害を発生させないための最高最善の努力を払う決意を国民全体に表明する。</p>
賠償金など	<p>◆一時金 重症2,500万円、中症1,700万円、軽症1,000万円が基準で、発病時の年齢、超重症者、一家の支柱、主婦について加算がある。</p> <p>◆介護費 超々重症者(失明者であると同時に歩行不能者)月額10万円、超重症者6万円(いずれも物価スライド付き)</p>	<p>(右の)一時金、介護費のほかに</p> <p>◆健康管理手当月額3万円(物価スライド付き)、開始時期、支払い方法については別途協議する。</p> <p>◆死亡患者の遺族弔慰金、1人当たり百万円を支払う。</p>

資料3 スモン被害の全体像

○機能障害の内容と特徴

スモンの機能障害は、大きく、運動障害、感覺障害、視力障害、及びその他の障害にわけられる。その特徴は、多様性、複雑性、重篤性などにあり、この点において、他の障害と著しく異なる。

運動障害は、それ自体複雑で、脊髄の異常による末梢性麻痺とが混在している。それに加えて、感覺障害の中の深部感覺（運動感覺）の障害により、「感覺性（脊髄性）失調症」という要素が加わり、運動障害が更に複雑になっている。その上、視覚が正常であればこの深部感覺の障害は視覚による代償で、ある程度軽減されうるのであるが、視覚障害のある場合は、この失調症は代償されず一層強められる。更に異常感覺による運動障害も加わる（以上上田敏『ジュリスト』656号63～64ページ）。

○能力障害の内容と特徴

スモン障害者の能力障害は、まず、日常誰もができる、またしなければならない基本的な動作の能力（日常生活能力の能力）の障害として現われる。更に、主婦の家事能力や職業能力の著しい障害として現われる。ために、一応身の回りの日常生活動作を自覚して

できるスモン障害者にとってみても、それを達成するためには、普通の人なら一瞬間で考えもせずにやる動作（たとえば布団から立上がる）をはるかに多くの動作で、多くの時間と身体的・心的なエネルギーを費してやっており、更に異常感覺による苦痛とたえず戦つていなければならない。その結果は、毎日の最低限の生活と最低限の仕事とで、身体的・心的エネルギーのほとんどすべてを使いはたし、人間らしい余暇や趣味や家庭の団欒などが犠牲になっている（以上上田敏『ジュリスト』656号63～64ページ）。

○社会的不利の内容と特徴

スモン患者の社会的不利は非常に様々な現われ方をする。スモンにより本人が職を失ない、あるいは妻の看病のために夫が転勤を拒んだ結果会社の出世コースからはずされ、娘が母の看病と家事のために婚期を逸し、などである。特に感染説が本人と家族とに与えた精神的打撃は大きい、たとえばそれにより自殺に追いこまれたとみられる例も少なくない。その他にも、経済的、社会的、心理的な様々な問題、そしてそれが家族関係の歪みとして、結局は本人にはねかえってくることなどがある。

（筆者弁護士・富山中央法律事務所）

森岡孝二『独占資本主義の解明』を読んで

鶴 田 満 彦

はじめに

19世紀末以降に発展してきた独占資本主義が、一面ではそれ以前の古典的・自由競争的資本主義の延長としてありながら、他面では古典的・自由競争的資本主義とは範疇的に異なる特徴や傾向をふくんでいるということは、もはや1世紀近くになろうとしている独占資本主義の歴史自体によっても明らかにされている。しかし、この独占資本主義の全体像を理論的に叙述しようという試みは、わが国では意外なほど少ない。わずかに北原勇『独占資本主義の理論』(有斐閣、1977年)、高須賀義博編『独占資本主義論の展望』(東洋経済新報社、1978年)、さらにつけ加えればわたくしの『独占資本主義分析序論』(有斐閣、1972年)等がその種の試みをなしているといつてもよいが、これらも率直にいって、まだ試論ないし問題提起の域を出ていないようおもわれる。

ここにとり上げて、論評の対象としようとする森岡孝二『独占資本主義の解明』(新評論、1979年)は、上記の著書と同じように、独占資本主義の経済理論的解明をめざした最近の労作である。もっとも著者は、本書に「予備的研究」という副題を付し、その課題を「独占資本主義論の二大古典とされているヒルファディング『金融資本論』とレーニン『帝国主義論』とを比較検討することをつうじて、独占、独占価格、金融資本、独占利潤などの基本範疇の取り扱いとその概念を吟味し、あわせて資本主義経済学の現代的体系に独占資本主義の理論を正しく位置させるための理論的、方法的基礎を固め

ること」(2ページ。以下、本書からの引用のさいにはページ数のみを記すこととする。)に限定している。しかし、ここに限定された課題自体、まさに独占資本主義論の基本問題にほかならないし、それを解くことは、いまだ星雲状態にあるわが国の独占資本主義論研究に貴重な一里程標を築くものとなろう。この意味で、本書は、十分な理論的検討の対象とすべき本格的な研究書であるといってよい。

はじめに、本書の章別編成をかかげておこう。

- 第1章 経済学の方法と独占資本主義の理論
- 第2章 独占理論におけるヒルファディング問題
- 第3章 『帝国主義論』と独占
- 第4章 独占資本・独占体・独占価格
- 第5章 『帝国主義論』と資本の集積
- 第6章 ヒルファディングの金融資本
- 第7章 独占資本か金融資本か
- 第8章 独占価格論の基本性格

ここでとり扱われている問題のすべてを、著者の叙述の順序にしたがって検討することは、紙数の制約上不可能でもあるし、また適当でもないであろう。そこで、以下では、(1)独占資本主義論の方法、(2)生産の集積と独占の概念、(3)金融資本の概念という三つの問題にしぼって著者の見解を紹介し、それにたいして若干のコメントをしてみたいとおもう。

1 独占資本主義論の方法

マルクス理論にもとづいて独占資本主義論を構成しようとするとき、まず第一の問題は、そ

の独占資本主義論をマルクスの『資本論』といかなる関連にあるものとして把握するかである。そのことは、とうぜん『資本論』自体の基本性格をどのようにとらえるかにかかわっている。

この点について、著者は、さしあたり『資本論』は資本主義一般の理論を示すものであり、独占資本主義の理論は『資本論』をいわば土台として展開される論理的上部構造として把握しているようにみえる。たとえば、つぎの叙述をみよ。「独占資本主義の理論はその論理的土台に資本主義一般の理論をもつことなしに成り立ちえないが、資本主義一般の理論はそれ自体で、『資本論』に結実しているような形で、理論体系としての統一性と自立性をそなえうる」(15ページ)。

ここで著者が「資本主義一般の理論」とよんでいるものがどのようなものであるかは必ずしも明瞭ではないが、言葉の通常の意味にしたがえば、それは、いかなる段階の資本主義にせよ、資本主義が資本主義であるかぎりにおいて妥当する理論を意味するものと解して差支えないであろう。だが、同時に明らかなことは、『資本論』に具現されているような理論をもって著者は「資本主義一般の理論」と解していたことである。いうまでもなく、『資本論』は、自由競争段階の資本主義を歴史的素材として、そのなかから理論的に抽象されたものであって、この点を著者も「『資本論』で体系化された諸範疇が、自由競争の支配に基盤をおき、自由競争の支配において規定される」(19ページ)といって強調しているのである。

そうだとすると、自由競争を前提として構成された『資本論』がいかなる意味で「資本主義一般の理論」として独占段階の資本主義にも妥当することになるのかということが、とうぜん問題になるであろう。

この点について、著者のなかには、二とおりの考え方方が存在しているようにおもわれる。第一は、自由競争こそが「資本主義一般の基本的属性」であり、独占段階における独占はそれに

附加される要素であって、このような意味で『資本論』は独占段階の資本主義にも妥当するという考え方である。これは、『資本論』と『帝国主義論』との関連についていえば、「[レーニンの]『帝国主義論』が、『資本論』で展開されている資本主義一般の理論をふまえて、そのうえに独占資本主義の理論をつみ重ねる方法をとっている」(49ページ)ことを積極的に肯定する見解でもあって、いわば<つみ重ね法>と名づけてよいであろう。

第二は、独占段階における独占を自由競争の直接的対立物としてとらえ、「自由競争に対立する諸現象は、『資本論』の範疇体系の枠内では説明することができない」(20ページ)のだから、「『資本論』の理解とその体系は、新しい諸範疇をまえに修正がせまられる」(21ページ。力点は原文)という考え方である。

ここで、「新しい諸範疇をまえに修正がせまられる」ところの『資本論』が、なお『資本主義一般の理論』として独占段階にも妥当するというのは、やや強引な議論のようにもみえるのであるが、著者は、「修正がせまられる」場合でも、同時に「『資本論』の理論とその体系は保持されねばならない」(21ページ。力点は原文)として、「この矛盾の解決は、資本主義経済学の有機的体系性を損わない形での体系の枠の拡大のうちにしかない」(21ページ。力点は原文)と説明しているのである。『資本論』の理論とその体系が保持されたまま同時に修正されねばならないという矛盾が「体系の枠の拡大」のうちに解決されるというこの説明は、率直にいってわかりにくいくらい。あえてその内容を推測するならば、『資本論』のうち「資本主義一般の理論」に相当する部分は保持され、それ以外の部分は独占段階の新しい諸範疇に照応するように修正ないし組みかえられて、このように「一般理論」として純化された『資本論』および独占段階についての特殊理論としての『帝国主義論』とのセットによって、『資本論』の理論とその体系が独占段階にも妥当するというのであろうか。

もしこの解釈がまったくの誤解でないとすれば、この第二の考え方は、すくなくとも第一の<つみ重ね法>とはいぢるしく異なったもののようにおもわれる。そこでわたくしは、この第二の考え方を<組みかえ法>と名づけることにしたい。

したがって、著者の独占資本主義論の方法においてまず問われなければならないのは、上述のような意味での<つみ重ね法>と<組みかえ法>とが首尾一貫的に統一されているかどうかである。

このような形で問題を提起すると、著者の側からはおそらく、自分の独占資本主義論の方法はもともとひとつであり、自分の方法の中に<つみ重ね法>と<組みかえ法>という二つの要素を発見しようとする試みじたい誤りだという反論がかえってきそうである。そこで、論点をもうすこし具体的にしぶってみよう。

さきに引用したように、著者は、資本主義一般の理論は「『資本論』に結実しているような形で、理論体系としての統一性と自立性をそなえうる」(15ページ)ということを承認している。ところが他方で、著者は、「マルクスが解明した平均利潤率および生産価格の法則は、自由競争の支配をその法則の不可欠の作用条件としている」(263ページ)といって、『資本論』体系の一部をなす生産価格論が独占段階における独占の支配する領域で妥当することを否定しているのである。

もし<つみ重ね法>にしたがうならば、それは全体として「『資本論』で展開されている資本主義一般の理論をふまえて、そのうえに独占資本主義の理論をつみ重ねる方法」(49ページ)なのだから、生産価格と独占価格との関連については、生産価格の理論をふまえて、そのうえに独占価格の理論をつみ重ねるということになるのであろうか。このような方法が、著者の生産価格法則の把握から不可能であることはいうまでもない。

また、<組みかえ法>にしたがうならば、平均利潤率や生産価格は自由競争段階に固有のカ

テゴリーとなって、それらを「論理的土台」として独占価格の理論を展開する必要はなくなるが、その場合には、『資本論』に登場する諸カテゴリーのうち、どれとどれが資本主義一般のカテゴリーであり、どれとどれが自由競争段階に固有のカテゴリーであるかを明確に示す必要が生じてくるであろう。そしてさらに、このように『資本論』体系を分化して把握しようとする理論的立場と、「資本主義一般の理論はそれ自体で、『資本論』に結実しているような形で、理論体系としての統一性と自立性をそなえうる」(15ページ)という主張とが、どのように齊合的に結合されうるのかも、示されなければならない。

このように、生産価格と独占価格との関連、あるいは独占段階における生産価格法則の意義という問題にしぶって考えてみても、著者の中には、<つみ重ね法>と<組みかえ法>という相互に必ずしも首尾一貫しない考え方が共存していることは、否定できないもののようにおもわれる。

2 生産の集積と独占

周知のように、レーニンの『帝国主義論』は、「生産の集積」と題された第1章からはじまっているが、著者の独占資本主義論においても、生産の集積とそれにもとづく独占が基礎範疇ないし鍵概念として位置づけられている。

生産の集積と独占をめぐる著者の独自な貢献のうち、検討されるべき第一点は、「資本主義一般の理論」における生産の集積と、独占資本主義論における生産の集積とを範疇的に区別すべきことを強調している点である。すなわち、著者は、『資本論』でも随所に明らかにされているように、資本主義的生産は一般に生産の集積をもたらすことを確認したうえで、「『生産の集積』という範疇の『帝国主義論』における独自の内容はどの点にあるのか?」(97ページ)という問題を提起し、「『帝国主義論』の論理的展開の基礎に指定されているときの生産の集

積は、個々の産業部門に独占を生みだすほどに高度な段階に達している『生産の集積』である」(97ページ)といっている。

たしかに、生産の集積はいついかなるところでも独占をもたらすわけではない以上、「資本主義一般の理論」における生産の集積と、独占資本主義論における生産の集積とを範疇的に区別することは、両者の関連を明らかにすることとともに必要なことであろう。しかし、独占資本主義論において問題にされる生産の集積が「個々の産業部門に独占を生みだすほどに高度な段階に達している『生産の集積』である」という規定は、ある意味ではまったくのトートロジーでしかない。「独占を生みだすほどの生産の集積」とはどのような生産の集積であるのかということこそが、独占資本主義論では明らかにされるべきだからである。

著者は、入江節次郎氏の『帝国主義論序説』における生産の集積の取扱いを批判して、「『帝国主義論』の初発範疇ともいべき『生産の集積』を歴史主義的に理解している」(129ページ)といっているが、「独占をうみだすほどの生産の集積」という規定が、入江氏のそれよりも歴史主義を免かれているかどうかは、疑問としなければならない。他方、著者は、本間要一郎氏の『競争と独占』における「独占形成の論理」を理論的・方法的に批判して、「独占資本主義の諸関係をすでにあたえられた現実としてうけとめることを拒否して、『解剖学的分析』にかえるに『歴史的発展の論理』なるものをもたらし、ヒルファディング流の方法に回帰している」(139ページ)といっているが、「独占資本主義論の諸関係をすでにあたえられた現実としてうけとめる」というのは、まさに著者の批判する歴史主義ではないのであろうか。著者が、「資本主義一般の理論」における生産の集積と、独占資本主義論における生産の集積との区別を正当に強調しながらも、結局、後者については、「独占をうみだすほどの生産の集積」というトートロジカルな規定におちついていることと、「独占資本主義の諸関係をすでにあた

えられた現実としてうけとめる」方法とは、たがいにけっして無関係ではないようおもわれる。

第二に、著者に独自な独占概念が検討されねばならない。著者は、レーニンによりつつ、生産の集積から発生する独占をさしあたって「個々の産業部門の独占体制として、したがって個別企業の枠をこえでた生産の社会化=部門の枠での生産の意識性と計画性の出現として」(95ページ)把握している。著者が、独占そのものと独占の組織形態としての独占体とを区別し、独占を自由競争の対立概念として、個々の産業部門における一定の体制としてとらえている点は、十分に首肯できるところである。しかし、独占を「産業部門の独占体制」と規定しただけでは、ほとんど意味をなさない。その場合には、「独占体制」とはなにかということがあらためて説明されなければならないからである。上記の引用文における「したがって」以下の部分、すなわち「個別企業の枠をこえでた生産の社会化=部門の枠での生産の意識性と計画性の出現」は、「独占体制」と同格におかれているから、「独占体制」を説明したものとも解しうる。そうすれば、独占とは独占体制であり、独占体制とは、結局、生産の社会化ということになって、これがかなり特異な独占概念であることは、明らかとなろう。

うえのような著者の独占概念の特徴づけは、けっして言葉じりをとらえたものではない。著者は、他の多くの箇所でも、生産の社会化を独占概念の本質的な要素としてきわめて重視している。そのひとつの典型的なものとして、つぎの叙述をみよ。「レーニンは、もっぱら独占価格の設定や独占利潤の獲得のうちにカルテルやトラストの経済的意義を認めたのではない。カルテルやトラストのうちには、販売条件、支払期限、販路、生産数量、価格、利潤等々の共同決定、原料や技術の独占と共同開発、労働力や輸送や信用の排他的利用などの多様な機能が含まれている。カルテルやトラストは、独占価格の形成をまつてはじめて独占となるのではな

く、カルテルやトラストが価格を計画的に設定して、それを市場に強制することによって、その価格ははじめて独占価格となるのである。カルテルやトラストは、価格を引き上げるときも引き下げるときも、それを計画的におこなう。われわれがカルテルやトラストにみるものは、『独占的競争』や『寡占』や『協調関係』ではなく、レーニンが正しく特徴づけていたように『生産の社会化』である」(142~143ページ)。

たしかに、近代資本主義的独占の基礎条件をなしているのは生産の集積であり、生産の集積はまた、生産の社会化や計画化を内包していて、独占は、ある程度の生産の集積を前提とすると同時に、生産の集積と生産の社会化を推進するといってよいであろうが、だからといって独占のなかにその本質的要素として生産の社会化を見出すのは、経済的カテゴリーの本質をその生産力的基礎に解消する誤りであろう。わたくし自身は、かつて生産の集積と独占についてつぎのように述べたことがあった。すなわち、「もし、独占が大規模組織、つまり生産の集積と同義であるとすれば、独占の進歩性なるものはほとんど自明のことである。なぜならば、生産の集積が直接的に意味することは、労働過程の協業的形態の大規模化、科学の意識的な技術的応用の増大、労働手段の機械化の発展、組織的使用による生産手段の節約など、総じていえば、労働過程の社会化・労働の社会的生産力の発展にほかならないからである。労働過程がより大規模かつ組織的に行なわれるほど、経済進歩がより促進されることはいうまでもない。だが、近代的独占の本質は、すでに明らかにされたように、生産の集積を現実的条件とし、独占価格や金融的支配をつうじて独占的高利潤を得得することになる。したがって、経済進歩に及ぼす独占の効果はたんなる生産の集積とは区別してあきらかにされねばならない。たとえ、資本主義経済において独占と生産の集積とが現実的に結びついているにせよ、両者を概念的に分離し、それぞれの本質とその効果とを論理的に明確にすることは可能なはずであって、それこ

そまさに経済分析の果たすべき課題にほかならないであろう」(『独占資本主義分析序論』、150~151ページ)。この記述にわたくしは必ずしも十分に満足しているわけではないが、著者の独占概念にたいしては、いまのところこの見解を対置するほかない。

第三に、生産の集積と関連して、資本の集積についての著者の見解も問題にする必要がある。著者は、生産の集積と資本の集積とを概念的に区別し、さらにマルクスの集積概念とレーニンのそれとは異なるとしてつぎのようにいふ。すなわち、「レーニンが『帝国主義論』の基礎範疇の一つとして位置づけている『生産の集積』は、……『資本論』における『資本の集積』や『生産手段の集積』とは、範疇的な位置づけや内容を異にしている。それとともに、『帝国主義論』にあっては、『資本の集積』が『生産の集積』から分離された独自の範疇として取り出されている。そのうえでレーニンが論じている『資本の集積』とは、独占資本主義に特徴的な資本の無差別的集積であり、より直截にいえば、金融資本に固有の資本の金融的集積あるいは金融資本そのものの集積である」(161ページ)。

生産の集積と資本の集積とが範疇としては別のものであることは、いうまでもない。しかし、資本が生産を担当している資本主義経済では、生産の集積は、資本の集積を前提とし、必要条件としている。マルクスはしばしば生産の集積を生産手段および労働指揮の集積と表現しているが、マルクスはうえのような意味で、生産の集積と資本の集積とを対応するものとしたのであって、けっして生産の集積と資本の集積とを同義のものとみなしたわけではない。したがって、レーニンが『帝国主義論』の第1章で論じている「生産の集積」が、マルクスのいう生産の集積、あるいは生産手段および労働指揮の集積と「範疇的な位置づけや内容を異にしている」とはどうていおもわれない。

問題は、レーニンが『帝国主義論』のとくに第2章でもちいしている「資本の集積」という概

念がマルクスのそれとは異なるのかどうか、さらに生産の集積とはきりはなされた「無差別的集積」を意味しているのかどうかである。さきにのべたように、私見によれば、マルクスにおいても生産の集積と資本の集積とは概念的に区別されており、生産の集積は資本の集積を必要条件とするが、資本の集積は必ずしも生産の集積をともなうとはかぎらないという関係にある。したがって一般論としては、生産の集積をともなわないような資本の集積はありうるし、それを「資本の無差別的集積」と名づけることも可能であろう。しかし、注意すべきは、レーニンが『帝国主義論』第2章で論じているのは

「銀行業務の集積」であり、「銀行の資本の集積」だという点である。銀行における貨幣資本の集積、あるいは銀行業務の集積という意味においてならば、マルクスも『資本論』第3巻において、たとえばつぎのようななかたちで集積概念をもちいている。すなわち、「信用制度の発達や大銀行の手中での貨幣貸付業務の巨大な集積は、それ自体として、すでに貸付可能な資本の蓄積を現実の蓄積とは別の形態として促進せざるをえない」(大月書店全集版、643ページ、力点は引用者)。

したがって、レーニンの集積概念がマルクスのそれと異なっているとは必ずしもいえないようにおもわれるが、さらに、レーニンのいう資本の集積が「無差別的集積」であり、「金融資本そのものの集積」だという点も疑問である。さきに指摘したように、レーニンがさしあたって問題にしていたのは、産業における生産の集積に対比されるような銀行業における銀行業務の集積であった。たしかに、銀行をとおして運動させられる貨幣資本は、いかなる産業ないし商業部門にも貸付可能という意味で「無差別的」といってもよいであろうが、銀行業に投下された資本は必ずしも「無差別的」とはいえない。銀行業に投下された資本という意味での銀行資本は、産業に投下された資本と同じく、しばらくのあいだは当該部門に固定されているからである。産業における生産の集積に対応して

産業における資本の集積が行なわれるとすれば、銀行業における銀行業務に対応して銀行業における資本の集積がすすむのも当然であって、あえて前者を「資本の有機的集積」、後者を「資本の無差別的集積」といって区分し、両者の範疇的・概念的相違を強調するのは、ミスリーディングであろう。ましてや、銀行資本と金融資本とを同義のものと解するのでないかぎり、レーニンのいう資本の集積を「金融資本そのものの集積」(161ページ)と断定するのは、やや強引にすぎる主張のようにおもわれる。

3 金融資本の概念

独占資本主義における支配的資本を独占資本とするか、金融資本とするかについては議論のあるところであるが、著者は「独占資本主義の運動法則の分析において金融資本の概念を堅持すべき」(251ページ)であると考えている。いうまでもなく、金融資本という概念がマルクス経済学上の概念として創始されたのはヒルファディングによってであり、それを支持したのがレーニンであるが、ヒルファディングやレーニンによる金融資本概念の定式化には、いくつかの不明確な点やいっそほり下げられるべき点がのこっている。そこで著者は、現代の発達した独占資本主義経済を表象のうちにおきながら、とくにヒルファディングの金融資本概念をくわしく検討し、金融資本概念を復位させることをめざしている。

ヒルファディングによる金融資本の定式化のエッセンスは、周知のように、「現実には産業資本に転化されている銀行資本、したがって貨幣形態にある資本」(『金融資本論』第14章)というものである。この定義は、たしかに著者のいうように「理解に苦しむ」(180ページ)ものであり、「眩惑的な性格」(181ページ)をもっている。なぜならば、それは「金融資本の実体を一方では産業資本に還元し、他方では擬制資本に帰着させている」(181ページ)からである。ところが、著者によれば、ヒルファディン

グの金融資本の規定におけるすべての混乱は、かれの創業者利得の規定における混乱から発しているとされている。そこで著者は、ヒルファディングの金融資本概念を検討した第6章において、かなりの部分をかれの創業者利得論の検討にあてているのである。

ヒルファディングの創業者利得論において著者がもっとも問題にするのは、ヒルファディングが創業者利得を「利潤うみ資本を利子うみ資本に転化する」ことから生ずるものとし、「詐欺でもなければ補償や報酬でもなくて、独自の経済学的一範疇である」（『金融資本論』第7章）としている点である。すなわち、著者は、創業者利得の架空性と詐欺性を強調してつぎのようにいう。「それ〔創業利得〕は架空の価値の経済的実現としては、いっさいの投機的利得と同様に純然たる差益であり、他人の貨幣をまきあげることによって儲けるという点では、一個の経済学的範疇としての詐欺である」（199～200ページ）。

創業者利得の架空性については、創業者利得はもともと擬制資本（架空資本）の実現された価値の一部分なのだから、著者のいうとおりであろう。しかし、それ自体なんらの価値をもたない株式を売却して貨幣にかえ、その一部を創業者利得として取得したからといって、その行為をはたして「詐欺」といえるであろうか。創業者から株式を購入した者にとって、それ自体無一文の株式と十全な価値をもった貨幣との交換は、たしかにマイナスの不等価交換にはちがいないが、十分に発達した証券市場を前提とするかぎり、かれは原則としていつでも株式を売却して貨幣を回収しうるのである。したがって、創業者から株式を購入した者が一方的に貨幣を奪取されたとするのは、適切ではないようにおもわれる。それは、ちょうど土地を購入した者が、必ずしも貨幣を詐取されたとはいえないのと同様である。

もちろん、現実の創業とか株式取引においては、詐欺的要素は十分にありうるであろう。マルクスも、「新しい金融貴族を再生産し、企画

屋や発起人や名目だけの重役の姿をとった新しい種類の寄生虫を再生産し、会社の創立や株式発行や株式取引についての思惑と詐欺との全制度を再生産する」（『資本論』第3巻、大月書店版、559ページ）といっているし、ヒルファディングも、「創業者の分けまえを創業者利得以上に高めるのに恰好な金融技術上の手段」（『金融資本論』第7章）として「株式資本の水増し」について言及している。しかし、なんらかの詐欺を前提にしなければ、創業者利得を説明しえないというわけではない。利潤率を運動基準とする産業資本と利子率を運動基準とする貨幣資本（あるいは利子うみ資本）という二種類の資本が存在することを想定し、たんなる貨幣資本家は原則として創業者になることができないという条件を設ければ、原理的には創業者利得の成立を説明しうるのである。その場合、だれもが創業者になりうるわけではなく、創業者になりうる範囲は限定され、独占されているという点が重要であろうが、これを詐欺というのはあたらないようにおもう。

わたくしは、ヒルファディングの創業者利得論を全面的に肯定しているわけではないし、とりわけ創業者利得を「利潤の一部分の先取り」として説明している部分への著者の批判には同意する。しかし、きわめて不十分な表現だとはいえ、創業者利得を「利潤うみ資本を利子うみ資本に転化する」ことから生ずるものとしたヒルファディングの説明の含意は、十分に検討されてよいのではないか。

ところで、著者によれば、ヒルファディングの金融資本の概念はかれの創業者利得論と密接な関連をもっている。あの「現実には産業資本に転化されている銀行資本、したがって貨幣形態にある資本」というヒルファディングによる金融資本の定義についての著者の解釈はつぎのごとくである。すなわち、「株式発行の担い手として産業利潤を創業利得形態で取り立てる銀行資本」（183ページ）、あるいは「擬制資本形態にある株式に投下されて現実には産業資本の循環に入りこんでいる貨幣資本」（216ページ）。

ここに引用した二つの解釈には、微妙なちがいがある。前者においては、「産業利潤を創業利得形態で取り立てる」のだから、株式の引受けと売却を頻繁に行なう銀行資本が表象されているようにおもわれるし、後者においては、おそらく産業利潤を配当形態で取得するのであろうから、銀行のもとで株式形態で保有されている貨幣資本が表象されているようにおもわれる。わたくし自身は、ヒルファディングの金融資本概念について、「その所有者にたいしてつねに擬制的に貨幣形態を保持しており、いつでも貨幣形態で回収されうるような資本、具体的には、独占的大企業の社債とか株式だということであろう」（『独占資本主義分析序論』、46ページ）という推測を行なっているので、著者の解釈とそれほど大きく異なるところはないといってよい。

しかし、ヒルファディングの金融資本概念への評価において、著者の場合、あまりにも創業者利得論に引きつけた批判を行なっている点は疑問である。たとえば、つぎの叙述をみよ。「そうした創業利得〔将来利潤の先取り〕は、文字どおり幻想世界で産出されたものであってみれば、逆説的には、ヒルファディングの金融資本は産業利潤にたいしてはなんらの処分権を行使しえない幻想の金融資本であるといえよう」（225ページ）。わたくしは、さきにのべたように、ヒルファディングの創業者利得論に問題がないとは考えていないし、その創業者利得論がかれの金融資本概念に一定の影響をおよぼしている点についても認めるのにやぶさかではない。だが、ヒルファディングの金融資本概念の最大の弱点がかれの創業者利得論に由来するとはとうていおもえないであって、かれの創業者利得論にかかわらず、かれの金融資本概念を批判すべきであり、その領域にこそかれの金融資本概念の基本的問題があるようにおもわれるるのである。

最後に、著者自身の積極的な金融資本概念を問題にしよう。著者は、レーニンの「生産の集積、そこから発生する独占、銀行と産業との融

合あるいは癒着」という周知の規定を重視し、とりわけ独占と金融資本との範疇的・概念的連関を強調するのであるが、金融資本概念をめぐるこれまでの論争史のなかで焦点のひとつとなってきた「銀行と産業との融合あるいは癒着」をどのように解するかについては、残念ながら必ずしも立ち入った検討をくわえていない。もちろん、「従来の研究においては、金融資本の概念はあまりにも資本集積=企業結合の特定の形態に局限されすぎてきた」（249ページ）とか「わが国では、独占資本とは独占的産業資本や独占的銀行資本のことであり、金融資本とは両者の統一体のことである、という理解がひろくいきわたっている。いまやわれわれはそうした理解から脱却すべきである」（250ページ）という叙述がある以上、著者が従来の通説に甘んじていないことは明らかであろう。では、どのような方向へ脱却すべきなのか。この点について、著者は「ヒルファディングやレーニンが金融資本範疇のもとに取り扱っている経済的諸関係、わけても貨幣資本・擬制資本の巨大な集積の資本蓄積にとってもつ意義をその規定のうちにとりこみ、そうすることによって金融資本の概念を復位させざるをえないだろう」（251ページ）と提言しているが、これは、率直にいって示唆以上のものではない。金融資本の現代的蓄積様式と現代的存在形態をみすえながら、金融資本概念のいっそ上の影琢をはかるという仕事を精励な著者の今後に期待したい。

おわりに

冒頭でのべたとおり、本書は、きわめて野心的なテーマに挑戦した貴重な労作であり、十分に理論的に検討されるべき研究書である。もちろん、そこには完成された解答が体系的に示されているというわけではない。むしろ、本書はテーマにふさわしい個別問題をいくつか設定し、それにたいする著者の真摯なストラグルのあとを示したものといってよいであろう。本書を読んでとりわけ感動的なのは、著者がいかなる問題についても自己のすべての理論的・思想

的視座をさらけだし、きわめて率直に読者の反応をまつといった科学者の姿勢をとっている点である。この小文が、結果的には、本書にたいするいくつかの異論や疑問を提起することになったのも、ある意味では著者の科学者の姿勢に

触発されたためである。時間と紙数の制約上、独占価格論の問題など割愛せざるをえなかった論点もあるが、それらについては別の機会にぜひ論じたいとおもう。

(新評論、1979年11月、2,500円)

(筆者 中央大学)

最近号内容目次一覧

第26号 (1979年11月) 650円

シンポジウム *現代の階級理論と労働者階級 (Ⅱ)			
第1部 最近の階級理論の諸潮流をめぐって (討論)	芦田 亘・池上 悅ほか3人	戸名 直樹	
エコロジー経済学の大工業論および資源論批判		松田 和男	
労働力流動化政策と教育・訓練・生活手段 (下)		山崎 隆三	
〔研究展望〕日本資本主義論の課題と方法			
〔『講座・現代経済学』の刊行をめぐって (2)〕			
講座Ⅱ・Ⅲ巻『資本論と現代経済』を読んで	服部 文男・黒滝 正昭	小森 治夫	
『資本論』と工場法		上田 秋助	
修了論文作成の苦労話		勝木 吐露	
〔書評〕鯉坂 真ほか編『ヘーゲル論理学入門』			
雑誌文献紹介(3)			
〔基礎研だより〕5年目を迎える夜間通信研究科			

第27号 (1980年春季) 650円

シンポジウム *現代の階級理論と労働者階級 (Ⅲ)			
第2部 現代日本の労働者階級	中原 優・池上 悅ほか	小森 治夫	
税務労働論		小林 秀樹	
流域下水道をめぐる諸問題		芦田 亘	
〔研究展望〕国家独占資本主義論争と国家独占の概念			
〔翻訳〕カール・マルクスと今日のブルジョア政治経済学(上)・ヘルベルト・マイスター, 津波古充文訳			
〔書評〕小野一郎『現代社会主義経済論』	音羽 周・田中 宏		
雑誌文献紹介 (4)			
〔基礎研だより〕第2回研究大会報告			

第28号 (1980年夏季) 650円

*現代日本における資本主義分析の諸課題	井村喜代子
シンポジウム・現代の階級理論と労働者階級 (完)	
第2部 現代日本の労働者階級をめぐって (討論)	芦田 亘／中井 博敏／他4人
現代民主主義への一考察——民主主義の継承性の問題に関連して——	斎藤 勝弥
〔海外論調・翻訳〕カール・マルクスと今日のブルジョア政治経済学 (下)	
…ヘルベルト・マイスター	(訳) 津波古充文
〔『講座現代経済学』の刊行をめぐって (3)〕	
「剩余価値の生産」をめぐる二・三の問題	藤岡 悅
内田義彦『資本論の世界』の理論的意義	後藤 康夫
〔古典の読み方〕『剩余価値学説史』とマルクス研究	赤間 道夫
〔書評〕小野・吉信編『両大戦間期のアジアと日本』	川北 昭夫
水津雄三『日本中小零細企業論』	安満 弁吉
雑誌文献紹介 (5)	
〔基礎研だより〕夜間通信研究科80年春季合宿の報告	
下鴨支部活動報告	
すすむ全面改訂作業——資本論・帝国主義論年表——	

郵送希望の方は郵送料 (2冊まで200円, 4冊まで250円, 8冊まで300円) を加算のうえ編集局宛お申し込み下さい。尚、郵便振替で入金される場合は、振替京都1972を御利用下さい。

E・S・グリンバーグ

『巨大企業と国家—アメリカの現状と史的分析—』

馬頭忠治

(1)

本書を紹介する前にニュー・レフトについて若干言及しておきたい。というのも、グリンバークのこの労作が広汎なニュー・レフト的研究の蓄積の上に立って書かれているからである。

1947年にはタフト＝ハートレー法（組合役員の反共宣誓を求める条項が含まれている）が制定され、1949年にはCIO内の共産党系組合員の追放がなされ、また国際自由労連が結成される。さらに、50年代のマッカーシズムと冷戦リベラルのもとで、55年の AFLとCIOの合同に示されるように、労働運動の「保守化」、組合内部の腐敗が顕著となる。こうして旧左翼勢力は崩壊の危機を経験する。その後50年代後半には、貧困の再発見と公民権運動の発展、平和運動が展開され、60年代のニュー・レフト政治運動につながっていく。こうした背景のもとで59年には *Studies on the Left* 誌が、60年には *Labor history* 誌が発刊され、若い研究者を結集するに到る。60～70年代にかけては、ベトナム戦争の恐怖、暴力と腐敗など種々の経済、社会問題がアメリカ人の前に暴露される。67年には *Radical America* 誌が、70年には *Social Revolution* 誌が発刊されることになる。*

一連のこうした研究は、広く言えば、John R・Commons に育てられたウィスコンシン学派に属する制度学派、Arthur M・Schlesinger を代表とする革新主義学派に対する批判を中心となっている。「企業資本主義」(Corporate Capitalism)、又は「会社自由主義」(Corporate liberalism) の概念の構築もニュー・レフトの

成果の一つとして挙げられる。

ともあれ、グリンバーグのこの著作も以上の研究史の内に位置づけられ、彼らと同じ60～70年代の混乱を背景として出て来た新しい問題意識を如実に反映している。

※ ニュー・レフトの文献紹介については、高橋章「アメリカ『ニュー・レフト史学』」、野村達朗「アメリカ労働史研究の新しい潮流」、いずれも『歴史評論』、1978年9月、No. 341。Robart Zieger, "Workers and Scholars" *Labor History*, vol. 13, No. 2, spring 1972を参照されたい。

(2)

このように概観するならば、グリンバーグが帝国主義戦争、人種的抑圧、貧困、人間疎外に注目しつつ、「アメリカにおける現代積極國家、又は福祉国家の興起と、その機能の進展」(p. 2)を、「企業資本主義が、その着実な拡大と相応な収益に寄与する安定的な環境を、自ら創り上げるべく試み」(p. 2)た歴史過程から分析することに本書の課題を設定したことの意図も十分に理解しえる。

本書での分析は、一言で言えば原題(Serving The Few)が示す通り、少数者の支配体制の形成過程が被支配体制をどのように形成していくのかという分析である。つまり、巨大企業の成長基盤としての社会的秩序の維持・階級分化システムの維持、さらに予測可能性と安定化を制度的、組織的に保障する過程として独占確立以降の歴史を見、この過程でどのような国家(論)が登場して来たのかを、又その結果として、国

家の諸政策が民衆の差別化をもたらすことが明らかにされる。

章を追って内容を紹介していくこととした。尚、筆者の問題意識から興味ある点に絞つていくことをあらかじめおことわりしておきたい。

(3)

第1章「現代積極国家の映像」では、国家の経済への積極的介入をめぐる理論状況を取り上げられ、それぞれを批判的に検討している。

レッセ・フェールについては、いわゆる“夜警国家”論、スペンサー流国家論が取り上げられ、この論が1900年に顕在して来た、失業、労働争議、及び公衆保健の低下という事態によって、その理論的有効性を喪失したことが述べられる(p. 26)。又グリンバーグ(以後Grと記する)は、上記の事態を解決するために「積極国家」が出現したと説明することはできない(p. 27)とし、国家の構造と目標という政治的次元の問題を「社会集団、エリートたち、公職者達の間のあの激しい闘い」(p. 27)との関連で分析することの必要を強調する。つまり、独占企業間の激しい競争の反映としての国家論の展開を重視する。

福祉国家については、Grによればこの論は国家を、「経済の人間化」の装置として、さらに社会的サービス、社会の調和、健康、教育という公的利益の配分機能の担い手として把え、それ故に競争、個人主義、私利を否定し、レッセ・フェールとの違いを強調していくものであるということである。この論は、実は「できる限り少なく支配する最良の政府」から「最も賢明に支配する政府」(p. 32)への単なる転化論であり、又1900~1937年の「改革の時代のための社会を準備することを助けた」(p. 31)とGrはしている。

多元主義(多元的国家論)については、デヴィド・トルーマン、ロバート・ダールが取り上げられ、彼らは、社会を独自の利害と目標を有する集団から成り、この集団間の闘争と相互作

用から政治の実体を眺めるに過ぎないことが明らかにされる。それ故に、権力中心的という意味でのデモクラティックな政策論が、集団諸力のバランスの反映としての国家論が展開されることとなり、権力の圧制、国家のもつ「固有な利害」(p. 37)を十分に明らかにできないとして、Grは批判する。

マルキシズムの国家概念に関連しては、Grは「国家の機能に関するマルクスの一般的法則に依拠することではなくて、歴史の特定の時期における特定の国家を吟味すること」(p. 49)が重要であるとし、福祉国家、多元主義の歴史的具体的批判というねらいをこめて、2章、3章、6章で国家の政策の現実的な内容を仔細に分析し、国家と巨大企業との「緊密な協働関係」(p. 328)を明らかにしていく。そこでは「積極国家」の機能について、「現代積極国家に固有な、規制と管理の能力、並びに、資本主義の崩壊に機先を制」(p. 319)するという点に注目する。具体的には、政府支出による総需要の確保、企業の私的費用の国家負担、生産制限、価格及利潤の国家による維持、などを通しての「巨大企業の繁栄と安定」の確保という機能である。さらに、「国家は又企業の地位と特権に対するラジカルな脅威から企業組織を守護するために機能する」(p. 330)ということである。国家の機能の以上のような理解は、「積極国家の出現」の把え方に関連しているといえる。Grはこの「出現」を次のように把えていく。

「巨大企業の発生、これらの企業の持続的な成長と利潤獲得によって生み出された基盤拡充への一連の要求、及びこれ等企業によって造り出された一般的な社会問題(不均衡な発展、所得の悪配分、拡大家族の崩壊、失業、その他)のあるものを処理する必要性」(p. 337)に求めている。「企業資本主義」なる概念を提起するゆえんである。

(4)

第2章「企業資本主義の支配」では、「企業

権力」、「産業システム」が如何にアメリカ社会の特質的文化的環境を形作りながら、実際にはこの「権力」の影響力がアメリカ人の生活のあらゆる側面（教育、消費、医療、健康など）に浸透していることが取り上げられる。注目したい点は、このような企業の「私的な利得のために企図され、しかもなお公共的な結果をもたらす私的な決定」(p. 72) が大衆の抵抗あるいは伝統的価値感との相剋を生み出しつつも、この「権力」、「システム」の「正当性」(legitimacy) が形成されている点を省察していることである。この意味での「企業権力」の源泉について諸点にわたって分析している(p. 98~111)。すなわち (1)市場における優越的地位、(2)マスコミを通じてのイメージ作り、(3)教育カリキュラムの形成、(4)選挙運動、(5)政府公職者への影響、(6)蓄積された技能と才能の独占、(7)個人の繁栄と巨大企業のそれとの結びつき、などの諸点との関連で省察している。又「公職者」の支配的な秩序への順応性については (1)企業と政府との要員のやりとり、(2)専門的データの産業界への大巾な依存、(3)議員の軍事産業株式の所有、(4)選挙区の産業発展のための財政配分獲得制度、(5)天下り、などとの関連でみている。

こうして社会の「平均的な価値」は実利主義、消費主義、競争、私的所有権の強調、共同社会、社会主義等の理念の拒否、といった志向であり、企業の諸要求と分かち難く結びついていることがわかる。このこと故に「企業権力」の優位性が形成され、「当然、この経済制度に代わるべき別のヴィジョンの広汎な普及を抑止」(p. 117) されることになるとしている。以上のような Gr の主張は、レッセ・フェールの現実的功罪と今日顕著となった労働組合の体制内化、保守化に対する警鐘という問題意識の表われといってよいだろう。「権力一支配」論にとっても興味深い分析である。

(5)

第3章「企業資本主義と積極的国家の建設」では、前章までの一般的性格を歴史的具体的に

吟味し、改革運動一進歩党、ニューディール・リベラリズムの「保守的効用」が鮮明に浮きぼりにされる。例えばニューディールについて、「草の根」的運動の所産であるという従来の評価を覆し、その本質を「アメリカ経済を更に規制し、且つ合理化することによって、また労働運動の重要な要素を既成の政治生活の中に組み入れることによって、更に、国家の福祉的役割の増大を通じて社会革命を回避することによって、資本主義を救うこと」に志向されていた」(p. 139) とする。さらに以上の意味での規定が従来なされてこなかったのは、全米製造工業連盟、全米市民同盟、アメリカ労働立法連盟、さらには企業指導者達、の様々の主張（ニューディールに対する極端な非難、同調、レッセ・フェール的又は社会的ダーヴィニズム的主張）とその役割にあったことが明らかにされる。同時に上のような諸潮流の抬頭を Gr は資本主義体制の危機から把え(p. 142~143) る。そしてこの危機の克服の仕方が、弱体銀行の排除、多数の小農民、小農地所有者の追放(p. 146) という形で行なわれたことの解明との関連で考察される。さらに、労働運動との関連では、35年の社会保健法及びワグナー労働関係法が取り上げられ、この法の成立が政治的危機(p. 153)にあることが、つまり、闘争的なストライキ、工場接收、「我々の富を分け合う」運動、国有化運動、タウゼント要求運動など一連のアジテーションとその政治的・社会的秩序に対する明確な脅威という危機に対応したものであることが明らかにされる(p. 154~155)。さらには秩序と安定性を確保するために労働者を協調的な仕組みのなかに包摂するに至る過程が分析される(p. 162)。ここで強調されていることは、この法制が労働組合運動の所産ではなく、あくまで階級調和、維持のためのものであるということ、そしてこの内で労働組合員が保守的となつたこと(p. 168) である。Gr は、この保守化を「団体交渉の適法化」と「福祉的救済的な支出のけち臭い、しかし明敏な利用」(p. 169)に求めている。

(6)

「企業資本主義の下における諸利益の分配について」、第4章では富と所得がとりわけ税制との関連で、第5章では富と所得以外の一般的な利益（健康並びに法的正義）の「悪配分」が解説され、如何に「積極国家」が市場作用から由来する階級的不平等のシステムを強化し且つ安定化するのか（p. 172）が分析される。

(7)

第6章「積極国家から誰が利益を得ているのか——政府支出並びに、社会階級における諸利益の分配——」では、軍事支出と公共部門（住宅供給、健康、教育、福祉）支出が階級的不平等の維持に貢献している実態が明らかにされ、福祉国家幻想（生活危機に対する保障、機会の均等化、貧困の廃絶）をみごとに打ち破っている。例えば、低所得者にとっての社会保障の負担は所得税よりも重く、又必ずしも低所得者のために支出されるのではなく（p. 258）、郊外の持ち家取得のための支出として、いわば中産階級に利用されているし、又政府の医療支出の増大は、医療の消費需要の増大を生み、これは医療要員、設備の供給と相俟って、爆発的なインフレ状況を招来し、料金の高額負担をもたらし、低所得者にはその恩恵にあずかれなくさせていることが、従って非人格的、非体系的、断片的な外来患者用公共診療所しか与えられないという実態が明らかにされる（p. 264～267）。このことが逆に、「低賃金労働のプールの中に人びとを閉じ込めておく」（p. 291）ものであることが示される。さらに興味深い点は、社会的価値感が個人主義、実利主義である以上、貧困者はこれらの主義の逸脱者と見做され、「広く蔑視」（p. 287）され、「役人による苛酷で無礼な取り扱い」（p. 285）がなされ、貧困者と「役人」との対立、「敵意」（p. 286）が生じているとしている点である。こうして、差別と分断としての国家の機能が分析され、福祉国家論、多元主義を批判するのである。

(8)

以上のGrの分析と主張について若干コメントをすることにしたい。

本書での分析が我々読者教えてくれるもの一つは、「積極的国家」が社会一般の利害を代表しているかのような権力の「正当性」を持つつも、国家の政策が社会生活全般における差別を制度化しつつ、階級的不平等を維持しているという実態の解明である。つまり労資激突は階級調和の問題を提起する最大の契機であり、そこでは国家が独占の利害を満たしつつ、社会一般の利害を一定斟酌することで少数者の支配体制を形成するということの解明である。唯、惜まれるのは、Grの分析はこのレベルに止まっている、この差別化が権力の「正統性」を掘り崩し、階級的不平等の国家による維持の限界にまで、直接言及されていない点である。同時に、巨大企業の階層別に編成された管理制度一労働者間の競争の「内部化」による差別と分断とをもたらす——が持つ、階級的編成に対する統制能力、また物質的富の生産・再生産の統制能力についてさらに突っ込んで分析することの必要を感じる。つまり、確かにGrのように国家の出現の契機を見るために巨大企業を分析することは不可欠である。が、巨大企業による労資関係に対する「管理能力」の喪失を前提としているために、危機を論理の出発点にして、国家の出現を解き、のちは国家の機能だけが注目されることになる。従って、それぞれの歴史的発展における危機の内容が巨大企業との関連で十分に分析できなくなっているといえる。同じことであるが、Grが第7章「積極国家の機能」で「労働組合はなぜ巨大な企業の頗著な対抗勢力たり得ないのか」（p. 322）という組合の保守化、体制内化を取り上げつつも、このことと本書での厳しくて困難なアメリカ人の生活実態とどのように関連しているのかについては言及されてはいない。またこの保守化の原因の一つとしてGrが挙げている組合指導者が社会構造及びその中における企業の地位を基本的に受

け入れている（p. 324）ことの必然性について十分説得的ではないように思われる。それはGrの言う巨大企業の「安定化」、「予測可能性」（p. 62）が独占段階固有の競争形態との関連で分析し切れていないことに起因していると思われる。私はこの点を分析することによって、「企業権力」の「正統性」の限界が理論的にも現実的にも把握しえると考えている。

以上のような疑問をもつにしても、「誰が支配するかによってどのような相違が作り出されるのか」（p. 309）という解明はアメリカ史像をぬりかえていくものであることは間違いないで

あろうし、「どのようにして変革を行なうべきかを考察する前に、変革の必要が厳として存在することをまず実感しなければならない」（p. 4）という著者グリンバーグの目的は十分に遂行されている。

本書での歴史的研究と理論研究との双方からの分析、主張と展開を十分に紹介しきれなかつたことが残念である。お詫びするとともに別の機会に検討することとしたい。

（下森義広訳 光和堂1979年11月、1800円）

（筆者 所員・衣笠支部）

講座『資本論』と現代経済

——いま、逆流の時代にこそ、『資本論』で科学的経済学の理論武装を!!——

受講生募集中

11月5・6日開講

■講義の特色

受講者が自己の労働や生活を手がかりとして、「資本論」を現実感覚豊かに学び、かつ現代資本主義の諸法則を全体として把握できるように工夫された講義。

■講師団

小野秀生、重森 晓、成瀬龍夫、二宮厚美、林堅太郎、林 弥富、藤岡 悅、本多三郎、森岡孝二、柳ヶ瀬孝三ほか

■とき・ところ

- 京都教室
水曜日 6:30~9:00 P.M.
於 勤労会館又は教文センター
(11/5 第1講は教文センター)

- 大阪教室
木曜日 6:30~9:00 P.M.
於 中小企業文化会館（地下鉄谷九下車）

■聴講会費 12,000円（全10回）
〔機関誌代含む〕

講義日程

（京都）（大阪）

1講	「資本論」学習と 労働者階級の発達	80. 11. 5	11. 6
2講	商品経済と貨幣の支配	11. 19	11. 20
3講	貨幣の資本への転化と 労働力の商品化	12. 3	12. 4
4講	労働日をめぐる闘争と 労働価値	12. 17	12. 18
5講	協業分業・機械の展開と 工場労働	81. 1. 7	1. 8
6講	大工業下の住民生活と 工場法	1. 21	1. 22
7講	「労働の価格」と賃金の 諸形態	2. 4	2. 5
8講	資本の蓄積過程と 労働者階級	2. 18	2. 19
9講	独占資本主義と諸階級	3. 4	3. 5
10講	経済危機と民主主義。 社会主義	3. 18	3. 19

雑誌文献紹介(6)

(1)

『現代と思想』は、読者層の趣向など「客観条件の変化」に抗しがたく、40号(1980・7)をもって終刊した。この終刊号は、力作ぞろいであり、しかも「戦後民主主義と現代思想」という特集の旋律で、個々の論文が相互にたくみに協奏しあう・いわば一大シンフォニーの観を呈している。巻頭の家永三郎・奥平康弘両氏の対談は、80年代の「戦後第二の反動攻勢」期に抗する思想的課題の全貌を縦横に論じている。思想を実践にまで血肉化させた人格のもつ力強さ・誠実さにうたれる対談である。

現代の思想的危機と退廃は、権威と魅力を失墜しつづける社会主義の現状と深く関わっている。丸山昇氏の論考は、心情吐露もまじえ中国社会主義の後進性=消極面をえぐり出し、社会主義建設の苦い教訓をひきだそうとしている。

他方本号で完結した芝田進午「現代社会主義論の再検討」は、これと好対照をなしている。氏は、より積極的に、中国の否定面をベトナムがいかに払拭=克服しているかを論証し、ベトナム—大工業理論—世界革命をみちびきの糸として、先進国革命理論を構築しようと試みる。氏の気迫=使命感が伝わってくる力作である。

芝田論文の結びは、あらゆる社会運動の前提として的人類絶滅=核戦争阻止の平和運動の強調で終わっているが、この原水禁運動の今日的緊要性を、確固とした事実の力で訴える力作が、山下史「新段階に入った核軍拡競争」である。核兵器の際限ない拡散、先制第一撃戦略での「核抑止神話」のいっそうの崩壊など、事実を「一番よく知っている人が一番暗い見通しをもっている」!「西側の一員としての軍備増強」をいう自称「現実」主義者の議論を、この

最も重い現実からひっぺがえし、国連NGO—非同盟運動—核軍縮こそ生存のための唯一の現実的活路であることを論証するため、経済学はもっと精力的にとりくまねばならない。

戸坂潤賞をえた青木司所員の受賞作「現代巨大企業と技術者—電算機産業における技術者の状態を中心に」にも触れておこう。同論文は、技術者の賃労働者化のもとでは、技術労働もまた肉体労働(実行機能)と精神労働(構想・指揮機能)の分裂傾向と、後者の資本の権力への合体という事態から自由ではありえぬことを論証したうえで、資本のもとへの実質的包摂のすすむ技術労働の現場のありさまをリアルに描きだしている。そしてその内容は、芝田進午氏のあの独自な『資本論』理解と技術労働論にたいする理論・実証の両面からの批判となっている。

最後に巻末の「総目次」をみると、この雑誌の10年間の多難な軌跡—誠実な知性が非情な現代との間に展開したすさまじい格闘の血の跡を見る思いがし、感無量である。とともにわが『経済科学通信』に課せられた任務のいっそうの重みを痛感する。

(2)

『思想』7月号では、恒川恵一「従属アプローチの発展と現状—A・G・フランクをこえて」をおもしろく読んだ。同氏はフランクに代表される国内的な資本主義発展の余地の否定論=民族ブルジョア敵論=一段階革命=武装闘争論というあまりに機械的で一揆主義的な類型論に反対する主張—とくにブラジルのF・H・カルドーソの主張を好意的に紹介している。後者のばあい、経済構造の可変性の承認のうえで、階級闘争の動的構造と戦略的多様性が強調されるという。従属理論や第三世界派と総称さ

れるマルクス主義的潮流のなかでも、機械的な類型論を訂正する復元力が働き、健全な芽が伸びつつあるようである。ニカラグアの新事態は、この傾向を加速するであろう。

(3)

『エコノミスト』7月22日号の宮本憲一「米国にみる経済軍事化の断面」は、アメリカの事例を手がかりに、喧伝される「地方の時代」の真の経済的実体をさぐろうとするものである。実際70年代に入って北東部メガロポリスの経済力の衰退と南西部サンベルトの興隆が、いっそしきわだってきた。しかしこの過程は、国独資機構の総力をあげた経済軍事化の運動の一環としてみるべきであり、単純に「地方の時代」到来と美化できぬ複雑な問題を内蔵していると、著者は力説している。(藤岡 悠)

(4)

『経済』6月号、7月号では、齊藤叫「<資料研究> ロックフェラー金融集団の支配構造(上)(下)」が注目される。同論文は、原題の通り、J・C・ノウルズ『ロックフェラー金融集団』の内容紹介並びに研究史上の意義・問題点を指摘した好論文である。さらに「補論」として、N・ロックフェラーが副大統領に指名された際の公聴会に関する議会資料の関係部分の紹介がなされ、アメリカ金融資本の最頂点に位置するロックフェラー一族の姿が描き出されている。

従来のアメリカ金融資本の研究は、大企業と金融機関との融合関係を中心に研究する方法が主流であったが、このJ・C・ノウルズの論文は、齊藤氏によれば「(1)今日のアメリカにおける金融機関の集中状況を総合的におさえたうえで、産業と金融の『結合』関係を基本的に正しい視角から分析していること、(2)ロックフェラー集団の『コントロール・タワー』である中核金融機関そのものの所有・支配構造を解明しようとした点、(3)経済面のみに限定せず政治・外交などを含む広い視野からロックフェラー集団の行動をあつかった点」の三点をあげて高く評価された後、問題点として、「個別集団の分析

としてみた場合には……グループ上の問題——とりわけ他集団との境界があいまいとなりロックフェラー集団の範囲をいちじるしく拡張してしまっている点」を具体例をあげて指摘され、彼の金融資本分析手法上の欠陥についても言及されている。

ともあれ、従来あまり取り上げられなかったJ・C・ノウルズ論文を素材に、アメリカ金融資本研究に新たな一石を投じた好論文といえよう。

(西田達昭)

『経済』8月号は、特集「軍拡と経済」を組んでいる。自民党の衆参同時選挙「圧勝」後、にわかに軍備増強の動きが強まっているだけに、時宜にかなった特集といえよう。

巻頭論文の鷺見友好「軍事力増強と財政破たん——中期業務見積もり問題の重大性——」は、「中業」の内容を概観したあと、その財政的諸問題を検討している。氏はまず、わが国の防衛費の対GDP比率の相対的な低さをもって軍備増強を主張する論調を批判し、軍事費を問題にする場合、最も重要なことは軍事費の絶対額であることを指摘している。さらに氏は、日本の軍事費の計算上の問題点を明らかにし、NATO基準で国際比較すれば日本の軍事費はGDPの1.5パーセント以上となり、絶対額で英・仏と並ぶ水準にあるとしている。これを増強論者のいうようにGDPの2~3パーセントにすることになれば、財政危機のなかで生活関連経費を切り捨てながら軍事費を急増させ、日本の軍事大国化をまねくことは必至であると警告している。

木原正雄「新段階にきた日本軍需産業」は、わが国の軍需生産と軍事支出の現況を分析し、「ソ連の脅威」を理由とする軍備増強の動きのなかには、核兵器生産を含む日本の軍需生産の新段階への移行という危険のあることを明らかにしている。

吉原公一郎「三菱軍需 独占膨張のからくり(上)——産軍癒着の原型——」は、防衛力増強の中核をなしてきた防衛産業のなかで独占的地位を占める三菱グループに焦点をあて、「産

軍癒着の形成される歴史的過程」を解明しようとしている。氏は産軍癒着のプロセスを、経團連防衛生産委員会による軍需生産の再開・拡大の先導と政府によるこれの追認、利潤保障のための防衛生産長期計画の確定をたどることによって解明している。三菱軍需独占の形成史については、本号では三菱グループの戦後軍需生産が米軍兵器・車輌の修理業を出発点とした経緯が述べられるにとどまっている。次号の展開が期待される。

上林貞治郎「日本資本主義と戦争」は、日本資本主義発達史のなかに戦争をいかに位置づけるかの視角を提出している。氏によれば、従来の日本資本主義研究では、戦争の問題は資本の蓄積、産業構成の高度化、国独資の発展など主として資本の側面でのみ考察されてきた。しかし歴史発展の原動力に着目すれば、資本・資本家の状態とともに、賃労働・労働者の状態をも考察しなければならない。この視角からすれば、経済学の今日的課題は、日本資本主義の歴史的、理論的研究とともに政策的研究を要し、戦争についても侵略戦争の批判だけでなく戦争を防止する諸要因の研究が重要性をもつこととなる。

芦田亘「軍拡と軍縮の経済学——国連軍縮理論を手がかりに——」は、軍拡と軍縮に関する1962年のウ・タント報告、77年のワルトハイム報告を検討し、「軍拡と軍縮の経済学」の基本問題を考察した興味深い論文である。氏は、両報告の間に横たわる15年の間に国連軍縮理論は、「軍縮の10年」への幻想的期待から「軍拡の10年」の現実への鋭い告発へと歴史的前進をとげていることを確認している。軍縮の利益を抽象的に論じることによって軍事大国の指導者に軍縮への動きを作り出そうとする(62年報告)だけでは一種の幻想を生み出すにとどまる。「軍縮の経済学は、また軍拡批判の経済学でもなければならず、そのためには現代資本主義の資本蓄積の構造にビルト・インされた（組み込まれた）経済軍事化の運動を明らかにして、軍拡をすすめる政治的階級的勢力を指弾する研究

によって基礎づけられていなければならない」のである。77年の国連報告は、この方向への発展をしめしており、これを手がかりに同論文は、経済軍事化論を軍拡批判を媒介にして軍縮の経済学へと展開する際の理論問題をひきだそうとしている。

畠田重夫「非同盟・中立と日本の平和」は、イラン・アフガン問題を契機とする米国の対日軍備増強圧力、日本独占資本の防衛力増強要求など最近の一連の軍国主義化の動きを批判しつつ、世界の大勢が非同盟・中立であり、この道こそ日本の平和の道であることを力説している。

この他、二宮厚美「台頭した『新保守主義の戦略』批判」、林堅太郎「危機管理の『80年代通産ビジョン』批判」は、特集論文ではないが、最近の国防論議の戦略的位置を占める「総合安保構想」、「危機管理論」を扱ったものとして特集を補完する内容をもっている。二宮論文は、新保守主義が、一面では、新自由主義と共通する市場機能と民間活力の利用という側面をもちながら、他面では軍事大国化の側面をあわせもつことを指摘し、貨幣の権威の復権による住民の分断と、ネオ・コーコラティズムによる住民統合という危機管理の戦略がめざされていることを明らかにしている。林論文は、「80年代ビジョン」の基本性格を、米国を頂点とする金融寡頭制と「経済秩序」の再編成への対米協調のビジョンであると把握し、その内容を (1)産業構造政策 (2)経済的安全保障 (3)「技術立国」論の3点にわたって検討・批判している。(小淵 港)

(5)

本誌水野正夫氏の「科学労働者の責任と義務」にみられるように、今日民間企業の科学者・技術者は、資本の支配・管理強化のもとで自らの研究権を奪われるとともに、自らの研究に対する社会的責任を放棄せざるをえないような事態に追いこまれている。

こうした「危機」の状況に立ち向うべく、『日本の科学者』1980年8月号は特集「民間企

業の研究者・技術者」を組んでいる。まず日本科学者会議化学産業グループ「民間企業中央研究所における研究者の問題」は、1950年代末から60年代にかけてのいわゆる“中研ブーム”の中で企業の技術的中枢としての役割をになってきた中央研究所が、70年代に入って企業における研究政策の事業部優先へのいっそうの傾斜によって格下げ整理され、その研究費においても開発研究が基礎研究の6倍(65年)から16倍(77年)にまで達していることを指摘している。その中で研究者は創造力を減殺され、保守的なルーチン・ワーク化が進行しているが、そのことはまた資本にとっても矛盾であって、多くの困難はあっても、ここに研究者が科学・技術と社会発展の関係について考え、企業意識から脱皮していく1つの手がかりがあるのではないかと提起している。

岩崎秀夫・岩崎文子「論理を求めて」は、東京における民間企業(科学者会議)会員懇談会の経験に基づき、研究権についての問題提起を行っている。現実には一般に研究権存在自体に対する意識が弱く、あっても利潤獲得という“企業目的に反しない範囲”で研究権が存在すると意識されている。こうした「枠つき研究権」を打ち破っていく論理として“研究能力”を売る研究者に対して企業は能力発揮の場を提供する義務があるのであって、「“企業目的に反しない範囲”を研究者の能力と Philosophy をもって限定的でなく発展的動的に常に拡大してゆくことによって事実上“範囲”という『枠』をはずすことはできまいか」と提起している。

伊藤幸二「盗用『学位論文』訴訟と企業内研究者の権利」は、研究業績を盗用された立場から松下電器の差別・脅迫、盗用者に博士号の学位を与えた東大の審査の厳しさを指摘とともに、「よりよい研究条件を作ろうとすると研究できなくなる」矛盾を解決するために、企業のわくをこえた科学者・技術者の連帯を呼びかけている。

同誌6月号は「地方自治と住民運動」を特集している。池上惇「地方自治発展の現段階」は

革新自治体の一定の後退という現実を踏まえた上で、80年代地方自治発展の方向性を、企業共同体帰属意識と利益誘導型のキャンペーンによって補強された、中流意識をもつ人々の組織化による官僚機構の再編強化を打ち破るべく、中流意識をどう分析するかという点に求めている。

河野通博「瀬戸内における住民運動と科学者運動」は、今年で9回目を迎えた瀬戸内シンポジウムの教訓——科学者と住民の協力(共同研究活動)、現地調査の重視、公害を発生させた原因者のあらゆる破壊行為を告発——と今後の課題——科学者と住民運動を結びつける強固な中核組織の必要性、告発から克服への前進による地域住民の大幅な結集——を提起している。

同誌4月号は「岐路に立つ技術革新」を特集している。神保元二「1980年代の技術革新論」は、技術革新の「停滞」に対する“危機”感をバネに軍事技術開発論が急浮上している危険性を指摘している。こうした議論に対置すべき平和と民主主義の側の技術革新論の理論的構築が望まれる。

編集委員会「技術革新と社会」は、戦後技術革新のもたらした影響を産業構造と国土・国民生活の点から要領よく概観している。

植村幸生「80年代科学技術政策が研究者にもたらすもの」は、80年代に入って“科学技術立国”などの言葉がはんらんしている状況の持つ意味を独占の危機から把握し、「総合安保」の技術政策版ともいべき「国家的安全型R&D」のもつ危険性に注目している。

(6)

『科学と思想』37号(1980年7月)は、特集「人権をめぐる現代的課題」を組んでいる。座談会「現代の危機と労働者の人権状況」では、まず1960年代と70年代の相異について、相沢与一氏は資本による支配の変化の特徴について述べている。氏は60年代を技術革新によるスクランプ・アンド・ビルド式の「合理化」とそれに応対する協調主義的労働組合運動の発展ととらえ、70年代とりわけ74年不況以降を能力主義管

理と小集団管理さらには「全員経営参加」による運命共同体的労使関係への深化ととらえている。また、玉水俊哲氏は労働者の生活問題に焦点を当て、60年代を「繁栄のなかの貧困」としてとらえ、70年代は構造的不況のなかでの生活不安が階級支配の生活面への広がりによって屈折した生活の安定志向へと展開しており、さらに「核家族化」が資本の支配によって「核家族の孤立化」となっている点に注目している。さらに、今崎暁己氏は大企業の支配が“結婚管理”にまで及ぶ管理の徹底、町づくり・文化のとりこみによる人づくりにまで及んでいる点を指摘している。こうしたファシズムともいえる状況に対して、中山和久氏は企業のワクをこえマイホームから一歩ふみ出して参加するような運動の課題を提起することの重要性を指摘している。

<現場からの告発>では、生々しい実態を描いた川上守「『企業ぐるみ選挙』の下で」、野村政勝「差別されても魂までは売らない」が注目される。

特集以外では、長谷川広「経済危機下の独占資本の労働者支配と労働組合」は80年代の独占資本の労働力政策の特徴を「広域終身雇用制」構想におき、そこでの少數化・精銳化・流動化

の具体化について分析している。さらに、職場の専制支配の強化を、コスト引下げ運動の観点からのIEやQCなどの総合化による「合理化」に求めている。この点は前記座談会で相沢氏も指摘しているが、こうした労働強化→労働意欲向上のための管理手法、というとらえ方は一面的であって、労働内容自体の「高度化」とそれに対応する管理手法の開発という側面にこそ、現代の管理の特徴があるのでないだろうか。終りに独占資本の労働者支配の思想として、今日では「労使協調」的な防衛的「運命共同体」論から「労使一体」的な攻撃的「運命共同体」論への危険な展開を指摘している。

最後に、大木一訓「貧困化と変革主体の形成についての一試論」は、今日「貧困化論の代表的なもの一つ」となっている「支配＝搾取関係拡大」説を俎上にのせ、この説が貧困化の内容を多面的具体的に把握していく論理を内在的に欠いている、主体形成の論理が弱いと批判し、貧困化論を状態論の一環として展開する必要があると指摘している。氏の議論には聞くべき点も多いが、従来の論者に対する批判の粗雑さが目につく。

(青木 司)

第3回研究大会・分科会の報告

第3回研究大会では、7月25日午後と27日午前の間に、テーマ別に5つの分科会に別れて合計26本の研究報告がおこなわれた。以下その大要を報告する。

I 第一分科会（危機における産業と労働）

第一分科会の合計7本の報告の内わけは、主として現代日本における技術と産業についての報告が4本、主として現代社会主義の経済改革と貿易構造をめぐってが3本であった。以下、報告順序とは若干異なるが、各報告について簡単に紹介する。

まず、現代日本における技術と産業をめぐって、小林正人氏（吉田支部）から、「生産技術といわゆる設計技術について——工作機械工業の技術水準の評価との関連で——」と題して報告がおこなわれた。小林氏は戦後日本の工作機械工業の技術水準を問題にする場合、労働手段そのものよりも設計技術の水準の方が大きな問題となるとして、工作機械の設計技術の問題に焦点をあてられ、設計技術を基本的に「労働手段を創造する技能」として、「労働手段を使用する技能」から区別した。そしてその技能は基本的には生産技術に含めるべきとし、その論証として、語源にまでさかのぼって詳しい報告がなされた。

同じ技術論をめぐって、戸名直樹氏（大阪支部）から、「資源浪費と技術跛行をめぐる資源・技術論論争」と題して、報告がなされた。戸名氏は中村静治氏が戦後の技術論論争を主として、労働手段の側からみた整理とみて、労働対象（とくに資源問題との関連で）の側からみた戦後論争整理の試みが報告された。氏はそれら

の論争整理として、一方で巨大化技術論争の問題、他方で現代資本主義における資源浪費と技術の破壊性をめぐる論の二つの論点を中心にして、前者については、巨大化法則の把握、社会的物質代謝論、巨大化技術の改造論等々の論争、後者については、資源浪費メカニズム・資源危機論・石油文明論・軍事技術と技術の破壊性論等々について整理がなされた。

次に現代日本の産業と政策をめぐって、林堅太郎氏（衣笠支部）から、「危機管理の『80年代通産ビジョン』批判」と題して、同氏が『経済』誌上に掲載された論文を中心に報告がなされた。（『経済』8月号参照、ここでは内容省略。）

これに対し、高田好章氏（大阪支部）は、「エアゾール産業とその実態——中小企業と独占支配体系——」と題して、同氏の職場の産業実態にもとづく報告がおこなわれた。氏は、まずエアゾール産業の全体的概観を、近年の急成長の問題、企業規模の零細性・下請化、大ローダーと中小ローダーの機械設備の差異などについてみた後、製缶資本・商社・ガス会社など独占大企業によるエアゾール産業への支配の実態について報告がおこなわれた。

次に現代の社会主義経済については、まず溝端佐登史氏（吉田支部）から、「社会主義企業と生産の集積・専門化」と題して、報告がおこなわれた。溝端氏は、1960年代以降のソ連邦での集積・専門化という再生産構造全体の社会化がすすめられる中で、現代社会主義企業の位置・発展方向・問題点、また逆に社会主義企業における生産の集積・専門化のもつ意味、現段階におけるソ連邦の生産力水準についての検討がおこなわれた。氏は現代のソ連邦でのユニバー

サル企業や中小企業の広汎な存在の問題、企業規模論、「経済改革」以降の企業合同、専門化の進展等々について詳しい報告がおこなわれた。

音羽周氏（大阪支部）の「ソ連工業の当面する諸問題——企業合同の創設を中心にして」と題した報告も、溝端氏の報告と同じソ連邦の同時期の「経済改革」の問題についての報告であった。音羽氏は、1973年改革の評価をめぐって、'65年経済改革の継承・発展か放棄・逸脱かという二つの対立する評価があるが、問題は経済改革そのものの理解をどう考えるかにあるとして、経済改革とは何であったのか？その背景・本質、その具体的展開とともに新たな問題点などについて報告がなされた。

田中宏氏（大阪支部）は、「現代世界経済における社会主義国際分業」と題して、ポーランドを具体的対象にし、現代社会主義の貿易構造の問題について報告された。田中氏は、1965年のポーランド外国貿易統計集の加工・分析作業をつうじて、ポーランド貿易の基本構造を2環節・4小環節として把握され、その基軸となっている機械・設備部門の国際分業の展開、そこでの部門間・商品グループ間の国家間分業の展開などについて詳しい統計資料の整理にもとづいた報告がおこなわれた。（文責・江尻彰）

II 第三分科会（発達論と公務労働）

今回の第二分科会は自治体論学科を中心とする「公務労働論」プロジェクト——「現代日本の公務労働者の状態」の参加者二名の報告という「少数精銳」となった。

高知支部の太田絃志氏は「地方都市と第三次産業——新しい社会変革の契機を求めて」というテーマでプロジェクトに参加されているが、今回はこの論文の展望の部分にあたる「高知市役所で何が問われているか」と題する報告をされた。

太田氏は、高知市における昼休み窓口開設とともに「特勤手当」問題をめぐる、保守会派

の攻撃と、労働者の対応——手当返上——を示しながら、行政の民主化・効率化を推進する上で公務労働者のイニシアティブの重要性を事実をもって指摘された。

広小路支部の小森治夫氏の報告は「社会の共同業務と公務労働」と題して、資本制国家における共同業務のあり方をめぐる論争（芝田・有田・池上説）の整理を行い、共同業務の民主主義的再建という論点を深めるものであった。主要な討論点として、①公務労働の二重性を指揮・監督労働の二重性からストレートに演繹しうるか、②共同体の解体と資本制国家の肥大化との相互関係、③共同業務の再建に向けた民主主義運動の課題などが議論された。

最後に両氏は8月中にも完成稿を作成しようという決意を示された。（文責・佐々木雅幸）

III 第三分科会（現代労働運動の課題）

第3分科会では、労働者三報告、大学院生・若手三報告、大学教員一報告をもとに、多数の参加者が深夜まで活発な議論を行なった。以下、各報告の簡単な紹介と討論の模様をお伝えする。

まず今日の民間企業における労働者統制の実態に関する久保勝範氏の報告「企業における労働者と能力評価制度」から取上げよう。資格制度とそれに対応する賃金体系を骨格に、コンピュータ導入を契機とする巨大化・省力化の機構再編、企業内の情報集中を梃子とした労働者統制の実態が克明に報告された。その骨子は、開発計画から加工・購買・鋳造計画に至る「計画」担当の事技社員と、製造加工から出荷に至る「製造作業」担当の技能社員の二分割を柱に、アルバイト・パート・日雇を含めた社員9区分を前提に、資格区分が敷かれた分断・差別の序列体系のもとに、「自発性」を喚起するかたちでの企業目的=資本にとっての全体性への従属の強要を求めるものであった。

こうした資本の全体性への労働者の従属に関連して、今日、企業に導入されてきているVE

(価値工学) ……久保報告でも検討された……の管理技術上の位置とその資本主義的性格について、青水司氏より「労働者はなぜ立ち上がらないのか?——現代独占企業における管理技術展開の一断面」と題して報告された。VE導入の一契機は、提案制度の矛盾……こまぎれの提案処理のための多量の労働の投入……克服のための統合化・システム化による精神諸力の集中と個々の労働者への企業にとっての全体性の要求であった。討論では、企業にとっての全体性と労働者の教育欲求・発達要求との関連について議論された。この点については先の久保報告で触れられた、労働者の社内・社外教育への自発的参加をどうとらえるべきか、とも関連して討論の焦点の一つとなった。

労働者教育に関してさらに、広瀬幹好氏より「工場管理近代化と技師——米国19世紀後半の機械技師教育」が報告された。中心内容は、資本による労働者統制の貫徹の上での熟練労働の解体と、熟練労働者が保持していた教育機能の剝奪、そこにおける社内・社外教育の役割・位置の歴史的分析であった。

さて、以上の三報告には共通して、労働者支配における精神労働と肉体労働の分割、精神諸力の資本による集中の意義について考察されていた。しかも今日、コンピュータ導入という段階において、新たなる労働者統制手段の開発の実態が追究されていた。このコンピュータ導入は、独り企業内にとどまらず、全社会的にひろく導入利用され、種々の社会的影響をもたらしてきている。就中、マイクロ・コンピュータの開発によって社会生活のすみずみまで浸透してきている。この「マイクロ・コンピュータの社会的影響」について山本正夫氏が報告され、コンピュータ化をどうとらえるべきか、に議論が集中した。

コンピュータ化がすすむ中で、情報集中・独占が進行する一方、住民のプロレタリア化、家族の解体・旧来の地域社会の解体のもとでの諸個人の孤立化を前提に、住民動向を容易に左右するある種の事態が生まれてきている。こうし

た状況のもとに、住民支配・統制の「新たな」イデオロギーが影響力を拡大してきている。その一種としてのコーポラティズムについて、二宮厚美氏より「現代コーポラティズム論」と題して報告された。イタリア・ファシズムに原型をもち、今日新たな装いをとつて復活してきているコーポラティズムにあって、官僚的集権を前提とした官僚的「分権」と団体統合論が注目されると報告された。

住民統合・統制の動向の一例として、高知の経験をまとめられた太田紘志氏の「マスコミの寵児—高知市役所で何がとわれているか」の報告があった。骨子は、昼休み窓口開設にともなう特勤手当をめぐって、住民運動を組織した保守会派による革新自治体労働組合運動に対する攻撃と、それへの労働運動の対応、行政の民主化・効率化にむけての行政への職員労働者・住民の参加をめざす新たな運動の模索であった。

最後に、西山賢一氏の報告「相対的過剰人口と国家」を紹介しよう。報告は、マルクスの相対的過剰人口論を丹念にフォローしたものであって、特に注目されたのは、マルクスが、賃労働は潜在的貧民であると指摘している点であり、またマルクスの言う相対的過剰人口の三形態は半失業としてとらえるべきとの主張であった。

さて、以上の報告全体を通じて、今後の展望・課題で討論が集中したのは、労働者の発達欲求が実現していく上で、企業主義の鉄枠を打破していくかに社会性を獲得していくか、そして発達保障に従事する労働をどう確保発展させていくか、であった。
(文責・本多三郎)

IV 第四分科会(独占支配と経済民主主義)

本分科会での報告は、次の5本であった。①森岡孝二「擬制資本とキャピタル・ゲイン」、②鶴田広巳「キャピタル・ゲインと資本蓄積税制」、③服部泰彦「アメリカにおける自己金融発展の基本要因」④西田達昭「金融資本と『経営者支配』に関する一考察」、⑤岡宏一

「イタリア国家独占資本論研究ノート」。

①森岡報告は、通説的には資本的資産の売却益として、種々の偶然的な要因によって発生するとされるキャピタル・ゲインを「擬制資本の売却差益」として把えることが科学的に正しいのではないかとの提起であった。そこで、マルクスの擬制資本を2つの形態からおさえた上で、キャピタル・ゲインとの範疇的な関連をさぐり、そのことによってその寄生的、投機的性格を明らかにしようとした。

②鶴田報告は、L.H. Seltyer の実証研究に依拠しつつ、致富の重要な源泉としてのキャピタル・ゲインの意義を確認する。その際、個人レベルでのキャピタル・ゲインの取得だけでなく、それ以上に重要な法人によるその取得の構造をさぐる必要を強調している。だとすると次に問題になるのは、金融資本的蓄積とキャピタル・ゲインとの関わりである。過大資本化、過小資本化、利潤の費用化、費用の利潤化をおさえ、土地独占との関連をみた上で、所有と労働の対極的構造がキャピタル・ゲインを媒介にどう展開するかを見る。以上の検討に立って、課税のあり方を確定しようというものである。

③服部報告は、従来の理論が株式会社の発展→株式の分散→配当の抑制→自己金融の発展として理解しているために支配株主の致富源泉がこの論理ではせばめられると批判する。現実には、戦後の自己金融の発展は特別減価償却等によるところが大であり、この傾向と結合して配当性向の上昇、独占企業における高配当が株価騰貴をみちびき、支配株主に巨額のキャピタル・ゲインを保証するところに、現代の資本蓄積の特質を求めた。

④西田報告は、「経営者支配」論の従来の理論史に分けいって整理し、賛否両論の系譜を辿

る。次いで、スウェーデンの金融資本否定論を批判的に紹介した上で、現代金融資本論争をさぐるなかで金融資本概念の確定と「経営者支配」論の批判をめざそうとするものである。論点としては、対象をもう少し限定すること、株式会社をめぐる所有、支配、経営、労働の相互関係を確定することなどが出された。

⑤岡報告は、イタリア経済の構造、国家持株企業の実態、イタリア私企業の動向、イタリアの外資系企業の状況をそれぞれ詳細なデータをふまえたうえで、公企業と私企業、大企業と零細企業、南北格差という従来の議論の3本柱を検討し、なかでも公企業部門の戦略的位置、その理論的意義を日本との比較をも念頭におきつつ明らかにしようとする意欲的なものであった。

(文責・H.T.)

V 第五分科会（現代経済学の理論的諸課題）

第五分科会でおこなわれた5本の報告の論題は次のとおりである。

- ①商品生産関係と価値形態 梅垣邦胤（直属）
- ②戦後不況の性格——現代恐慌論を考える 藤田光男（第5学科）
- ③歴史理論の現在と「見失われた環」 ——内田義彦『資本論の世界』の理論的意義 —— 後藤康夫（直属）
- ④歴史における階級と人間 ——弁証法的方法復権のために 藤岡 勤（広小路支部）
- ⑤独占と「自由競争」 ——中小企業問題の分析視点として —— 安満弁吉（大阪支部）

高知支部活動報告

Iはじめに

高知支部は、1977年に結成され現在重森理事長をはじめ4名の教官と8名の労働者で構成されている。他支部と異って労働者を中心に研究活動を続けていることが高知支部の特徴となっている。つまり自己の労働の分析と、研究を労働運動にどう役立てるかが中心課題となっているのである。時には感情的になることもあるが、非常に活発な議論が交わされるのが常である。かつてこれ程熱心に、また深く議論した学習会があったであろうかと思われる程エネルギーを費やすのである。しかし、マラソンのあとのように、疲労感と同時に“爽快感”を覚え、エネルギーの補充・蓄積をしたように感じる。なによりも自己の労働や運動のうえに立った、対等・平等な議論こそが、思いきった議論を押し進めているのである。

II 活発な研究活動

私達の支部は月2回の例会を中心に運営されている。一度は少しづつであるが、資本論をみっちりやることにしている。なによりも支部員は労働者であり、経済学とくに資本論にはまったく素人であるために、マルクス独特の言い廻し（表現）や、人名・地名にまどわされ、何度もマルクスをうらんだことであろうか。資本論は「論理学」といわれるよう、あらゆる学問（歴史・哲学・地理・国語・外国語・法律・数学はては推理にいたるまで）の質を問われることに、もっとも“苦痛”を感じるのである。しかし参加者は、自己の得意とする分野で議論に

参加できるメリットがある。そしてこの資本論の“苦痛”をベースにして他の文献や個人研究に生かしていくことによって各人の強みが出てくるのである。

他の1回は専門書または個人研究の発表をやっている。今まで主として「公務労働論」を重点的に学んできた。この2～3年間で、自治体論学科のカリキュラムは一応こなしてきた。間に、高知自治体問題研究所の『高知県政・批判と展望』の書評を入れたり、また馬路村の国有林問題の調査を行うなど、高知の現実をふまえた学習が続けられた。いわゆる「公務労働論」という点からいえば、全国的水準に達しているものと思われる。メンバーは自治体労働者が中心であるが、その他にも、農業関係、小売関係、民間企業などの労働者もくわわっている。金融流通論学科、労働農民運動論学科などのカリキュラムをミックスして、あらたに高知学科を編んで、今とりくみを開始したところである。

III 支部活動の課題

どんな組織もそうであるように、会費の納入率が活動のバロメーターである。その向上に支部は努力をかたむけてきた。そのためには、支部の活動状況を常に「知らせきる」ことである。我が支部では、基礎研所報（ハガキ・月1回）を発行し研究会の通知とその他の諸活動の予定や報告をのせている。この所報は、所員・通信読者その他を合せて120通を発行し、研究活動をささえる大きな力となっている。また本年3月には研究会の議論内容や理論水準を明らかにし、また参加できなかった会員に知らせる

事を目的として「ゼミナール通信」の発行も始めている。

このような諸活動を基礎として問われてくるのは個人研究（特に論文作成）の水準の向上である。高知支部では、個人研究の報告の場も多く設定してきた。この報告には、まさに同志的な批判が容赦なく打ちこまれるのである。ある人は、20分の持ち時間を大巾に延長しても結論をまとめきれず、ついに「4階の窓から飛びおりる」と絶叫したが、より水準を高めるために徹底的に議論をした。このような方法は、一人の研究のために全員が苦を共にし、また全員の理論的向上に大きく貢献してきたと言える。この成果は、交流合宿や研究大会に生かされている。持ち時間の中で、自分の言いたい事、内容のポイントを良く整理し、わかりやすく発表する訓練ができるからであると思う。

また支部独自の合宿を毎年一回開催している。この時には古典をはじめ専門書をじっくり

と時間をかけて討論することにしている。もちろん交流（酒が入る）のウエイトも大きくならざるを得ない。

このような支部活動でも多くの課題をかかえている。12名の会員の約半数が忙しさのため研究会などの活動に参加できない事が多い。忙しい人にこそもっと必要な学習や研究が保障されないのは残念でならないし、支部の運営の上でもこの人達に手の届く活動形態をつくり出していく必要があると考えている。また4年余の活動の中で平均年齢が30歳を越えてしまったため、若い層を参加させることが緊急の課題となっている。

ともあれ高知支部は全国の経験に学びながら、基礎研の発展のために、そして労働運動等に少しでも貢献できるように一層研究活動を強めていく決意であります。

（文責 太田紘志）

「働きつつ学ぶ」

伊東 秀明（横浜市）

「働きつつ学ぶ」という言葉を聞いたとき、二つのことを連想しました。一つは自分の関心に基づいて働きながら勉強を続けるということ。もう一つは自分の仕事について研究をし仕事のあり方について考えること。

学業を終えたあとでも、自分が学んできたことを更に学び続けたいと思っている人は沢山いるでしょう。私もその一人です。学生時代は帝国主義の理論について、その理解を深めたいと望んでいました。しかし大学の4年間ではあまりに短かすぎます。だから、卒業をしてもその意欲はなくなるものではありません。更に働くようになってみると、帝国主義の理論を理解したいという気持と同時に、現代の帝国主義を分析してみたいという気持が強くなってきます。しかし、どこからどう取っ掛かったらよいものやら。学習・研究集団というのは、なかなか作れるものではないし、希望にあったものが見つかるというしろものでもない。

神奈川県下では労働者が職場で自由のない悲惨な状態におかれています。資本によるファッショ支配。一体これを許している力は何か。そして、もっと大きな目を見ひらいてみるなら、先進資本主義国と呼ばれ、国民が商品のなかにうずもれ「幸せ」な暮らしをしている各国を支配している資本の実体はどのようなものであるか。他の資本主義国のこと良く理解するにはどのようにしたらよいのかなど、思えばあせりさえ感じてしまうこともあります。

もう一つの、自分がいま就労している分野のことについて研究するということも、大切なことだと思います。とかく私達は仕事をやらされている、メシのたねで働いているだけだと思わされて仕事に対して受け身になってしまふ。実は一人一人の仕事が社会を作り上げているの

に、全体の中でごく小部分ともなれば、そこを研究してみようという気持にはなれない。私も先に述べた事柄の方に気が引かれて自分の仕事の分野を見直してみようという気にまだなれないのですが……。

これからも自分の関心のおもむく所に従ってこの雑誌をおおいに活用したいと思っています。それがまた、働きつつ学ぶことの良さなのではないでしょうか。

(80. 8. 7)

『通信』購読の動機と期待

松本 新（北海道）

学生の頃、「マルクス主義の内部的危機」といわれた時期、科学性と党派性にかたくらうちされた『マルクス講座』全四巻の発刊は、科学的社会主義の“導きの糸”として、大きな勇気と激励をあたえてくれました。それ以来、なにかばファン的要素も手伝って、京大経済学部を中心とした研究者の業績を貪欲に吸収してきました。『通信』の購読もその延長線上のことであるような気がしています。

これから編集の一つの方向として、たとえば、学際的研究の問題を検討できないでしょうか。経済科学を研究の基軸にすえながら、誌面の一部を哲学、政治学、文学などの研究者に提供し、共通の問題について論議してみるのはどうでしょうか。

実際、いま労働者階級の重要な課題の一つになっている「現代日本社会主義」論構築の問題ひとつとっても、経済科学だけではとうていフォローできるものではありません。そして現実の要請からすれば、この課題に応えるところにこそ、経済科学の科学性と党派性とが存在しているのも事実だからです。その意味で、80年代全体を視野にいれた『マルクス講座』現代版の発刊などを展望した『通信』の編集を期待しているところです。

（団体職員）

「つんどく」の効用

松田 佳夫（高知県）

「経済科学通信」を知ったのは、上京した時の楽しみの本屋巡りのときでした。帰高し、ある会で「いい本がある」と話すと、さっそく「読者になれ」と、基礎研のメンバーがいて——驚ろき——定期購読をはじめました。以来4年余（16号より）になりますが、「つんどく」の方です。これも学習の一部と根気よく「つんどく」を進めています。

「つんどく」については、「現代経済学」(1)で池上先生が書かれていますが、「通信」28号を手にして、シンポジウム「現代の階級理論と労働者階級」（完）を見て、(1)から読みたくなり、25号を引っぱり出してみると、中谷先生の「アダム・スミスの労働論」が出ているのを見て、見落していたことを悔んでいます。

農業の今日の事態を、私は、農民の農業労働を否定する、広く自営業者の労働を否定する問題として見ることを自分の課題としているからです。

しかしこれも「つんどく」で、25号があったからだと、遅々として進まない学習ですが「牛のよだれ」で頑張っています。（団体役員）

「危機」と「権利」について

三上 享（福井県）

「危機」という言葉の意味は「危険な状態」と私は考えている。それでは何が危険であり誰にとって危険なのか、という観点が必要であると思うのです。我々は民衆の一員として、毎日の生活の中で危険を感じる事によって危機を意識できると思うのです。つまり、私の生活は毎日働き賃金を得て一家を支えて行く事が最大の課題です。この生活をおびやかす事は私共家族の生存に関わる問題です。この様な生存をおびやかす物に対して断固として生きる権利を主張

せざるを得ないです。又、種々の書物を読み、自らの理性の判断により主張したい事を堂々と言う事も権利だと思います。生活とは我々にとって何らかの種類の権利の行使によって営まれていると言っても過言ではないように思います。

この権利の主張という事は、私の関わっている障害者にとって大変重大な意味を持っています。まだまだ障害者に対して社会的偏見や差別が根強くある中で、障害者自らが社会の一員として生きて行きたいという願いが、権利として行使される事によって、障害者自身の人間的変革がなされるのです。そして権利の行使の中で作られて行く仲間と、その輪の広がりの中に社会的基盤が形成されるのです。民衆が自からの生きる権利を含めて様々な権利を主張し行使する行動の中で仲間を作り、その輪を広げて行く事、それが又、障害者の生きる権利が確立されて行く過程もあります。そんな輪の広がりが体制側にとって危機を感じるのだと思います。我々にとって危機とは権利を主張し行使する事をあきらめたり投げだしてしまう事であり、それが民衆の危機と云えるでしょう。危機を危機としてとらえられない状態、それが危機であると思います。その為には民衆の心をとらえる理論を学び、自らの生活権の行使を仲間とともに発展させて行きたいと思います。

芝田進午氏の発達論に想う

鈴木 章二〔青水 司〕

小生の問題関心ともかかわって、藤岡惇氏の「『剩余価値の生産』をめぐる二・三の問題」を興味深く読ませていただきました。

芝田進午氏の所説については多くの批判が提起され（中村静治『技術論論争史』下、青木書店参照）、小生も非力をかえりみず若干の問題提起を試みた（拙稿「現代技術者論の基礎視

角」大樟論叢第13号)。そこで最も問題にしたかったことは、芝田説によって変革主体形成論が展開できるのかという点であった。芝田氏は生産関係を捨象したところで労働者の発達を論じ、生産関係を導入したところではその発達が阻害され、ここに変革主体形成の契機を見いだしたのである。しかし、変革主体形成の契機は資本主義そのものが生み出すのであり、その意味で資本の自己矛盾として変革主体形成論を展開しなければならないというのがマルクスの思想であったと考え、そのことを技術的労働に焦点をあてて分析した。

しかし、生産力と生産関係の関連についてはなお勉強不足であり、高島善哉氏らの「生産力一生産関係一体」論、生産力の質を問う加藤邦興氏の議論の検討の必要性を感じている。こうした矢先藤岡論文に接し、資本の権力の確立を生産力と生産関係の相互依存・同一性の側面から展開する方法、資本の権力の一方的発達は労働者にとっては自然成長的とする視点には教えられるところ大であった。

小森氏の藤岡論文への反論を期待するとともに、「戸名一鈴木論争」への第三者の介入を願って若干問題提起したい。

『資本論』の展開方法について、藤岡氏は「剩余価値論全体」とすれば、逆に資本主義の大工業的形態の新たな特質をより未発展な形態と比較しつつ全面的に分析」しているとし、芝田批判を展開しているが、この点はすれ違いではないか。すなわち、剩余価値論の展開としては藤岡氏のいわれる通りであるが、マルクスは協業、マニュ、大工業という労働過程の各々の発展レベルを前提にして、素材的側面から価値的側面へと分析することによって、全体として「資本主義の大工業的形態」を抽象から具体へと展開しているのであって、藤岡氏と芝田氏が方法的に、逆とはなっていないのではないか。

芝田氏の問題はむしろ生産関係の捨象の仕方にあるのではないか。生産関係を捨象する場合、抽象的ではなく生産関係に規定された具体的な生産力が問題にされねばならないと思われる

(この点については前掲拙稿 p. 62 を参照されたい。またこの点は拙稿「科学的な科学・技術労働論展開のために」『通信』第24号の主張点でもあった)。

以上舌足らずですが、建設的な論争を期待してペンを置きます。

研究大会に初参加して

Y. S. 生 (大阪)

一度民間へ就職するとどうも研究の世界から疎外されてなかなか近づけない。大学なども、そういう点では権威主義的で閉鎖的だ、というのが、私達企業にいる者の実感です。その意味で、基礎研との出会いは大変嬉しいことでした。

今回、第3回研究大会に初めて参加しましたが、それは実に気持のいい雰囲気の中での大会でした。3日間に亘る各討論を聞きながら、早く私も研究にとりかかりたい、と思いました。

私達労働の現場には、経済学研究にその解決を求めている問題が、たくさんあるように思います。

中村先生を囲んでの夜のミーティングも、印象に残るすばらしいひとときでした。全日程を了えてセミナーハウスからの坂道を下る時、六甲の山々が、今迄になく美しく見えました。

公共図書館の職場から

松尾 昇治 (東京都福生市)

私は都下のある公共図書館に働く自治体労働者です。この仕事について7年、異動の多い自治体の職場にあって、もう一番長いグループになってしましました。この間、図書館の仕事を

読者のひろば

してきて、図書館で働けたことを幸せにおもっています。

日本の公共図書館は、ここ十数年の間に飛躍的に発展しました。たとえば、全国の図書館数は、1965年の660館から79年には1,166館に増え、個人貸出冊数は、65年に711万冊であったのが、78年には1億1,047万冊と実に15倍もの伸びを示しています。とくに東京の三多摩地区の図書館活動は活発で、全国の図書館の牽引車の役割をはたしてきたとよくいわれます。私の勤める図書館では、年間36万冊を超える貸出があり、職員は毎日忙しく働いています。

公共図書館は、資料を求めるあらゆる人々にこれを提供することを基本に、貸出中心の活動をすすめてきました。そのあらわれが、貸出冊数の飛躍的伸長になったのです。

ところが、わが国の公共図書館も欧米の水準からは程遠く、さまざまな問題をかかえています。図書館の未設置自治体の多いこと（市部の設置率79%，町村12%）。図書館の専門的職員である司書職の制度化が遅れていること。「地方財政危機」といわれ、資料購入費が充分につかないこと。図書館システムの確立の問題等々。

しかし、図書館には夢があります。「自由で民主的な社会は、国民の自由な思考と判断によって築かれる。国民の自由な思考と判断は、自由で公平で積極的な資料提供によって保証される。……公共図書館は、国民の知的自由を支える機関であり、知識と教養を社会的に保証する機関である。」（市民の図書館より）。あらゆる資料が図書館に揃い、すべての人々が図書館を利用する。この夢が実現するよう願いつつ日々の仕事にはげんでいます。

証券業に就いて

I. F. 生（大阪）

学窓をでて早や4ヶ月、毎日毎日刻々と変化する株の世界にもようやく慣れてきたところです。「働きつつ学ぶ」ことを心に誓って実社会に飛び込んだものの、現実の厳しさについていくので精一杯です。ただ幸か不幸か経済現象の最先端に取組む業種ですので、仕事が即学習・研究に結びつくという恵れた一面もあります。「金もうけのため」だけに仕事を位置づけなければ、の話ですが……。（証券労働者）

民主的労働政策の探究を

K. 生（兵庫県）

私、今年大学を卒業し、地方公務員となった者です。学生当時、貴『通信』の購読をすすめられ、前金郵送ということで送っていただいています。

職場では労働行政に携わっており、政策論的にこの分野をどう深めればよいのかと思っています。失対事業の積極化や解雇制限など、一応提起されているけれども、現行の雇用対策法を中心とする複雑で体系的な労働者支配の機構をどう民主的で国民本位のものに転換するのか。いわば「資本に従属した労働力政策」にどんな「民主的で国民本位の労働力・雇用・失業政策」を対置するのか。現代民主主義論における雇用・失業政策は何か。まだこの分野での政策論の展開が十分でないと思う。この点の追究がほしい。

貧困化論の深化を

藤井（京都）

貧困化の現代的特質としての不安定就業層の状態に興味をもっています。この点の分析また政策的対応にかんしての論文を期待しています。（大学院生）

読者のひろば

◇編集後記◇

○……本号をもって、私たちの『経済科学通信』が、また新たな発展の画期を築いたことを、読者の皆さんにお知らせします。毎号の「読者のひろば」に寄せられた全国の読者の皆さんの期待に応えるべく、編集局では、今回3つの点で大きな編集上の改革を取り組みました。第1は、表紙の装丁を思いきって改めたことです。デザインも気に入っていただけではどうか。第2に、それに伴って、内容の充実をはかり、所員・読者のみならず、より広く「働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の教育・研究誌」としての本誌の社会的役割を果すべく、大幅な増ページを図ったことです。こうした紙面の拡充に応じて、第3に、必要最小限の価格の改定を行いました。価格の改定の問題は、私たち編集局員の常なる頭痛の種でした。インフレに負けてなるものか、何としても価格据え置き

を、という私たちの願いをこれまで支えて下さったのは、所員をはじめ多くの執筆者と読者の皆さんとの御協力に他なりません。しかし、今回、本誌18号(1977年4月)以来、長期間据え置いてきた価格を改めざるをえませんでした。今後も最大限の御協力と御理解をお寄せ下さい。

○……今回は、夏の研究大会の成功を伝える大会特集「現代世界経済と日本資本主義」を掲載しました。都合で参加できなかったみなさんも、誌上で参加して下さい。御意見などお寄せ下さい。また、〈科学運動〉、〈学際交流〉など新たな企画も登場しました。「読者のひろば」にとどまらない、読者の皆さんのお意見も大歓迎です。

○……次号では、〈古典の読み方〉、〈誌上討論〉などとともに、第30号記念として経済学教育特集を編んでいます。紙面充実第2弾! 乞御期待!

経済科学通信 (季刊) 第29号 1980年9月25日発行

編集・発行	基礎経済科学研究所 (〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル) TEL (075) 255-2450
編集委員	振替 京都1972 基礎経済科学研究所 編集局 青木 司 池上 慎 江尻 彰 尾崎 芳治 木原 正雄 小淵 港 坂井 昭夫 竹味 能成 島 恭彦 重森 晓 田井 修司 中谷 武雄 中村 雅秀 林 弥富 藤岡 慎 光岡 博美 森岡 孝二 柳ヶ瀬孝三
印刷所	新日本プロセス株式会社 (〒601 京都市南区吉祥院石原上川原町21) TEL (075) 661-5668
価格	1部 800円 (実費) 定期購読費 (年間4冊分) 3,300円 (郵送料400円)

青木教養選書

* 46判カバー表

田口富久治・佐々木一郎・加茂利男著 定価一二〇〇円 政治の科学 〔改訂新版〕 山口正之著	経済の科学 鶴田満彦著 仲本章夫著 定価一五〇〇円	現代社会問題の理論 大沼正則著 定価一四〇〇円
堀中浩著 三上礼次・鈴木亮編 現代国際貿易論 定価一六〇〇円	論理学入門 堀中浩著 三上礼次・鈴木亮編 現代資本主義の理論 定価一六〇〇円	現代政治経済学の理論 仲本章夫著 定価一五〇〇円
現代の哲学 横倉弘行著 中村行秀編著 定価一三〇〇円	現代統計学入門 山田洸・ほか著 藤島洋一著 マルクス経済学の基礎理論 加藤邦興・滋道裕治・山崎正勝編著 定価一三〇〇円	現代の哲學 横倉弘行著 中村行秀編著 定価一三〇〇円
社会科学概論 合計定価三四〇〇円 現代の経済学 上下 定価一四〇〇円	自然科學概論 中本博通・菱山謙二著 科学としての經營学 角谷登志雄著 定価一八〇〇円	会原

青木書店

東京都千代田区神保町1-60

振替・東京 8-36582